



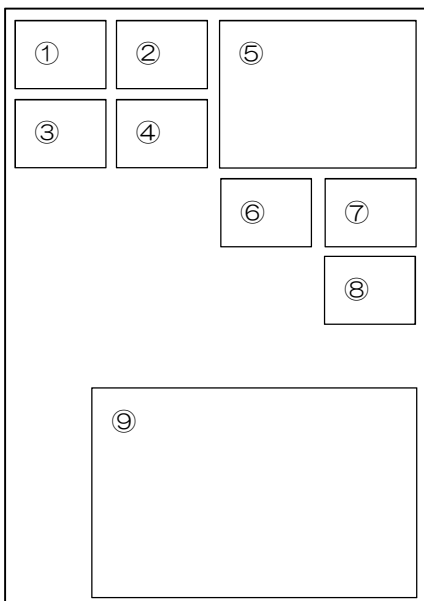
環境と調和する、

人にやさしい都市岐阜

岐阜市 環境基本計画

計画期間：2018（平成30）年度～2022年度





【表紙（写真）】

- ① 小学校でのダンボールコンポスト出前講座
- ② ながら川ふれあいの森での
こどもエコクラブ発足式（自然体験活動）
- ③ DREAM Solar ぎふ太陽光発電所での環境教育
- ④ リサイクル施設見学
- ⑤ みんなの森ぎふメディアコスモス
- ⑥ ぎふ減 CO2 ポイント制度
- ⑦ 長良川でのアユの産卵床造成
- ⑧ 大学祭での雑がみイベント回収
- ⑨ 達目洞での環境保全活動

【裏表紙（写真）】

網代での水生生物調査

はじめに



本市は、織田信長公ゆかりの岐阜城を頂き、自然の姿をそのまま残す緑豊かな金華山や、1,300余年の鵜飼の伝統が今に引き継がれ、豊富で清浄な水をたたえる清流長良川などの美しい自然に恵まれた都市であり、私たちは、この恵み豊かな環境を享受し、共生しながら生活を営んでいます。

こうした恵まれた環境を次代に引き継ぐため、平成25年に改定した「岐阜市環境基本計画」では、「自然環境の保全」「地球環境の保全」「ごみの減量・資源化」の3つを重点施策に位置付け、市民・環境保全団体・事業者及び行政が協働して、様々な環境に関する取り組みを進めてまいりました。

世界に目を転じると、国連サミットにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や、COP21において採択された「パリ協定」の発効など、地球規模の環境課題に対する国際的合意が立て続けになされており、持続可能な社会の実現に向けた国内外を取り巻く状況は、大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、本市の目指すべき方向性を定め、着実に環境施策を推進するため、この度「岐阜市環境基本計画」を改定いたしました。

本計画では、様々な環境問題に対して全ての市民が主体となった取り組みを推進するため、「環境教育・市民運動」を最重点項目に位置付け、ひとつづくり・まちづくりを推進してまいります。そして、本市が目指すべき環境都市像として掲げた「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の実現に向け、更なる取り組みを進めてまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、本計画を改定するにあたり、慎重にご審議をいただきました岐阜市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様から感謝申し上げます。

平成30年3月

岐阜市長 柴橋 正直

目次

第1部 計画の基本的事項

第1章 計画改定の背景	1
第1節 これまでの経緯	
第2節 取り巻く背景	
第3節 これまでの取り組みの成果	
第4節 今後の課題	
第2章 計画の位置づけ	8
第3章 計画の考え方	9
第1節 目指すべき環境都市像	
第2節 計画の基本目標	
第4章 計画の期間	11
第5章 計画の対象地域	11
第6章 計画の担い手と役割	12
第7章 施策体系	13

第2部 施策の展開

個別施策

第1章 施策1「生活環境を快適にします」	15
第1節 大気環境の保全	
第2節 水・土壌環境の保全	
第3節 騒音・振動・悪臭の規制	
第4節 環境美化の推進	

個別施策

第2章 施策2「地球環境を保全します」	29
第1節 地球温暖化対策の推進	

個別施策

第3章 施策3「生物多様性を保全します」	37
----------------------	----

第1節 生物多様性の保全	
--------------	--

個別施策

第4章 施策4「ごみを減量・資源化します」	45
-----------------------	----

第1節 廃棄物の対策	
------------	--

総合的施策

第5章 施策5「環境意識を高めます」	53
--------------------	----

第1節 ひとづくり・まちづくりの推進	
--------------------	--

第2節 環境重点地区の設定	
---------------	--

第3部 計画の推進

第1章 計画の推進体制	65
-------------	----

第2章 計画の進行管理	66
-------------	----

第4部 参考資料

第1章 施策指標一覧	67
------------	----

第2章 計画の改定経過	69
-------------	----

第1節 改定経過	
----------	--

第2節 岐阜市環境審議会委員	
----------------	--

第3節 岐阜市環境審議会環境基本計画検討部会委員	
--------------------------	--

第4節 岐阜市環境審議会への諮問・答申	
---------------------	--

第3章 参考資料	72
----------	----

第1節 岐阜市環境基本条例	
---------------	--

第2節 用語集	
---------	--

※用語集では、本文中に登場した専門的な語句や、本市独自の使い方を行っている語句（例えば、ホットスポットやレポリューション）の意味を説明しています。

第1章 計画改定の背景

第1節 これまでの経緯（図1-1-1）

本市では、1998（平成10）年3月に環境施策を総合的かつ計画的に展開するため「岐阜市環境基本計画（平成10～19年度）」を初めて策定するとともに、2002（平成14）年9月には、『環境と調和する、人にやさしい都市岐阜』を将来都市像として目指した「環境都市宣言」を行いました。更に、2006（平成18）年9月、環境の保全及び創出に係る基本理念、基本原則等を定めた「岐阜市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定するなど、市民、環境保全団体、事業者及び行政が協働して、様々な取り組みを進めてきました（表1-1-1）。

2008（平成20）年12月、環境基本条例の基本原則に掲げる環境教育、情報共有、役割分担をキーワードに、環境基本条例に基づく計画として、第2次となる「岐阜市環境基本計画（平成20～24年度）」に改定するとともに、2011（平成23）年には、分野別個別計画として「岐阜市地球温暖化対策実行計画」「ごみ減量・資源化指針2011」を策定し、取り組みを推進してきました（表1-1-2）。

更に、2013（平成25）年5月には、自然環境の保全、地球環境の保全、ごみの減量・資源化の3つを重点施策に位置付けた第3次となる「岐阜市環境基本計画（平成25～29年度）」に改定し、総合的な環境施策を進めてきました。

そして、重点施策を着実に推進していくため、2016（平成28）年3月には「岐阜市生物多様性プラン」を策定し、2017（平成29）年3月には「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「ごみ減量・資源化指針」へそれぞれ改定を行い、分野別個別計画に基づき様々な取り組みを推進しているところです。

「環境都市宣言」

自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山。豊富で清浄な水をたたえ、1300年の鶴飼の伝統が今も続く清流長良川。岐阜には先人たちが大切に守り育て、受け継いできたかけがえのない自然があります。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、さらによりよいものとして次代に引き継がなければなりません。

いま、自然の持つ復元力を超え、地球規模での広がりを見せる汚染や環境破壊が問題とされています。求められるのは、一人ひとりの日常生活や社会経済活動が、環境へ負の要因となっていることを認識し、環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するための積極的な行動です。

そこで、私たちは

- 1 自然との共生、共存をはかり、快適環境を創出します。
- 1 循環型社会をめざした、事業活動や市民生活を構築します。
- 1 地域の環境づくりに、自ら積極的に取り組みます。

これらを基本に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指します。

今後も、市民、企業、行政が一体となって、地球環境の保全と、心やすらぐ都市環境を目指して、まちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言します。

平成14年9月8日

岐阜市

表1-1-1 環境基本条例の概要

基本理念（第3条）

- ① 社会、経済及び文化の発展と、環境の保全及び創出を両立
- ② 人と自然が共生する社会において市民が恵まれた環境を享受できるようにし、さらに次の世代へ引き継ぐ
- ③ 循環型社会の実現
- ④ すべてのものが環境への負荷を低減することについて、まず自分でできることを積極的に行って、更に協働して効果的な対策を行う

基本原則（第4条）

- ① 環境教育優先の原則（まず理解してから取り組む）
- ② 情報共有の原則（みんなで情報を共有）
- ③ 役割分担の原則（適切な役割分担と適正かつ公平な費用分担）

役割分担（第5～8条）

市民、事業者、環境保全団体の役割、市の責務

表 1-1-2 分野別個別計画

自然環境の保全、地球環境の保全、ごみの減量・資源化の各分野の取り組みを推進するために策定した計画

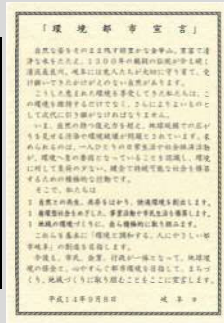
分野	自然環境の保全	2016（平成28）年3月策定	「岐阜市生物多様性プラン」 ・目指すべき将来の姿「多様な生きものと“あたりまえ”に暮らすまち」 ・「3つの基本方針」と「8つの取組」を設定
	地球環境の保全	2011（平成23）年3月策定	「岐阜市地球温暖化対策実行計画 ー低炭素都市へのレボリューションー」 ・将来都市像「持続可能で快適な低炭素都市・ぎふ」 ・「5つのレボリューション」と「7つの重点施策」を設定
		2017（平成29）年3月改定	「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」 ・将来都市像は継承 ・「5つのレボリューション」は継承しつつ、重点施策を1つ追加し「8つの重点施策」を設定
	ごみの減量・資源化	2011（平成23）年11月策定	「ごみ減量・資源化指針2011」 ・「3つの基本方針」と「6つの基本施策」、「5つの作戦」を設定
		2017（平成29）年3月改定	「ごみ減量・資源化指針」 ・基本方針、基本施策は継承しつつ、作戦を1つ追加し「6つの作戦」を設定

岐阜市環境基本計画改定の経緯



●1998
(平成 10) 年

○岐阜市環境基本計画（平成 10～19 年度）策定
環境施策を総合的かつ計画的に展開するため、
初めて策定した計画

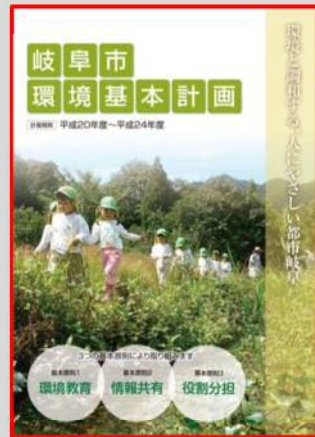


○環境都市宣言
目指すべき環境都市像
「環境と調和する、
人にやさしい都市岐阜」

●2002
(平成 14) 年



●2006
(平成 18) 年



○岐阜市環境基本計画
(平成 20～24 年度) 改定
環境基本条例に基づく計
画。環境教育、情報共有、
役割分担がキーワード

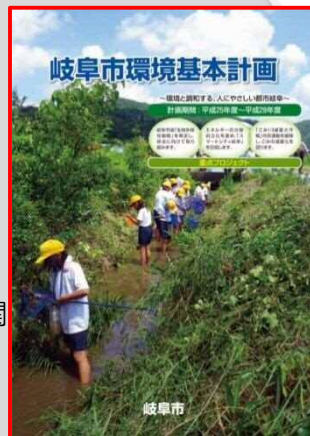
●2008
(平成 20) 年

○岐阜市環境基本条例制定
環境の保全及び創出に係る
基本理念、基本原則、役割分担を
規定

●2011
(平成 23) 年



○岐阜市地球温暖化対策実行計画策定
○ごみ減量・資源化指針 2011 策定
地球環境の保全、ごみ減量・資源化に關
する分野別個別計画



●2013
(平成 25) 年

○岐阜市環境基本計画
(平成 25～29 年度) 改定
「自然環境の保全」
「地球環境の保全」
「ごみの減量・資源化」
を重点施策に設定



●2016
(平成 28) 年

●2017
(平成 29) 年

○岐阜市生物多様性プラン策定
自然環境の保全に関する分野別個別計画
○岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定
○ごみ減量・資源化指針改定

第1部 計画の基本的事項

図 1-1-1 岐阜市環境基本計画改定の経緯

第2節 取り巻く背景

国・県の取り組み

国においては、『人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会』を目指すとした「第4次環境基本計画^{*}」を2012（平成24）年4月に閣議決定しました。「地球温暖化対策」「自然の保全・活用といきものとの共生」「資源循環の実現と安全・安心の確保」を重点施策に掲げ、循環共生型社会の構築に取り組んでいます。

※現在、国において、これまでの累次の環境基本計画において提示されてきた原則や理念を維持した第5次環境基本計画の策定作業を進めています。

また、県では、「岐阜県環境基本条例」に基づき、2016（平成28）年3月に「第5次岐阜県環境基本計画」を策定し、『～新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり～』の基本理念の下、5つの基本方針（『清流の国ぎふ』を未来につなぐ人づくり」「地球温暖化を防止する」「資源が循環される社会を築く」「ふるさとの自然を守り共生する」「安全で健やかな生活環境で暮らす」）に基づく取り組みを推進しています。

世界の動向

一方、世界に目を向けると、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、気候変動や持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取り組み）、生態系の保全等、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、開発途上国だけでなく先進国も含めて、様々な課題を2030年に向けて解決する強い意志が共有されました（図1-1-2）。



図1-1-2 17の持続可能な開発目標（SDGs）[資料：国連広報センター]

また、2015（平成27）年12月に開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、世界各国が協調して、産業革命前からの世界平均気温上昇を2℃未満に抑えるという目標を掲げ、全世界で地球温暖化対策に取り組むための「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月に発効しています。

第3節 これまでの取り組みの成果

環境意識

2016（平成28）年度に行った「市民意識調査」によると、93.6%の市民が、本市が「金華山や長良川などの自然の豊かなまち」だと感じている一方で、本市の将来都市像として、「おおよそ10年後、岐阜市がどのような都市になってほしいと思いますか。（3つまで選択）」という設問では、「水と緑に包まれた自然豊かな都市」という回答に関して、2011（平成23）年度の調査では48.8%であったものが、2016（平成28）年度の調査では18.5%に減少しています（図1-1-3及び図1-1-4）。

これは、本市が自然（水と緑）が豊かなまちであるという意識が浸透し、これをあたりまえに感じている現れだと考えられます。

Q. 金華山や長良川などの自然の豊かなまちだと思いますか。

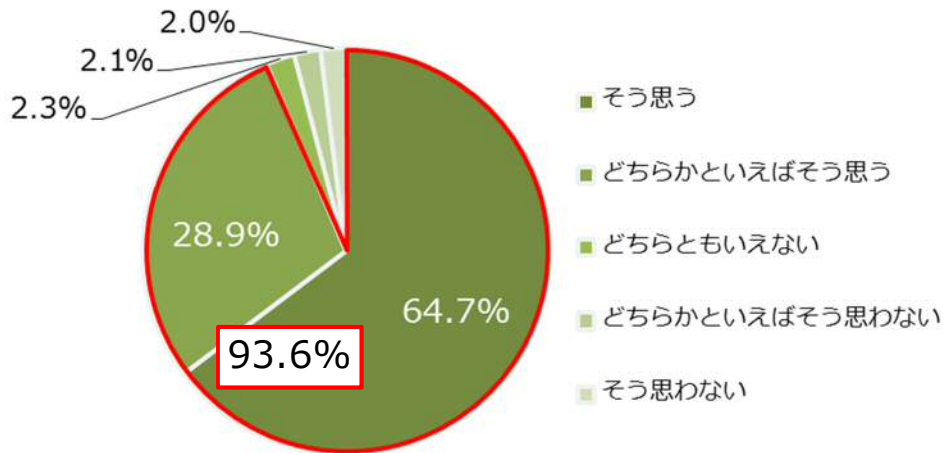


図 1-1-3 市民意識調査の結果①

Q. おおよそ10年後、岐阜市がどのような都市になってほしいと思いますか。（3つまで選択）

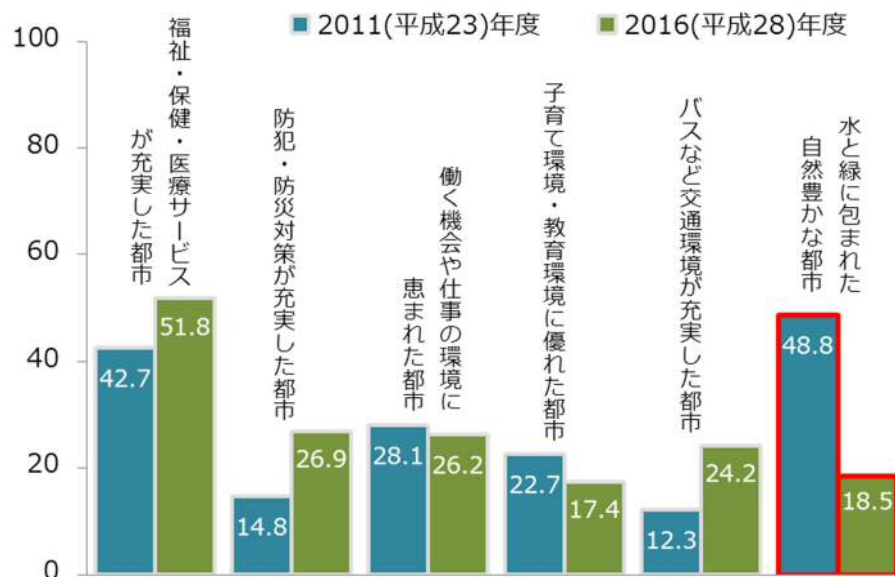


図 1-1-4 市民意識調査の結果②

環境に関する取り組み

また、「電気などの省エネに取り組んでいますか」という設問では、64.8%の市民が「取り組んでいる」又は「どちらかといえば取り組んでいる」と回答しており、また、「リサイクルなどのごみの減量に取り組んでいますか」という設問では、69.8%の市民が「取り組んでいる」又は「どちらかといえば取り組んでいる」と回答しています。これらから、既に、多くの市民が電気などの省エネやリサイクルなど身近にできる環境に関する取り組みを実践していることが分かります（図1-1-5及び図1-1-6）。

Q. 電気などの省エネに取り組んでいますか。

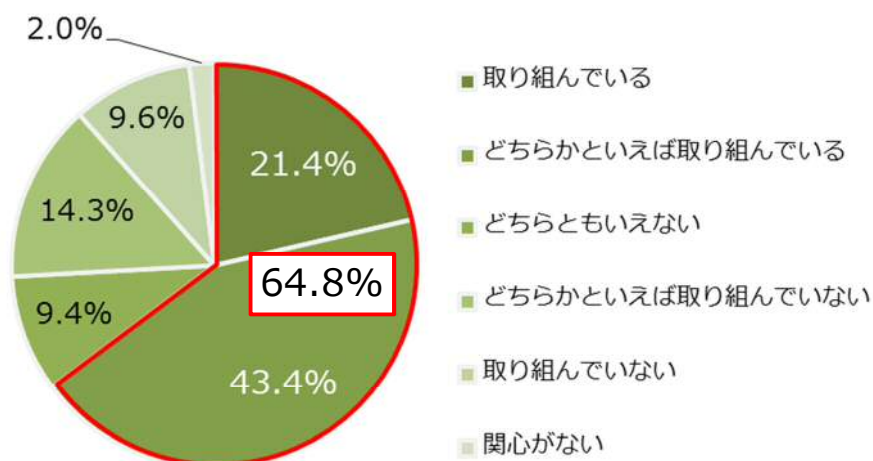


図 1-1-5 市民意識調査の結果③

Q. リサイクルなどのごみの減量に取り組んでいますか。

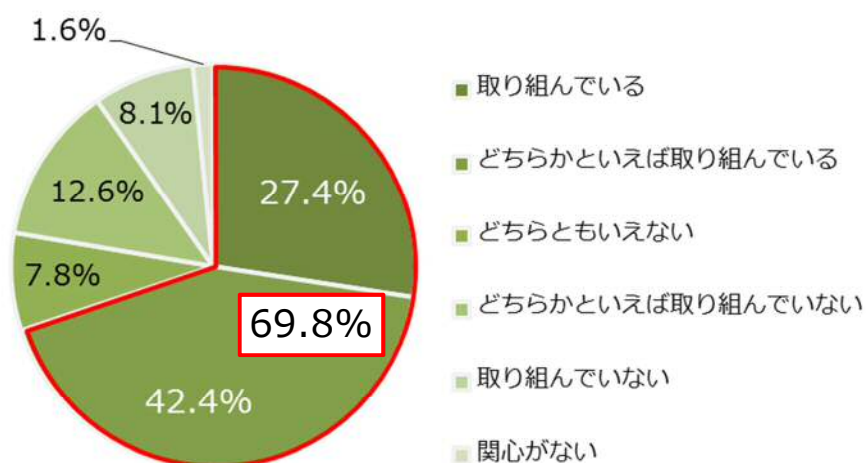


図 1-1-6 市民意識調査の結果④

第4節 今後の課題

自然環境の保全

ほとんどの市民が、本市は自然豊かなまちであると感じており、生物多様性の恵みを受けて生活しています。一方で、「岐阜市まるごと環境フェア」の来場者を対象に行ったアンケート調査では、半数以上の人々が「生物多様性」という言葉の意味を「知らない」と回答しています。また、市内には、5,400種もの多様な生きものが生息・生育している一方、465種もの生きものが「岐阜市版レッドリスト」に掲載されている状況にあることも含め、生物多様性についての理解を促進する必要があります。

地球環境の保全

多くの市民が電気などの省エネやリサイクルなど手軽にできる身近な環境に関する取り組みを既に実践しており、環境意識は高いことが伺えますが、本市の温室効果ガス排出量の推移を見ると、産業や運輸部門で削減されたことにより、市全体としては減少傾向にあるものの、家庭からの排出量は増加しているのが現状です。事業者だけでなく、市民、行政など全ての主体が当事者として連携した取り組みを推進する必要があります。

ごみの減量・資源化

ごみ焼却量をピーク時から1/3以上削減することを目標として、資源分別回収などのリサイクルを含むごみ減量・資源化に取り組んできましたが、中間目標には達しませんでした。一層のごみ減量・資源化を進めるために、ごみの発生抑制やリサイクル率向上に市全体で取り組む必要があります。

岐阜市環境審議会からの評価

「岐阜市環境審議会（以下「環境審議会」という。）」において「省エネやごみ減量に取り組む意識は高いが、関連する指標の達成率は低い。原因を分析し、施策に活かす必要がある。」「東日本大震災以降、市民の環境意識は一定水準を保っているが、行動に繋がっていないため、教育と意識啓発の見直しが必要である。」といった評価を受けています。

課題

- 顕在化した課題を解決するためには、市民が目の前にある環境問題を正しく理解し、主体的な行動をすることが不可欠です。これらを実践するため、環境教育や市民運動を推進する必要があります。
- 環境審議会において「基本目標の達成率についても評価すべき」という評価を受けていることから、基本目標を適正に評価できる仕組みを構築する必要があります。

第2章 計画の位置づけ

岐阜市環境基本計画は、環境基本条例に掲げる基本理念及び基本原則のもと、同条例第9条の規定に基づき、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。また、市政の総合的・計画的な運営指針である「岐阜市総合計画基本構想（以下「総合計画基本構想」という。）」の方針に沿うことはもとより、関連計画、国及び県の環境基本計画と整合・連携を図りながら、環境に係る分野別個別計画における施策の方向性を示すものです（図1-2-1）。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」第8条に規定された、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」を兼ねるものです。

【岐阜市環境基本条例】

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮
- (2) 環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項

【環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）】

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

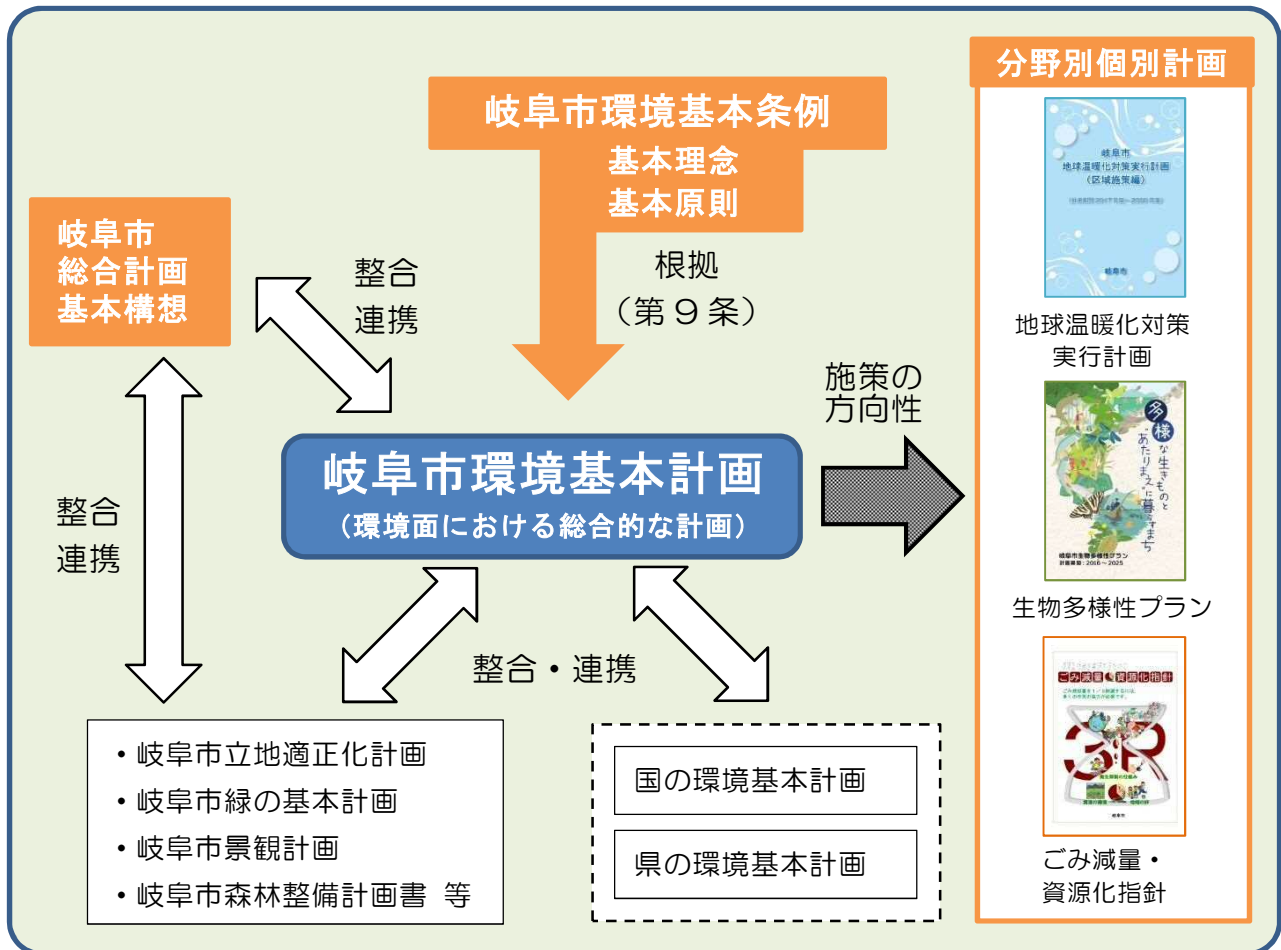


図1-2-1 環境基本計画の位置づけ

第3章 計画の考え方

第1節 目指すべき環境都市像

環境都市宣言及び環境基本条例の基本理念を踏まえ、本計画の目指すべき環境都市像を次のとおり設定します。

《岐阜市が目指すべき環境都市像》

環境と調和する、人にやさしい都市岐阜



写真 1-3-1 金華山から市北部を眺める

本計画の目指すべき環境都市像は、総合計画基本構想の将来都市像や関連計画の基本理念、将来像等と整合しています（表 1-3-1）。

表 1-3-1 総合計画基本構想の将来都市像等

岐阜市総合計画基本構想 「将来都市像②」	自然環境を損なうことなく、誰もが住みやすいと感じるような都市の利便性を実現しながら、自然環境そのものも保全して、世界と未来に向かって持続するような循環型社会を構築していくことによって、便利でありながら自然環境を損なわない、また自然環境そのものも充実した快適な都市を目指します。
岐阜市立地適正化計画 「都市づくり の基本理念」	豊かな自然と歴史に恵まれた環境の中で、快適でコンパクトな市街地が互いに連携し、健やかに住み続けられる活力あふれる県都
岐阜市緑の基本計画 「緑の将来像」	清流と深緑の山々に恵まれ緑とともに暮らす快適都市・岐阜
岐阜市景観計画 「基本理念」	美を愛で、美に和み、美に潤う岐阜のまち ～自然と都市を調和させ、歴史と未来をつなぐ景観を創り出す～
岐阜市森林整備計画書 「基本方針」	災害に強い森林づくり、地球温暖化防止に貢献する森林づくり

第2節 計画の基本目標

本市が目指すべき環境都市像「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を実現するために、5つの基本目標を設定します（図1-3-1）。

- 健康で安全、快適な【生活環境】が構築されていることを前提として、【地球環境】【自然環境】【循環型社会】の3つの分野別の基本目標が統合的に達成される環境都市を目指します。
- 【生活環境】【地球環境】【自然環境】【循環型社会】はそれぞれ相互に関連しています。【環境教育・市民運動】は、これら全てを包含するものであることから、最重点項目に位置付けます。

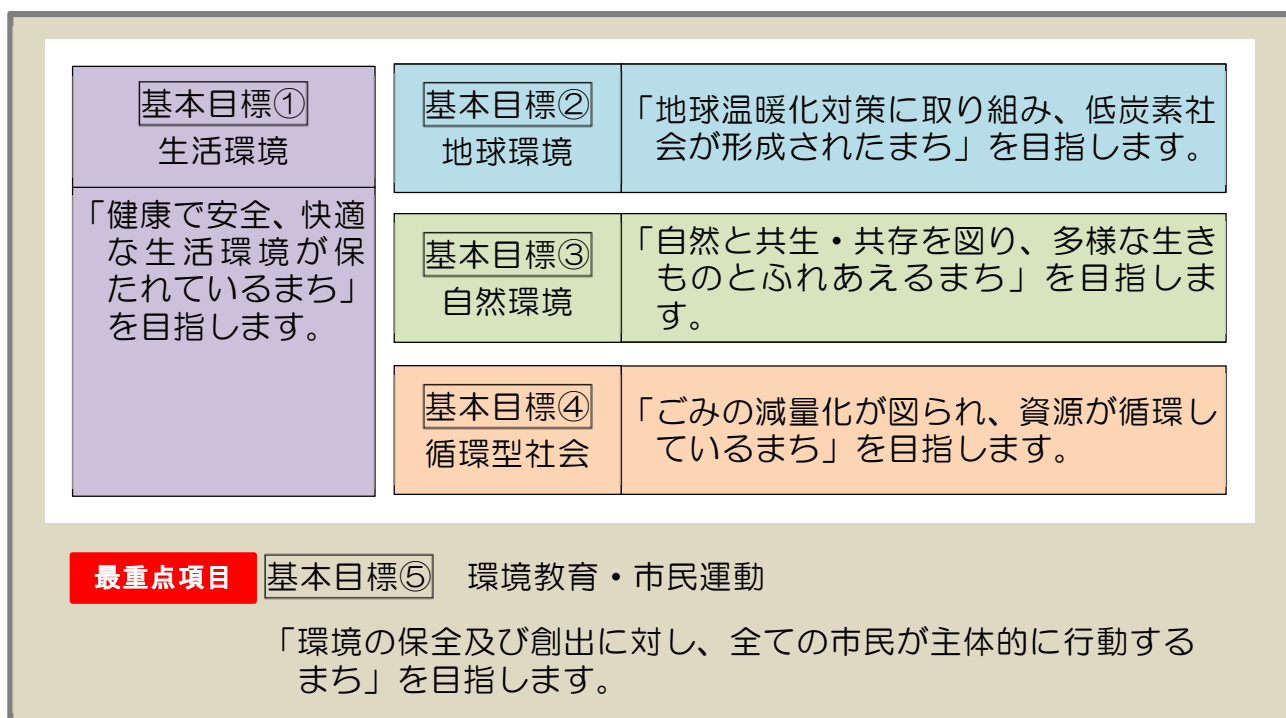


図1-3-1 基本目標の体系図

基本目標1 生活環境

「健康で安全、快適な生活環境が保たれているまち」を目指します。

- ☞ 公害の未然防止や拡大抑制に努め、大気や水、土壌などの環境を良好に保ち、健康で安全、快適に暮らせるまちを目指します。



基本目標2 地球環境

「地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会が形成されたまち」を目指します。

- ☞ 省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの利用などにより、無理なく温室効果ガス排出量を削減することで、化石燃料に過度に依存しない低炭素かつ持続可能で快適に暮らせるまちを目指します。



基本目標 3 自然環境

「自然と共生・共存を図り、多様な生きものとふれあえるまち」を目指します。

- ☞ 生物多様性を保全し、多様な生きものとのふれあいを大切にする、人と自然が共生するまちを目指します。



基本目標 4 循環型社会

「ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち」を目指します。

- ☞ ごみの発生抑制、資源の再使用、再生利用を積極的に進め、ごみの減量化が図られ、資源が循環したまちを目指します。



最重点項目 **基本目標 5** 環境教育・市民運動

「環境の保全及び創出に対し、全ての市民が主体的に行動するまち」を目指します。

- ☞ 本市の恵まれた環境を将来の世代に引き継ぐため、環境教育を充実し、環境意識を高めることで、全ての市民が自ら考え、主体的に行動するまちを目指します。



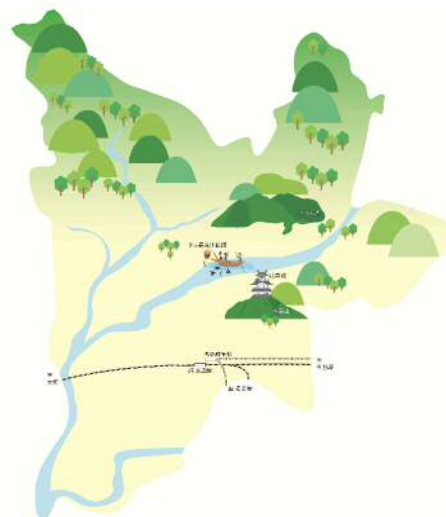
第4章 計画の期間

本計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。ただし、環境や社会経済状況等に急激な変化が生じた場合は、必要に応じて計画の内容を見直すこととします。



第5章 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、岐阜市全域とします。なお、市域の範囲を超えて広域的に取り組むべき課題が生じた場合は、国や県、関係市町と連携・協議し取り組みを進めます。



第6章 計画の担い手と役割

本計画の担い手は、「市民」「環境保全団体*」「事業者」及び「市（行政）」です。担い手は、環境基本条例に基づく役割や責務を踏まえ、協働により本計画に掲げる施策を推進します（表 1-6-1）。

*環境保全団体とは、環境の保全及び創出を図る活動を行う団体のことをいい、地域で清掃活動などを実施する自治会などを含みます。

表 1-6-1 計画の担い手と役割

	市民 事業者	協働	環境保全団体 市（行政）
市民の役割 (第8条)			<ol style="list-style-type: none"> 1 環境教育や意識の啓発を自ら進んで行い、他のものを行う環境教育に協力するよう努める。 2 循環型社会の形成に自ら努める。 3 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。
環境保全団体の役割 (第7条)			<ol style="list-style-type: none"> 1 より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努める。 2 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。
事業者の役割 (第6条)			<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員に環境教育や意識の啓発を進んで行い、他のものを行う環境教育に協力するよう努める。 2 公害を防止する。 3 原材料等が廃棄物となることを抑制し、自ら適正に循環的な利用を行い、又は自らの責任において適正に処分する。 4 製造、販売等を行う事業者は、当該製品等が廃棄物となることを抑制し、適正に循環的な利用が行われることを促進し、製品等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる。 5 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。
市（行政）の責務 (第5条)			<ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全及び創出を図るため、基本理念及び基本原則にのっとり、環境教育や意識の啓発、公害の防止、大気、水・土壌等を良好な状態に保持、野生生物の保護、森林、河川等の多様な自然環境の保全及び創出、人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出、環境の美化、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用、廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的に利用、地球環境の保全に関する施策を策定し実施する。 2 環境施策について分かりやすく説明し、意見を聴く機会を確保する。

第7章 施策体系

環境
都市像

基本目標

環境と調和する、人にやさしい都市岐阜

基本目標①
生活環境

「健康で安全、快適な生活環境が保たれているまち」を目指します。

基本目標② 地球環境

「地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会が形成されたまち」を目指します。

基本目標③ 自然環境

「自然と共生・共存を図り、多様な生きものとふれあえるまち」を目指します。

基本目標④ 循環型社会

「ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち」を目指します。

最重点項目

基本目標⑤ 環境教育・市民運動

「環境の保全及び創出に対し、全ての市民が主体的に行動するまち」を目指します。

図 1-7-1 施策体系

全ての市民が主体となった取り組みを推進

- ・環境行政の根幹である【生活環境】と、本市環境行政の3本柱である【地球環境】【自然環境】【循環型社会】を合わせた4つの基本目標を【環境教育・市民運動】が包含します。
- ・様々な環境問題に対し、全ての市民が主体的な行動を実践するため、【環境教育・市民運動】を最重点項目に位置付けます。

施策

個別施策

施策1「生活環境を快適にします」

- 1 大気環境の保全
- 2 水・土壌環境の保全
- 3 騒音・振動・悪臭の規制
- 4 環境美化の推進

重点 施策2「地球環境を保全します」

- 1 地球温暖化対策の推進

重点 施策3「生物多様性を保全します」

- 1 生物多様性の保全

重点 施策4「ごみを減量・資源化します」

- 1 廃棄物の対策

総合的施策

施策5「環境意識を高めます」

- 1 ひとづくり・まちづくりの推進
- 2 環境重点地区の設定

基本目標が適正に評価できる仕組みを構築

- ・「5つの基本目標」と対応する「5つの施策」を設定し、各施策を評価することで基本目標の進捗を適正に評価することができます。
- ・基本目標①から④に対応する「個別施策」と、これらを包含し基本目標⑤に対応する「総合的施策」を設定します。

「指標」と「目標値」を設定

- ・施策の目標達成の目安となる「指標」と「目標値」を設定します。
- ・施策の達成状況を把握し、「岐阜市環境白書」において毎年公表します。

個別施策

第1章 施策1「生活環境を快適にします」



基本目標① 生活環境

「健康で安全、快適な生活環境が保たれているまち」を目指します。

公害の未然防止や拡大抑制に努め、大気や水、土壌などの環境を良好に保ち、健康で安全、快適に暮らせるまちを目指します。

第1節 大気環境の保全

1 現状と課題

(1) 現状

大気汚染とは

大気汚染は、工場での事業活動や自動車の使用などによっていおう酸化物（SOx）や窒素酸化物（NOx）などの大気汚染物質が大気中に排出されることで発生します。これら大気汚染物質はぜん息や気管支炎の原因になるなど、呼吸器系に悪影響を与えるとされています。また、工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）等から生成される光化学オキシダント（Ox）の濃度が高くなると、目やのどに刺激を与え、健康被害がみられることがあります。

自動車の排気ガスにも含まれるベンゼン、かつてはドライクリーニングなどで使われていたトリクロロエチレンなどの有害大気汚染物質や、ものが燃えた時に非意図的に発生するダイオキシン類などは、低濃度であっても長期的に摂取すると人の健康を損なう恐れがあるため、特に注意が必要です。



国・県の取り組み

- ・「環境基本法」第16条第1項の規定による人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染物質及び有害大気汚染物質並びに微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る環境基準が定められています。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準が定められています（表2-1-1）。
- ・「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」により、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制しています。
- ・「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法において、水銀排出施設に係る届出義務、排出基準等が定められています。

表 2-1-1 大気汚染物質及び有害大気汚染物質並びにダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	
大気汚染物質	二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
	一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
	光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
	二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
有害大気汚染物質	ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
	トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
	テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
	ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	

本市の取り組み

- 安全安心で快適な生活環境を維持していくため、市内にある 4 測定局に大気汚染自動測定機を設置し、大気監視テレメーターシステムにより大気汚染物質について常時監視を行っています。また、中央、北部及び明徳の 3 測定局では、有害大気汚染物質を、中央及び北部の 2 測定局では、ダイオキシン類の常時監視を行っています（図 2-1-1）。
- 大気汚染物質の削減に向け、工場・事業場への立入検査を実施し、適切な施設管理及び排出基準の遵守を指導しています（写真 2-1-1）。



図 2-1-1 測定局配置図



● 一般環境大気測定局



● 自動車排出ガス測定局

- ダイオキシン類の一般大気中への排出を低減するため、事業者に対して、排出規制等の立入指導を行っています。



写真 2-1-1 大気汚染物質の測定

- 東日本大震災を契機に、放射線災害への備えとして、本市の平常時の放射線量を把握するため、空間放射線量率の測定を市役所本庁舎で実施し、市ホームページで結果を公表しています。本市独自の指標値（過去の測定値の平均値に標準偏差の5倍を加えた値）を超える値が計測された場合には、再測定を行うなど原因を特定するとともに、必要に応じて立入禁止や除染等の措置を講じます。
- 吹付け等アスベストの飛散防止対策として、特定粉じん排出作業現場において、届出対象作業現場の立入調査を実施しています（写真2-1-2）。



写真 2-1-2 アスベスト除去現場

(2) これまでの取り組みの成果

- 大気汚染物質についての常時監視の結果、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）及び二酸化窒素（NO₂）については環境基準を概ね達成しています。
- 一般大気中のダイオキシン類についての常時監視の結果、環境基準を達成しています。
- アスベスト除去現場への立入調査を行い、全ての現場において、作業基準を満たしていることを確認しています。

(3) 今後の課題

定性的な課題

- 微小粒子状物質（PM_{2.5}）は概ね環境基準を達成していますが、気象条件などの外的要因で悪化することも懸念されます。
- 野焼きや解体工事による粉じんに関する苦情が多いため、原因者への注意や指導を行う必要があります。
- 野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外^{*}を除き禁止されています。大気環境保全及び生活環境の向上のため、関係部署と連携し、例外規定も含め市民に正しく理解してもらう必要があります（写真2-1-3）。



写真 2-1-3 野外焼却

^{*}野外焼却禁止の例外としては、河川や道路の管理者が行う草焼き、どんと焼き、焼き畑、畔草の焼却、落ち葉焚き、焚き火などがあげられます。

定量的な課題

- 光化学オキシダント（Ox）は、2016（平成28）年度において、環境基準を超過した時間が3測定局平均で測定時間の約8%に相当する年間400時間程ありました。なお、光化学オキシダントの環境基準達成状況は、全国的に見ても極めて低い水準となっており、環境省の定める「光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標（測定局別日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値）」を用いて、長期的な変化を評価していきます。
- 解体等工事に係る調査及び説明等（アスベスト有無の調査結果揭示）を確実に実施する必要があります。
- 大気汚染等に関する市民からの苦情が、年間60件程度寄せられています。その内訳をみると、野焼き（廃棄物の野外焼却等）や建設作業現場での解体工事による粉じんに関する苦情が多く、全体の9割を占めています。

2 今後の主な対応策

- 光化学オキシダント（Ox）等の大気汚染物質削減に向け、工場、事業場への立入検査により指導を行います。
- 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の常時監視を継続するとともに、1日の平均値が70 μ g/m³を超えると予想される場合には、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動は控えるよう市民に注意喚起を行います。
- ダイオキシン類の排出低減に向け、事業者に対して立入指導を行います。
- 原子力災害に備え、基礎データを蓄積するため、空間放射線量率を測定します。
- 関係部署と連携し、解体等工事の係る調査及び説明等（アスベスト有無の調査結果掲示）について周知啓発します。
- アスベスト飛散防止を徹底するため、アスベスト除去現場への立入調査を実施します。
- 関係部署と連携し、野外焼却の禁止について周知啓発します。

3 指標と目標値

指標名	現況値 〔2016 (平成28)年度〕	目標値 (2022年度)	指標の見方
①大気汚染物質（NO ₂ ）の環境基準達成率	100%	現状維持	一般環境大気測定局 3 測定局で環境基準を達成した日数/年間測定日数
②微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の環境基準達成率	99%	現状維持	一般環境大気測定局 3 測定局で環境基準を達成した日数/年間測定日数
③一般大気に係るダイオキシン類の環境基準達成率	100%	現状維持	環境基準を達成した測定局数/全測定局数
④空間放射線量率測定の実施率	100%	現状維持	調査地点において週1回実施
⑤アスベスト除去現場への立入調査の実施率	100%	現状維持	特定粉じん排出等作業現場への隔離養生検査を実施

コラム 化学物質と環境リスク

化学物質とは、化学反応で得られる化合物のことで、身の回りのものはほとんど化学物質でできています。また、ダイオキシン類やベンゼンなどは有害化学物質と言われていています。有害化学物質には様々なものがあり、大気汚染防止法や水質汚濁防止法で指定されるもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律ではPCB（ポリ塩化ビフェニル）など31物質が第一種特定化学物質に指定され、製造及び輸入が原則禁止されています。

化学物質は生活を便利にする一方で、製造・使用・廃棄される過程で環境中に排出されることによって、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす恐れがあり、これを「環境リスク」といいます。環境リスクの大きさは化学物質の有害性（毒性）の強さと、暴露量（体に取り込む量）によって決まります。毒性が強くても体に取り込まなければ影響は起こりません。また、体に取り込んで毒性がないか、十分低ければ問題は起こりません。

第2節 水・土壌環境の保全

1 現状と課題

(1) 現状

国・県の取り組み

- 河川や湖沼、かんがい用水路などの公共のために利用される水域や水路のことを「公共用水域」といい、環境基本法第16条第1項の規定による人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められています。また、「水質汚濁防止法」では健康に関する一律排水基準が定められています（表2-1-2）。

表2-1-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

- ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類による水質汚濁（河川の底質を含む）、土壌汚染に係る環境基準が定められています。
- 県では、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画を策定し、常時監視を実施しています。

本市の取り組み



- 本市には、長良川をはじめ、伊自良川や境川など数多くの河川や水路があります。また、長良川の恩恵を受けて、良質で豊富な地下水があります。
- 「岐阜県公共用水域の水質測定に関する計画」及び「同市計画」に基づき、環境基準点（8地点）で定期的に水質及び底質調査を実施しています（図2-1-2）。

環境基準点

①長良川中流（藍川橋）	⑤境川上流（東辰新橋）
②長良川下流（長良大橋）	⑥境川下流（境川橋）
③伊自良川上流（繰舟橋）	⑦荒田川（出村）
④伊自良川下流（竹橋）	⑧鳥羽川（伊自良川合流前）

図2-1-2 岐阜市の河川と環境基準点

- ・「岐阜県地下水の水質測定に関する計画」に基づき、調査地点（30 地点）でカドミウム等の健康項目について地下水の概況調査を実施しています（図 2-1-3）。
- ・市内の河川や公園などで、河川水、河川底質及び地下水、土壌に係るダイオキシン類の常時監視を実施しています。
- ・公共用水域の水質汚濁の原因として、家庭から排出される生活排水があげられます。公共用水域の汚濁負荷量を低減するため、「岐阜市生活排水処理基本計画」に基づき、市街化区域では下水道の整備を、市街化調整区域においては合併処理浄化槽の普及促進を進めています。
- ・1984（昭和 59）年から 1986（昭和 61）年にかけて実施したトリクロロエチレン等使用事業所への調査で、市内 6 地区で地下水汚染が確認されました。その後も、定点井戸でモニタリング調査を行い、経年的に汚染状況や浄化対策の効果を把握しています。モニタリング調査で改善が認められた地区については、学識経験者の意見を基に汚染地区の解除や汚染範囲の縮小を行っています。
- ・2004（平成 16）年に発覚した「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案」は、2008（平成 20）年から「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく特定支障除去等事業を実施し、2013（平成 25）年 3 月末に対策工事が完了しました。工事完了後も周辺環境への影響を監視するため、地下水、河川水、排水、土壌、河川底質及び大気等のモニタリング調査を継続しています（写真 2-1-4）。
- ・長良川の上流域から下流域の 18 市町及び企業並びに環境保全活動団体により構成される協議会として「長良川流域環境ネットワーク協議会」を設立し、次世代を担う子ども達に対する環境教育を実施するとともに、長良川の上流域から下流域までの一斉水質調査、河川敷での清掃活動等を実施しています（写真 2-1-5）。

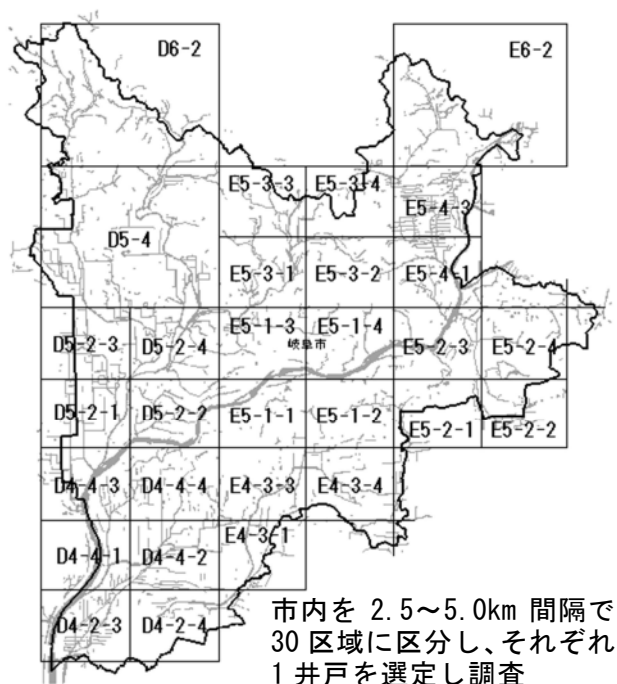


図 2-1-3 地下水概況調査 調査地点



写真 2-1-4 市北部地区産業廃棄物不法投棄事案現場



写真 2-1-5 長良川流域環境ネットワーク協議会の活動

(2) これまでの取り組みの成果

- ・環境基準点（8 地点）における水質及び底質調査の結果、人の健康の保護に関する項目について、全ての地点で環境基準を達成しています。また、生活環境の保全に関する項目については、大腸菌群数を除いて概ね環境基準を達成しています。

- 地下水の水質調査の結果、全ての地点で環境基準を達成しています。
- 河川水、河川底質及び地下水、土壌のダイオキシン類についての常時監視の結果、環境基準を達成しています。
- テトラクロロエチレン等による地下水汚染は、その範囲が縮小傾向にあります。

(3) 今後の課題

定性的な課題

- 長良川の水質は、上流地域の努力によって保たれていること、そしてきれいな水を下流地域に流さなければならないことを市民が意識することが必要です。
- 河川等の汚濁に関する苦情が多く、発生源を特定する必要があります。
- 近年、砒素による土壌汚染等が数多く発覚しています。

定量的な課題

- 本市では、河川水質の生活環境の保全に関する項目に関して、環境基準点（8 地点）における年間の総検体数（検査延べ数）のうち、各類型の基準値を達成した検体数の割合を、本市独自の基準である「岐阜市河川水質基準達成率」に設定しています。

$$\text{岐阜市河川水質基準達成率(\%)} = \frac{\text{各類型の基準値達成検体数}}{\text{年間の総検体数（検査延べ数）}} \times 100\%$$

この基準は一般的な水質の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）75%値と比べ厳しい基準となっています。河川水質基準の達成状況は 90%前後となっており、100%の達成となるよう、今後とも引き続き、監視を行っていきます。

- 排水基準に適合していない事業場に対して、注意や勧告などの行政指導を実施していきます。
- 水質等に係る公害苦情は年間 80 件ほど寄せられており、苦情の内容は、河川等の汚濁に関するものが最も多く、全体の約 4 割を占めています。

2 今後の主な対応策

水環境、土壌・地下水環境の保全

- 河川の良質な水質を保持するため、定期的に水質及び底質調査を実施します。
- 定期的に事業場の立入検査を実施し、排水基準の遵守を指導します（写真 2-1-6）。
- 公共用水域における水質汚濁事故に速やかに対応するため、関係部署との間で「岐阜市河川事故対応措置」を作成し、被害の拡大防止に努めます。
- 長良川流域環境ネットワーク協議会の活動を充実させます。
- 長良川の良質な水質を PR するため、水源地の地下から汲み上げた水道原水をペットボトルに詰めた「清流長良川の雫」の啓発を行います（写真 2-1-7）。



写真 2-1-6 排水立入調査



写真 2-1-7 清流長良川の雫

- ・砒素等による汚染が判明した場合には、「土壌汚染対策法」に基づく措置や水質汚濁防止法に基づく周辺井戸水調査及び市民への周知などを行います。
- ・地下水の良質な水質を保持するため、地下水の概況調査を実施します。
- ・有害物質使用特定事業場、有害物質貯蔵指定施設の監視を実施します。
- ・ダイオキシン類の排出低減に向け、事業者に対して立入指導を行います。
- ・岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案モニタリング調査を継続していきます。

生活排水の対策

- ・市街化区域の下水道整備を推進します。市街化区域の下水道整備後、下水道区域に隣接する地域で下水道での採算が可能な地域については整備を進めます。
- ・下水道整備が当分の間見込まれない地域において、住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に設置費の一部を補助します。
- ・浄化槽の適正な維持管理について、指導・啓発を行います。

3 指標と目標値

指標名	現況値 〔2016 (平成28)年度〕	目標値 (2022年度)	指標の見方
①生物化学的酸素要求量 (BOD)の環境基準達成率	100%	現状維持	環境基準達成地点数/環境基準点数(8地点)
②岐阜市河川水質基準達成率	89.6%	100%	環境基準点(8地点)における、各類型の基準値達成検体数/年間の検体数(検査延べ件数)
③排水基準適合率	94.1%	100%	排水基準の適合事業場数/排水基準適用事業場数
④地下水の概況調査における環境基準達成率	96.7%	100%	環境基準達成地点数/調査地点数(30区域)
⑤水質・土壌に係るダイオキシン類の環境基準達成率	100%	現状維持	環境基準達成地点数/調査地点数

コラム 名水百選に選ばれた本市の水環境

■長良川中流域：名水百選



郡上市高鷲町大日ヶ岳にその源を発し、中流域の美濃市・関市・岐阜市を貫流し伊勢湾に注ぐ一級河川。流域は自然環境に恵まれ、春はサツキマスが遡上し、夏は鮎が銀鱗をおどらせ、秋はモミジガニの姿が見られる。鵜飼も有名。

■達目洞（逆川上流）：平成の名水百選



金華山の東山麓に位置する達目洞（逆川上流）。金華山からの湧水を水源とする逆川周辺には人と自然が共生する里山が広がり、絶滅危惧種のヒメコウホネをはじめ、貴重な動植物の宝庫となっている。

[資料：環境省 名水百選ポータル]

第3節 騒音・振動・悪臭の規制

1 現状と課題

(1) 現状

感覚公害

騒音・振動・悪臭などは「感覚公害」とも言われ、ある人には心地よい匂いや音も、ある人には不快といったように、感じ方に個人差のある公害です。発生源は様々で、自動車や鉄道、工場や建設工事などだけではなく、飲食店からの臭いや、家庭のエアコンの室外機、ペットの鳴き声などが原因となる場合もあります。

国・県の取り組み

- 「騒音規制法」や「振動規制法」により、工場及び事業場並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音、振動について規制を実施しています。
- 「悪臭防止法」により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。
- 岐阜県公害防止条例により深夜騒音等に関する規制等を実施しています。

市の取り組み

- 「都市計画法」に定める用途地域によって、市域を3つの類型に区分し、騒音調査を実施しています（表2-1-3）。

表2-1-3 一般地域の類型

類型	地域の区分
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域

- 本市では、多数の中小企業が点在し、幹線道路が市域を縦横に走っています。これらの事業場、建設現場、自動車などから発生する騒音や振動に対応するため、騒音規制法に基づき、道路に面する地域の評価36路線のうち、毎年7路線程で順次、騒音調査を実施しています。
- 市南東部の一部は、航空自衛隊岐阜基地の周辺地域であることから、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定がされており、4測定地点で航空機騒音の測定を行っています（表2-1-4及び図2-1-4）。

表2-1-4 類型別指定地域

類型	地域の区分
I	指定地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
II	指定地域のうち、I類型以外の地域。ただし、工業専用地域、航空自衛隊岐阜基地の敷地、河川区域を除く



図2-1-4 航空機騒音の環境基準指定地域

・騒音、振動、悪臭を発生させる工場及び事業場へ立ち入り検査を行い、規制や指導を行っています。

(2) これまでの取り組みの成果

- ・道路での自動車騒音調査の結果、90%以上の地点で環境基準を達成しています。
- ・航空機騒音調査の結果、全ての地点で環境基準を達成しています。

(3) 今後の課題

定性的な課題

- ・騒音や振動、悪臭の原因は多岐に亘るため、それぞれ適切な測定や評価、規制が必要です。
- ・日常生活で発生する、いわゆる生活騒音などについて、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図る必要があります。

定量的な課題

- ・交通量の増加に伴い、自動車騒音に関する環境基準の達成率が悪化傾向にあります。
- ・悪臭に対する公害苦情件数は減少傾向にありますが、近年は飲食店に関する苦情が多くなっています。

2 今後の主な対応策

騒音・振動対策の推進

- ・工場、事業場に対して、規制や指導を行います。
- ・自動車や航空機に係る騒音調査を行い、必要に応じて管理者に環境改善を求めます。

悪臭対策の推進

- ・臭気発生事業場や悪臭苦情現場へ立ち入りを行い、必要に応じて悪臭物質濃度測定を実施して、指導を行います。

3 指標と目標値

指標名	現況値 (2016 (平成28)年度)	目標値 (2022年度)	指標の見方
①騒音環境基準達成率 (一般地域)	80%	100%	達成地点数／調査地点数
②騒音環境基準達成率 (自動車騒音)	92.9%	95%	達成戸数／調査路線沿道の 全戸数
③騒音環境基準達成率 (航空機騒音)	100%	現状維持	達成地点数／調査地点数

コラム 残したい“日本の音風景100選”

長良川の鶺鴒 ～かがり火が照らし出す、昔ながらの音風景～

鶺鴒匠が鶺鴒を励ます「ホウホウ」という掛け声や、船縁を叩く「ドンドン」という音。鶺鴒が立てる水音。幻想的なその光景と音は、見る者を幽玄の世界へといざなってくれる。

1996（平成8）年、環境庁が公募した「将来に残したいと願う“音のある風景”」に長良川の鶺鴒が選定されています。

[資料：環境省 残したい“日本の音風景100選”]

第4節 環境美化の推進

1 現状と課題

(1) 現状

市の取り組み

- ・1999（平成11）年に「岐阜市まちを美しくする条例（以下「まちを美しくする条例」という。）」を制定し、空き缶等ごみの散乱防止や犬等のふん害の防止、そして、路上喫煙の禁止について必要な事項を定めています（表2-1-5）。

表2-1-5 まちを美しくする条例の概要

基本理念（第3条）

- ・環境美化のための活動及び施策は、市民等、事業者、占有者等及び市が協働し、全ての者の参加及び公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことを基本理念として行われなければならない。

路上喫煙禁止区域内における喫煙の禁止（第12条）

- ・路上喫煙禁止区域内の公共の場所で喫煙してはならない。ただし、市長が指定した喫煙場所においては、この限りではない。

空き缶等ごみの投棄等の禁止（第13条）

- ・公共の場所や他人が占有している場所等において、空き缶等ごみの投棄や犬等の排泄したふんを放置してはならない。

- ・まちを美しくする条例により、毎年5月30日と11月の第3日曜日を「環境美化の日」と定め、主に自治会を中心に市内で一斉清掃活動を行っています（写真2-1-8）。

- 5月30日
⇒5・3・0（ごみゼロ）運動
- 11月第3日曜日
⇒クリーンシティぎふの日運動



写真2-1-8 一斉清掃活動（5・3・0運動）

- ・「岐阜市都市美化推進連絡協議会」が行う都市美化の推進活動（5・3・0運動、クリーンシティぎふの日運動、道路、公園、河川等の公共空間の清掃活動）に対して、補助金を交付しています。
- ・たばこの吸い殻のポイ捨て防止を目的に、まちを美しくする条例に基づき、路上喫煙禁止区域を指定しています。路上喫煙禁止区域内の公共の場所（指定喫煙場所を除く）で喫煙した場合には2,000円の過料を科しています（表2-1-6及び図2-1-5）。

表 2-1-6 路上喫煙禁止区域一覽

指定区域	効力発生日
JR 岐阜駅周辺、長良橋通り、玉宮通り、柳ヶ瀬及び市役所周辺	2008（平成 20）年 10 月 1 日指定 2009（平成 21）年 1 月 1 日から過料徴収開始
金華山の 10 の登山道、岐阜公園の一部、川原町界隈	2011（平成 23）年 9 月 1 日指定 同日から過料徴収開始
みんなの森 ぎふメディアコスモス周辺	2015（平成 27）年 8 月 1 日指定 同日から過料徴収開始



図 2-1-5 路上喫煙禁止区域図

- ごみのポイ捨てや犬等のふん放置の防止を呼び掛けるため、チラシや注意看板を作成し、配布しています(図 2-1-6 及び図 2-1-7)。



図 2-1-6 ポイ捨て防止啓発看板



図 2-1-7 ふん放置防止啓発看板

- 道路や公園などの公共空間の美化活動を行う団体を「岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”（以下「岐阜版アダプト・プログラム」という。）」として登録し、都市美化活動等の支援を行っています。ぎふまち育て隊には「一般型」「創造型」「文化財型」「環境保全型」の4つのタイプがあります(図 2-1-8 及び表 2-1-7)。

表 2-1-7 岐阜版アダプト・プログラムの4つのタイプ



図 2-1-8 サインボード

一般型	公共空間での清掃活動 (通常のアダプト・プログラム)
創造型	維持管理までを念頭において、企画段階から市民が参加し、活動するもの
文化財型	民有地内にある、まちのシンボリックな文化財などの美化活動を対象としたもの
環境保全型	環境保全を念頭に置いた、美化・整備活動

(2) これまでの取り組みの成果

- 岐阜版アダプト・プログラムには2016(平成28)年現在147の団体が参加し、様々な美化活動を行っています。
- 路上喫煙禁止区域内では、「路上喫煙防止指導員」によるパトロールを実施しています。また、ポイ捨てごみ定点観測調査を年4回実施しており、路上喫煙禁止区域内の10地点におけるたばこの吸い殻の個数※は、路上喫煙禁止区域指定直後の2009(平成21)年度は計1,464個であったものが、2016(平成28)年度には計796個となっています。

※経年変化を見るため、ここでのたばこの吸い殻の個数には2015(平成27)年に路上喫煙禁止区域に指定したみんなの森ぎふメディアコスモス周辺の調査結果は含まれていません。

(3) 今後の課題

定性的な課題

- ・犬等のふん放置防止をチラシや看板で注意喚起しても配慮をしない人に対して、新たなルールづくりが必要です。
- ・路上喫煙禁止区域以外の地区においても、灰皿の設置されていない場所では路上喫煙しないよう努力する義務が課せられています。喫煙マナーの向上のための具体的な対策を行う必要があります。

定量的な課題

- ・岐阜版アダプト・プログラム登録団体数が増え、活動の環が広がるように周知啓発する必要があります。
- ・近年、ポイ捨ての吸い殻数は横ばい傾向です。

2 今後の主な対応策

地域の取り組みの推進

- ・地域の清掃活動を市民に紹介します。
- ・活動の輪が広がるように、岐阜版アダプト・プログラムの周知啓発に努めます。

路上喫煙禁止啓発

- ・路上喫煙防止指導員による路上喫煙禁止区域のパトロールを継続します。
- ・路上喫煙禁止区域の周知徹底を図るため、路面標示や啓発看板の効果的な場所への設置を検討します。
- ・イベント開催時などにおいて街頭啓発を実施します。
- ・市内全域でたばこの吸い殻のポイ捨て防止を推進する仕組みを構築します。

犬等のふん害対策

- ・関係部署と協働し、飼い犬の予防注射時に啓発チラシと啓発品を配布し、飼い主への直接的な啓発を実施します。
- ・市内全域への啓発チラシを回覧します。

3 指標と目標値

指標名	現況値 〔2016 (平成28)年度〕	目標値 (2022年度)	指標の見方
①岐阜版アダプト・プログラムの登録団体数	147 団体	170 団体	岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”の登録団体数
②市中心部におけるポイ捨てごみの総数	3,406 個	減少	ポイ捨てごみ定点観測調査によるポイ捨てごみの総数
③路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数	1,565 個	減少	ポイ捨てごみ定点観測調査による路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数



基本目標②
地球環境

「地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会が形成されたまち」を目指します。

省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの利用などにより、無理なく温室効果ガス排出量を削減することで、化石燃料に過度に依存しない低炭素かつ持続可能で快適に暮らせるまちを目指します。

第1節 地球温暖化対策の推進

1 現状と課題

(1) 現状

地球温暖化とは

地球の表面は、もともと二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)、水蒸気などの温室効果ガスに覆われており、その効果で熱が宇宙空間に逃げていくことを防いでいます。

しかし、産業革命以降、石炭、石油などの化石燃料の使用量拡大やフロン類をはじめとする化学物質の生産・使用などにより、温室効果ガスが大量に大気中に放出されています。その結果、大気中の温室効果ガス濃度が高まり熱の吸収が増えたことにより、気温が上昇することを地球温暖化といいます(図2-2-1)。

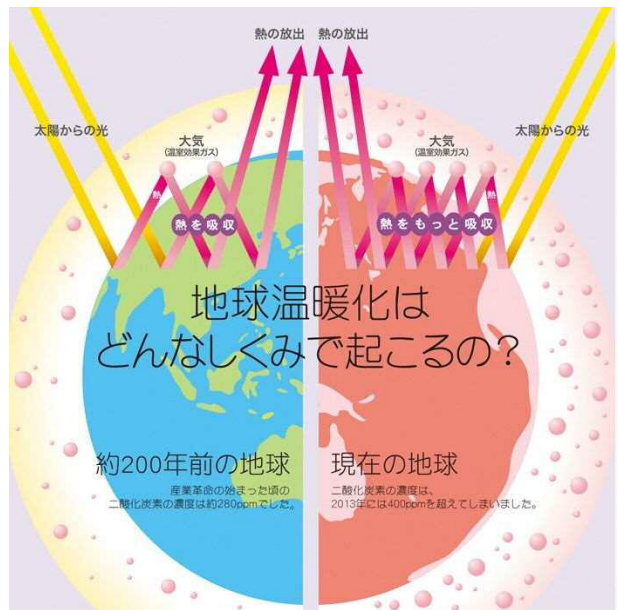


図2-2-1 地球温暖化の仕組み

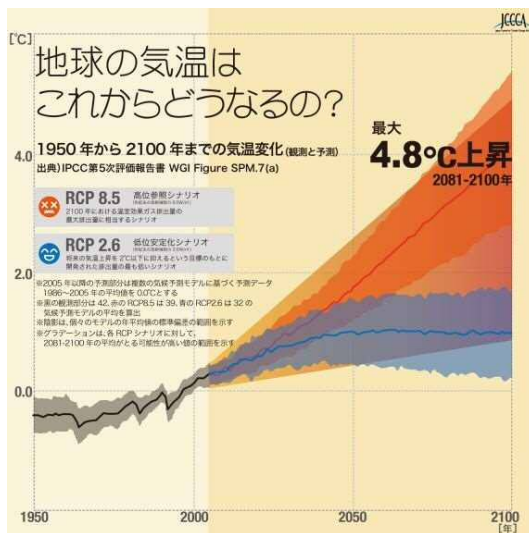


図2-2-2 地球の年平均気温の変化

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が2013(平成25)年に発表した「第5次評価報告書」では、地球温暖化を「疑う余地がない」事実であると結論づけており、21世紀末までに地球の平均気温が0.3~4.8℃上昇し、海面水位は0.26~0.82m上昇すると予測されています(図2-2-2)。

[資料：全国地球温暖化防止活動推進センター]
(<http://www.jccca.org/>)

世界の動向と国の取り組み

- 2010（平成 22）年 12 月にメキシコのカンクンで開催された「気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）」では、国際的な目標として、「地球全体の年平均気温の上昇を産業革命前と比べ 2℃未満に抑えること」が合意されました。
- 2015（平成 27）年 12 月にフランスのパリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）では、途上国も含めた全ての国が参加する地球温暖化を防止するための新たな枠組みとしてパリ協定が採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効しました。その主な内容は次のとおりです。

- 全ての国は目標を設定し、それに向けて政策をとらなくてはならない
- 目標や関連情報は 5 年ごとに報告し、評価を受ける
- 「カンクン合意」に基づく 2℃目標のみならず、最新の科学的な知見に基づき、産業革命前と比べて 1.5℃未満に抑える必要性についても言及

- 我が国では、2012（平成 24）年 12 月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、「コンパクトなまちづくり」を進めていくことが環境面にとっても重要であることが示されました。
- 「地球温暖化対策計画」が、2016（平成 28）年 5 月に閣議決定され、国内の温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保により、2030 年度において、温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比 26.0%減（2005（平成 17）年度比 25.4%減）の水準にすることが目標となりました。「業務その他部門」では、建築物の省エネ対策や LED 等の機器の省エネに取り組み 39.8%、「家庭部門」では、国民運動“COOL CHOICE”の推進や住宅の省エネ対策に取り組み 39.3%の二酸化炭素排出量が削減されることを見込んでいます（表 2-2-1）。

表 2-2-1 二酸化炭素排出量の部門の定義

部門	定義
産業部門	第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により消費されたエネルギー量であって、運輸部門に関するものを除く量
運輸部門	人・物の輸送及びこれに付帯する業務に伴い消費されるエネルギー量
業務その他部門 (本市では「民生業務部門」)	産業・運輸部門に属さない企業・法人のエネルギー消費であって、運輸部門に関するものを除く量
家庭部門 (本市では「民生家庭部門」)	個人世帯の活動により直接に消費されたエネルギー量であって、自家用乗用車等運輸部門に関するものを除く量

コラム COOL CHOICE



資源の限られた国だからこそ生まれた賢い省エネアイデア。世界から COOL と称賛される最先端技術。その 2 つが合わさった「次世代の暮らし方」を選んでいくことが CO₂ 排出量を抑える力になるのです。消灯、温度設定、節水などの普段の行動に加えて、クルマ、家電、住宅など身の回りのものを選ぶとき、「これから目線」で選んでみませんか？小さな日常の選択かもしれません。

『でも、そのチカラは小さくない。積み上がって、きっと地球を変えていく。

そう、あなたが選べば、未来は変わる。』

[資料：環境省 COOL CHOICE]

本市の取り組み

- 2011（平成23）年3月に岐阜市地球温暖化対策実行計画を策定し、省エネ活動の推進、緑化の推進、太陽エネルギー利用の促進などの地球温暖化対策を推進してきました。パリ協定及び国の地球温暖化対策計画を踏まえ、2017（平成29）年3月には計画の内容を見直し、本市における地球温暖化対策の一層の推進を図っています。
- 市民参加型の取り組みとして、毎日の生活の中で楽しみながら無理なく省エネに取り組むことができる「ぎふ減CO2ポイント制度」を創設しました。
- 本市の強みである長い日照時間や豊富な地下水を活用するため、ゼロエネルギー住宅（ZEH）の購入や次世代自動車充電設備（V2H）、地中熱ヒートポンプシステム及び家庭用燃料電池の設置に対して補助を行うなど、再生可能エネルギーの普及促進とエネルギーの地産地消に取り組んでいます。
- 企業等と連携し、環境イベントや出前講座を行うなど、地球環境問題を周知啓発しています（写真2-2-1）。
- 2017（平成29）年3月に改定した「環境アクションプランぎふ（岐阜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、市役所が率先して自らの事業に係る環境負荷を低減するための取り組みを定めたもので、このプランの実施運用部分のマニュアルである「岐阜市環境管理システム（GEMS）」に基づき、市職員一人ひとりが環境配慮行動を継続的に実施することや市庁舎等における環境負荷低減策に取り組んでいます。



写真 2-2-1 出前講座

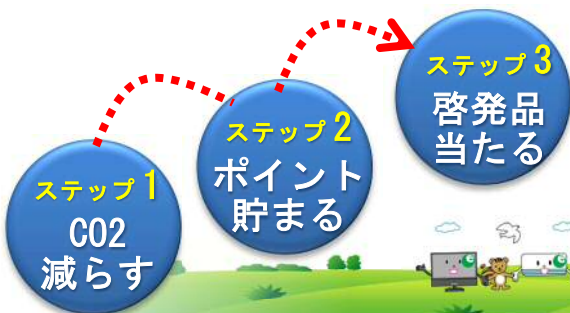
コラム りふ減 CO2 ポイント制度

地球温暖化防止のために、効率的なエネルギーの使用を目指した市民による省エネ運動です。電気、ガス、水道の使用量削減や省エネ家電、低燃費自動車の購入、バス乗車カード「ayuca」へのチャージなど、各家庭において二酸化炭素排出量を減らす取り組みをすることで「減CO2ポイント」が貯まります。ポイントを貯めて応募すると、抽選で「もっと省エネ啓発品」が当たります。

ぎふ減CO2ポイント制度



「ぎふ減 CO2 ポイントマイページ」
URL: <https://mypage.genco2point.com/mypage>



低炭素社会とは

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会を「低炭素社会」と言います。

本市では、暮らしやなりわい、社会インフラなどまち全体で化石燃料に過度に依存しない低炭素化が実現し、持続可能で快適な生活を送ることのできるまち「持続可能で快適な低炭素都市・岐阜」を目指しています（図 2-2-3）。



図 2-2-3 本市が目指す低炭素社会のイメージ

- 2017（平成 29）年 3 月、市公共施設のエネルギー利用の効率化に取り組むための手引き書として「スマートシティ岐阜推進プラン」を策定し、再生可能エネルギーを最大限活用した低炭素都市「スマートシティ岐阜」の実現を目指しています。
- 「コンパクトシティ+ネットワーク」のまちづくりを目指す「岐阜市立地適正化計画」を 2017（平成 29）年 3 月に策定しました。都市構造や交通システムは、建築物や交通量の増減等を通じて、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けることから、都市構造の集約化や交通・エネルギーシステムの効率化を推進しています。
- 2014（平成 26）年 3 月に策定した「岐阜市総合交通戦略」では、「健康（幸）・環境負荷の少ない質の高い交通環境の創出」「自動車を前提としない交通手段の選択が定着する活動の推進」を戦略に掲げ、バスを中心とした公共交通ネットワークの構築や自動車から公共交通、徒歩・自転車への転換など、過度に自動車に依存しない交通環境の整備を行っています。
- 本市の森林面積は 6,064ha と市域の約 3 分の 1 を占めています。「岐阜市森林整備計画書」では「災害に強い森林づくり・地球温暖化防止に貢献する森林づくり」を森林整備の基本的な考えに掲げ、適正な森林整備に取り組んでいます。
- 本市と長良川上流域の郡上市、山臈市、関市との間で、金華山国有林面積（198ha）の約 3 分の 1 に相当する計 69.88ha の森林について、分収造林事業に関する契約を締結し、「たずさえの森」事業として、森林資源の造成を行っています。

(2) これまでの取り組みの成果

- 「市政モニター」や「みんなの森ぎふメディアコスモス」来館者等を対象に実施した「環境に関する意識調査」では、ほとんどの方が地球温暖化対策に取り組むことは重要な課題であると回答しています。
- 本市の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度に201.7万t-CO₂であり、1990（平成2）年度と比較すると10.2%減少しています。2013（平成25）年度と1990（平成2）年度の部門別の二酸化炭素排出量を比較すると、製造品出荷額あたりのエネルギー消費量の減少などに伴い、産業部門で40.5%の減少、運輸部門では、自動車保有台数は増加傾向にあるものの、燃費改善の効果が大きく24.5%減少しています。（図2-2-4）。

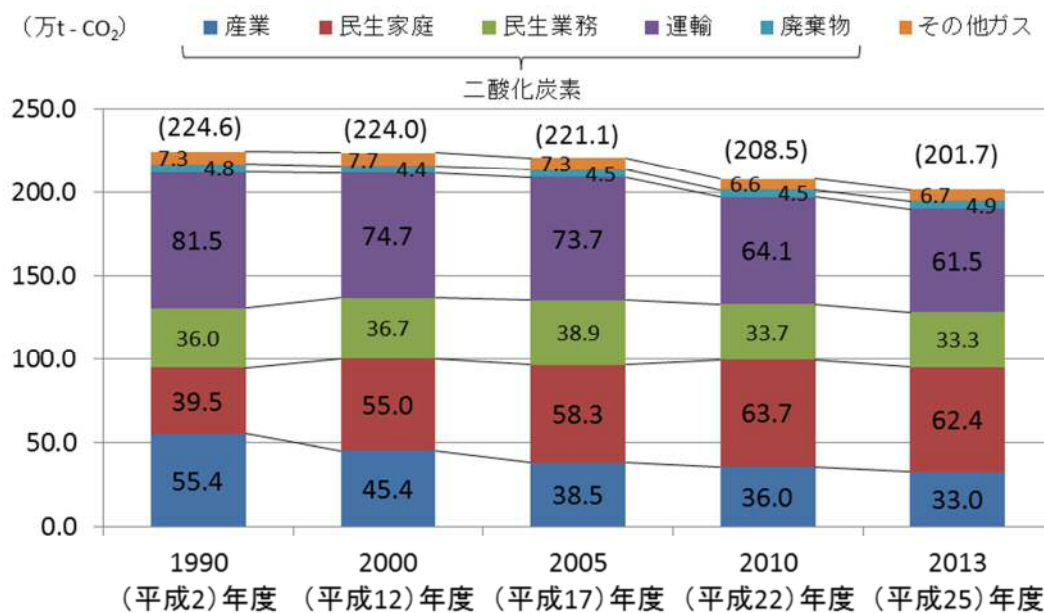


図 2-2-4 本市の温室効果ガス排出量※の推移

※ 本市の温室効果ガス排出量は、「都道府県別エネルギー消費統計」等の公表が国より1年遅れとなるため、2013（平成25）年度の算定結果が最新の実績値となります。

※ 2016（平成28）年12月に都道府県別エネルギー消費統計の推計方法が変更され、過去に遡ってエネルギー消費量が修正されたため、これまでの岐阜市環境基本計画等で掲げた温室効果ガス排出量とは異なっています。

コラム 「緩和」と「適応」

地球温暖化対策は、大きく「緩和」と「適応」に分類することができます。緩和とは、省エネルギー対策などにより、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制することを指します。一方で、「適応」とは気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整するものです。

これまでは、「緩和」を中心に地球温暖化対策を進めてきましたが、今後は「緩和」と「適応」を対策の両輪として進めていくことが必要となっています。 [資料：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム]



(3) 今後の課題

定性的な課題

- ・温室効果ガスの排出が市民の生活や企業の事業活動に起因していることを踏まえると、市民、事業者、行政など全ての主体が当事者として地球温暖化の現状や対策の必要性・重要性について理解を深め、連携した取り組みを推進していく必要があります。
- ・二酸化炭素を削減する行動に何かメリットを感じることができれば、市民の自発的な行動につながるため、そのような行動を促す対策が必要です。
- ・我が国では、食料品（家畜飼料を含む）の多くを海外からの輸入に頼っています。輸送に係る二酸化炭素の排出を削減するため、フードマイレージやカーボンフットプリントの観点から、旬のものを食することや、地産地消を推進する必要があります。
- ・樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収しながら成長することから、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として、地球温暖化を抑制するために重要な役割を果たすため、市街地の緑化や森林の保全が必要です。
- ・環境に関する意識調査では、二酸化炭素排出量の削減が進まない理由として「何をどのように取り組めばよいのか分からないから」「市民（皆）の意識が低いから」という意見を多くいただきました。

定量的な課題

- ・2013（平成 25）年度における部門別二酸化炭素排出量の割合は、民生家庭部門が最も大きく全体の 30.9%を占めており、次いで運輸部門が 30.5%となっています。
- ・2013（平成 25）年度の二酸化炭素排出量を 1990（平成 2）年度と比較すると、民生家庭部門は、核家族化による世帯数の増加などに伴い 57.9%増加しており、民生家庭部門の削減対策を強化する必要があります。
- ・2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 26.0%削減する本市の中期目標を達成するためには、減少傾向にあるものの排出割合が依然大きい運輸部門や横ばい傾向が続いている民生業務部門の削減対策を更に推進していく必要があります。

コラム 「フードマイレージ」と「カーボンフットプリント」

食料の輸送や製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷を考える指標としてフードマイレージやカーボンフットプリントが使われます。フードマイレージとは、「生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境負荷が少ない」という概念の下、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標のことで、一方、カーボンフットプリントは製品の原材料調達から生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルの全段階で排出された温室効果ガスの排出量を合計し、それを二酸化炭素排出量に換算したものです。



〔資料：社団法人産業環境管理協会
「CFP プログラム」〕

2 今後の主な対応策

市域における地球温暖化対策の推進

- ・岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を推進します。

<目標達成に向けた5つのレボリューション>

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、ライフスタイル、まちづくり、エネルギー、行政、事業者の5つの側面に着目した対策として、5つのレボリューションを推進し、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます（図2-2-5）。

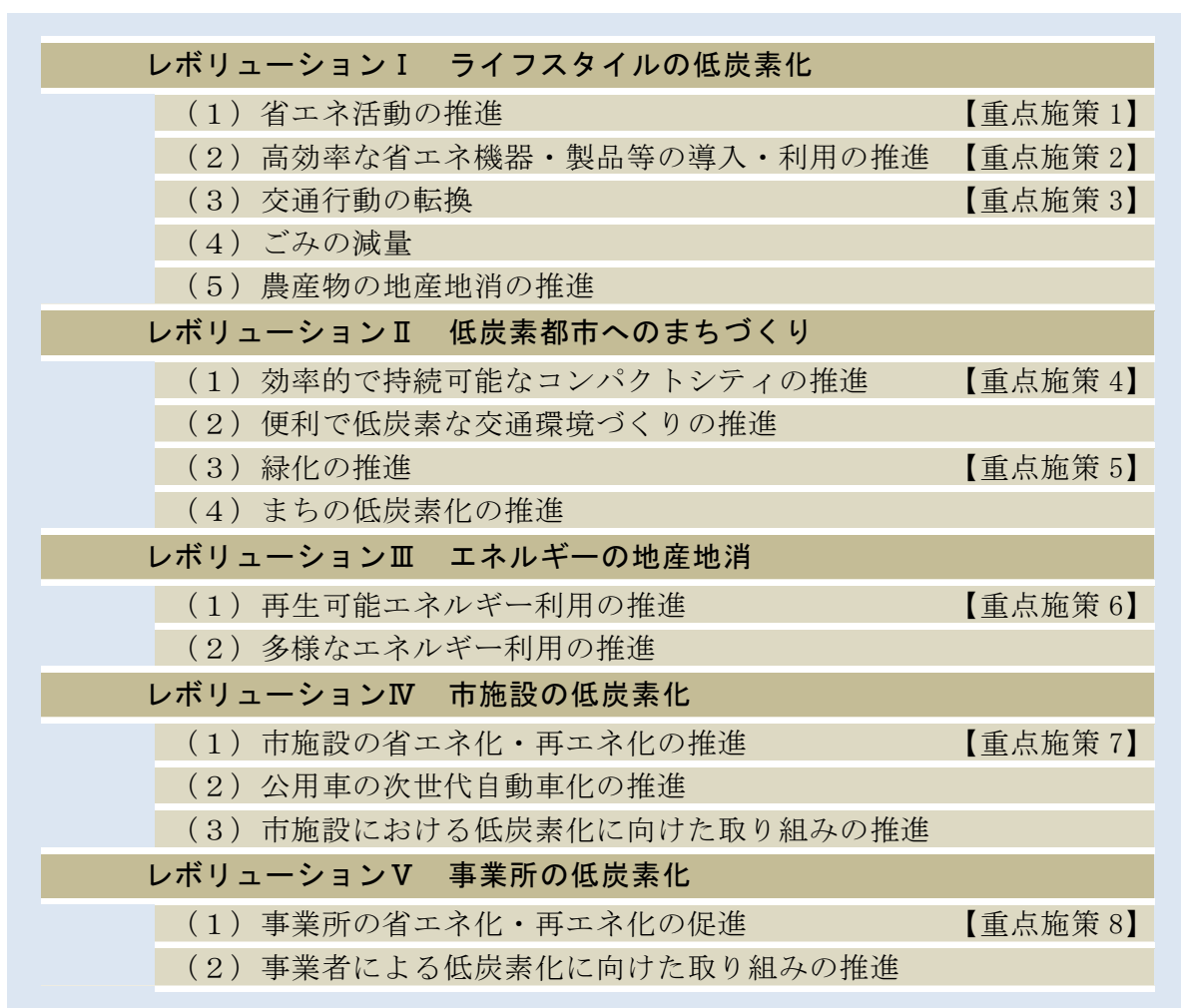


図2-2-5 岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の体系

- レボリューションⅠ ライフスタイルの低炭素化
市民生活に密着した対策として、地球温暖化対策に取り組むきっかけとなるぎふ減CO2ポイント制度の拡充や省エネ型住宅の普及など、生活の質（QOL）の向上にもつながる取り組みを推進することで、ライフスタイルの低炭素化を促します。
- レボリューションⅡ 低炭素都市へのまちづくり
中心市街地の活性化、都市構造の集約化や交通・エネルギーシステムの効率化などにより「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりに取り組みます。また、まちなかの緑化や森林整備を通じた低炭素都市へのまちづくりを推進します。
- レボリューションⅢ エネルギーの地産地消
本市の恵まれた地域資源である太陽光や地下水などを活用し、太陽光発電システム

や地中熱ヒートポンプシステムの導入など、再生可能エネルギー利用を推進します。

●レボリューションⅣ 市施設の低炭素化

行政自らが率先的に温室効果ガスの排出量を抑制する取り組みを行うことにより地域の模範となり、その取り組みを発信することにより、市域全体の取り組みをけん引する役割を担います。

●レボリューションⅤ 事業所の低炭素化

低炭素化に向けた投資が持続可能な企業経営の側面を併せ持つという考え方の普及を図りながら、事業所の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入の促進に取り組めます。

市役所の事務事業における地球温暖化対策の推進

- 環境アクションプランぎふ（岐阜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））を推進します。

＜目標達成に向けた具体的取り組み項目＞

- 岐阜市環境管理システム（GEMS）の運用により、「日常業務における省エネルギー・省資源の取り組み」や「設備・機器の運用改善」などに取り組めます。
- 市役所が率先して市公共施設のエネルギー利用の効率化に取り組むための手引き書であるスマートシティ岐阜推進プランの運用により、「施設・設備の省エネ化」を推進し、市役所の事務事業の民生業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図ります。

3 指標と目標値

指標名	現況値 〔2016 （平成28）年度〕	目標値 （2022年度）	指標の見方
①市域における温室効果ガス排出量	194.0万 t-CO ₂ 〔2014 （平成26）年度〕	178.2万 t-CO ₂ （2020年度）	市域の各部門から排出される温室効果ガスの年間総排出量
②ぎふ減 CO ₂ ポイント制度参加者数	2,303人	増加	ぎふ減 CO ₂ ポイント制度の年間参加者数
③森林施業率	4.8%	増加	民有林において、間伐等の保育を行った面積の割合（過去5年間の平均）
④市内に導入された太陽光発電設備容量	92,824kW	107,019kW	市内に導入された太陽光発電設備容量（経済産業省資源エネルギー庁公表データ）
⑤市公共施設等の温室効果ガス排出量	71,525t-CO ₂	62,526t-CO ₂	市公共施設等における温室効果ガスの年間排出量
⑥市が使用する公用車の温室効果ガス排出量	1,582t-CO ₂	1,559t-CO ₂	市が使用する公用車からの温室効果ガスの年間排出量



基本目標③
自然環境

「自然と共生・共存を図り、多様な生きものとのふれあえるまち」を目指します。

生物多様性を保全し、多様な生きものとのふれあいを大切にする、人と自然が共生するまちを目指します。

第1節 生物多様性の保全

1 現状と課題

(1) 現状

生物多様性とは

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」といわれています(図2-3-1)。

生物多様性には①生態系、②種、③遺伝子の3つのレベルがあるとされています。

①<生態系の多様性>森、川、里地里山などには、それぞれの環境にあった生きものが生息・生育しており、その環境と生きもの、そしてそれらのつながりのことを生態系といいます。「生態系の多様性」とは、どれだけ多くの生態系があるかということです。

②<種の多様性>例えば、長良川周辺には、魚類をはじめ、鳥類、昆虫類、植物など多様な種が生息・生育しています。「種の多様性」とは、そこに暮らす生きものの種類がどれくらい豊富であるかということです。

③<遺伝子の多様性>同じ種の中でも、持っている遺伝子情報は、少しずつ異なっています。「遺伝子の多様性」とは、同じ種の中でもそれぞれの生きものが持つ遺伝子の違い、すなわち、生きものの個性の豊かさがどれくらいあるかということです。

人の暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品などは、多様な生きものと、それによって形づくられた環境からの恵みによって支えられています。また、これらの恵みは、地域に根付いた文化や芸術、自然とともに生きてきた知恵や伝統など豊かな文化の根源になっています。つまり、生物多様性を守るということは、生きものと人の暮らしの良好な関係の維持に努め、次世代へつなぐことです。



図2-3-1 生物多様性のイメージ(岐阜市生物多様性プランから)

世界の動向と国の取り組み

- 2010(平成22)年10月に名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」では、「人々が生物多様性の価値と行動を認識する」など生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」を含む「生物多様性戦略計画2011-2020」が採択されました。

- ・2012（平成24）年、国では、愛知目標達成に向けたロードマップとして、「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定し、2020年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として次の「5つの基本戦略」を示しました。

【5つの基本戦略】

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

また、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、約700の具体的施策を推進しています。

本市の取り組み

- ・2003（平成15）年3月、「岐阜市自然環境の保全に関する条例」を制定し、自然と共生するまちづくりを推進することを目的として掲げ、「貴重野生動植物種」や「自然環境保全地区」の指定などについて規定しました（表2-3-1）。

表2-3-1 岐阜市自然環境の保全に関する条例の概要

目的（第1条）

- ・市民にとって貴重な財産である本市の自然環境を守り育てるとともに、後世に引き継ぐため、自然環境保全及び自然環境の創造に関する市、市民及び事業者の役割を明確にし、かつ、それを果たすことにより、自然と共生するまちづくりを推進することを目的とする。

用語（第2条）

- ・貴重野生動植物種…本市に生息又は生育する野生の動植物（卵、種子等を含む。）のうち、生育又は生息数が著しく少なく、又は著しく減少しつつある種で規則で定めるもの
- ・自然環境保全地区…貴重野生動植物種が生息若しくは生育し、又は生物の多様性が保たれ、その保全を図る必要がある地区として、市長が指定したもの

自然環境保全地区（第7条）

- ・自然環境の保全を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる区分により自然環境保全地区を指定することができる。
 - (1) 特別保全地区…貴重野生動植物種が生息又は生育している地域のうち、当該貴重野生動植物種の保護のため、当該地域にある自然環境の保全が特に必要となる地区
 - (2) 共生地区…生物の多様性が比較的保たれている地域のうち、生活環境との調和に配慮し、当該生物の多様性を保つため、当該地域にある自然環境の保全が必要となる地区

貴重野生動植物種（第8条）

- ・貴重野生動植物種を定めるときは、必要に応じて環境審議会の意見を聴くものとする。
- ・貴重野生動植物種の保護を図るため、その生息及び生育の状況を定期的に調査しなければならない。

捕獲等の禁止（第9条）

- ・貴重野生動植物種の生きている個体を捕獲、採取、殺傷又は損傷しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

コラム 貴重野生動植物種

岐阜市自然環境基礎調査、環境省のレッドリスト、県のレッドデータブックなどを参考に、岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、下記 3 種を貴重野生動植物種として指定しています。指定した 3 種は、生きている個体を捕獲、採取、殺傷又は損傷する場合、市長の許可が必要です。

種名（上位分類群科名）

レッドデータブックカテゴリ 環境省／岐阜県／岐阜市

内容

ヒメコウホネ（離弁花類スイレン科）

絶滅危惧Ⅱ類(VU)／絶滅危惧Ⅰ類／絶滅危惧Ⅰ類

沈水葉と浮葉を持つ多年草で、5～10月頃に黄色い花が水面から突き出て咲きます。湧水を水源に持つ丘陵山間部の池沼や農業用水路などに生育します。

本種の生育環境である丘陵地の池沼や水路などは、人間の生産活動の活発な場所でもあり、改変や改修などにより生育地が減少しています。



カスミサンショウウオ（サンショウウオ目サンショウウオ科）

絶滅危惧Ⅱ類(VU)／絶滅危惧Ⅰ類／絶滅危惧Ⅰ類

全長 10cm 程度の小型のサンショウウオで、体は褐色で黒褐色斑が密にあり、尾の上下の縁に黄条があることが多いのが特徴です。成体は低山や丘陵地の落葉広葉樹林などに生息し、山間の水田脇の水溜りや湿地などの止水域において産卵します。

カスミサンショウウオの生息に適した環境が減少しているため、生息域及び生息数が減少しています。また、本市の個体群は西日本に生息するカスミサンショウウオの分布の境界にあたり、学術上貴重なものです。



ホトケドジョウ（コイ目ドジョウ科）

絶滅危惧ⅠB類(EN)／準絶滅危惧／準絶滅危惧

大型の個体では、全長 8cm を超え、体型は円筒形で、4対 8本の髭があります。体色は地域差や個体差がありますが、茶褐色又は赤褐色で体側には黒点が散在しています。湧水を水源に持つ細流や用排水路、池の砂礫底又は泥底に生息し、底生の小動物を捕食します。

水田の圃場整備、遊水池の埋め立て、水質汚濁などにより生息環境が悪化し、生息域及び生息数が減少しています。



- 本市の自然環境の現状を把握する一環として、2014（平成 26）年 3 月に、5 か年をかけて実施した「岐阜市自然環境基礎調査」の結果を「岐阜市の自然情報～岐阜市自然環境基礎調査～」として公表しました。
- 2015（平成 27）年 3 月、その調査結果に基づき、「岐阜市の注目すべき生きものたち 岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト 2015」として、市内で絶滅が危惧される生きものと、市内で生息・生育する外来種の状況を公表しました。

コラム ヒメコウホネ特別保全地区（自然環境保全地区）

生物多様性が高く、重要な里地里山である達目洞には、貴重野生動植物種に指定されているヒメコウホネが自生しており、その自生地は岐阜市自然環境の保全に関する条例により自然環境保全地区（特別保全地区）に指定されています。

達目洞では、市民団体「達目洞自然の会」による保全活動が定期的に行われています。岐阜市はこの活動を支援し、協働で保全に取り組んでいます



- 2016（平成28）年3月、生物多様性の恩恵でもある貴重な地域資源を持続的に活用するため、岐阜市生物多様性プランを策定しました。岐阜市生物多様性プランの計画期間は、2016（平成28）年度から2025年度までの10年間であり、目指すべき本市の生物多様性の姿として、「多様な生きものと“あたりまえ”に暮らすまち」を示しています。2017（平成29）年3月には、具体的な実施計画として「アクションプラン2017-2019」を策定しました。
- 生物多様性の保全、人の暮らしと生きものとの関係など、生物多様性に関連する様々なテーマのもと、生物多様性について市民と一緒に考えていくために、研究者などによる基調講演、中学生・高校生・大学生の活動発表、会場全体で考えるトークセッションなどを行う「生物多様性シンポジウム」を年2回程度、開催しています（写真2-3-1）。
- 主に小中学生を対象に、身近な河川の水生生物を採集して調べ、その中の指標生物によって水質判定などをする「水生生物調査（カワゲラウオッチング）」を実施しています（写真2-3-2）。
- 河川の治水対策、利水対策に加え、自然環境と調和の取れた河川自身が持つ自然の力を活かした「多自然川づくり」を進めています。
- 貴重野生動植物種の保全を図るため、定期的な生息・生育調査などを実施しています（写真2-3-3）。

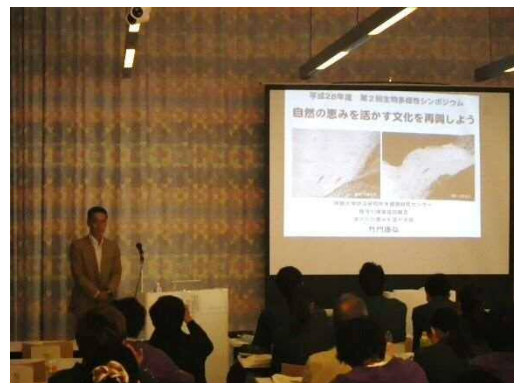


写真 2-3-1 生物多様性シンポジウム



写真 2-3-2 水生生物調査



写真 2-3-3 貴重野生動植物種
生息・生育状況実態調査

(2) これまでの取り組みの成果

- 現地調査と各種資料整理を通して、市内に約5,400種もの多様な生きものが、生息・生育していることを確認しました（図2-3-2）。
- 約5,400種の生きもののうち465種が、絶滅が危惧される状況であることが判明したため、レッドリストに掲載するとともに、285種の外来種が確認されたため、ブルーリストに掲載しました。これらは、本市の生物多様性の保全のための貴重なデータベースとして活用していきます（図2-3-5及び表2-3-2）。
- 岐阜市まるごと環境フェアで実施したアンケート調査の結果、生物多様性という言葉の認知度は、2011（平成24）年度には21.8%であったものが、2016（平成28）年度には43.8%となるなど増加傾向を示しています。
- 市政モニターやみんなの森ぎふメディアコスモス来館者等を対象に実施した環境に関する意識調査では、ほとんどの方が生物多様性の保全に取り組むことは重要な課題であると考えていることが分かりました。



図 2-3-2 岐阜市の自然情報と岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト 2015

表 2-3-2 市内で生息・生育記録のある生物種数及びレッドリスト・ブルーリスト掲載種数

分類群	種数	レッドリスト							ブルーリスト			
		絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	合計	侵入ランク			合計
									A	B	C	
植物	1,541	1		72	100	101	35	309	14	56	130	200
動物	3,840	1	1	29	32	64	29	156	33	25	27	85
哺乳類	35			2		8		10	4	1		5
鳥類	238			8	4	10		22	2		1	3
爬虫類	17					1	5	6	1		1	2
両生類	16			1	2	2	6	11	1			1
魚類	67		1	7	7	17	4	36	8	4	3	15
昆虫類	3,358	1		3	8	8	5	25	6	15	19	40
貝類	101			8	9	16	9	42	10	5	3	18
甲殻類	8				2	2		4	1			1
合計	5,381*	2	1	101	132	165	64	465	47	81	157	285

*自然環境基礎調査では5,366種を確認しましたが、その後、新たに確認した種を加えています。

区分	基本的な考え方	
レッドリスト	絶滅	市内では、すでに絶滅したと考えられる種
	野生絶滅	市内において、飼育・栽培下でのみ存続している種
	絶滅危惧Ⅰ類	市内において、絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
	絶滅危惧Ⅱ類	市内において、絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
	準絶滅危惧	市内において、存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
	情報不足	市内において、評価するだけの情報が不足している種
	ブルーリスト	侵入ランクA
侵入ランクB		市内への分布は局所的であるもの
侵入ランクC		市内への侵入は初期段階もしくは未定着のもの

(3) 今後の課題

定性的な課題

- ・市民に対して、本来の生物多様性の意味を周知する必要があります。
- ・環境に関する意識調査では、その場所にはもともと生息していなかった生物を放流するような事業に関して、約4分の3の方が良いことだと考えており、生物多様性に対する誤った認識があることが分かりました。生きものの無秩序な放流が生物多様性の損失につながることを周知する必要があります。
- ・国、県及び市の関係部署と連携して、生物多様性を保全する必要があります。
- ・生物多様性に配慮した土木・建設工事、産業などを推進する必要があります。

定量的な課題

- ・2016（平成28）年度における調査では、生物多様性という言葉の認知度は増加しているものの、まだ市民の半数以上の方が意味を知らない状況であり、市民の理解は、まだ十分に進んでいないと言えます。
- ・「自然環境保全活動団体」の増加・維持に努めるだけでなく、構成員の高齢化や新規加入者の減少が懸念されるため、自然環境保全活動団体の活動を発展させる必要があります（写真2-3-4）。



写真 2-3-4 達目洞での保全活動

コラム 外来種問題とは

外来種とは「元々そこにはいなかったのに、その場所以外から人間によって持ち込まれた生きもの」のことです。同じ国内であっても、その場所以外から持ち込まれた生きものは外来種となります。外来種のうち、生息・生育範囲や数を管理することが困難で、生態系や人々の暮らしに悪影響をもたらす外来種は「侵略的外来種」と呼ばれ、問題になります。

外来種を持ち込むことで起こる問題には、在来種を食べてしまったり、エサやすみかを奪ったりして生態系を破壊する、在来種やヒトに感染する病原菌や寄生虫を持ち込む、農作物を食べてしまうなど、様々なものがあります。

しかし、外来種は必ずしも悪者ではありません。外来種は人間に連れてこられたから、そこで生きているのに、迷惑がられ、時には駆除されているのです。これ以上外来種を増やさないためにも、元々いた場所から生きものを移動することは良くないことだという意識を持つことが重要です。

<岐阜市内に生息・生育する外来種の例>



<アライグマ>

北米から主にペットとして移入。凶暴で飼育は困難。生態系や農作物などに被害。



<アレチウリ>

北米から移入。旺盛な繁殖力で在来植物の生育を阻害する。

2 今後の主な対応策

- ・岐阜市生物多様性プランでは、目指すべき将来の岐阜市の姿を「多様な生きものと“あたりまえ”に暮らすまち」とし、その姿を実現するために「3つの基本方針」と「8つの取組」を推進することとしています（図2-3-3）。
 - ・岐阜市生物多様性プランの実施計画であるアクションプラン2017-2019では、これら「8つの取組」につながる「8つの重点目標」、重点目標を達成するために必要な「9つの個別目標」を設定しています（図2-3-4）。
 - ・個別目標の進捗状況を踏まえて重点目標ごとに点検・評価を実施します。更に「8つの取組」の進捗状況としてとりまとめ等を実施後、アクションプラン2017-2019全体の達成状況を公表します。
- 生物多様性への理解を進めます
 - ・「生物多様性シンポジウム」「生物多様性キッズセミナー」「水生生物調査」「出前講座」などを積極的に実施し、生物多様性の認知度の向上を図ります。
 - 生物多様性の保全と再生に取り組みます
 - ・生物多様性を保全する上で重要な地区となる「ホットスポット」や「保全対象種」を選定します。
 - ・今後、生物多様性に被害を及ぼす可能性のある外来種を選定し、被害を拡大させないようにする「外来種対応指針」を策定します。
 - ・地域住民をはじめとする多様な主体が協力して、身近にある自然環境の保全・復元を目指す「小さな自然再生」を推進します。

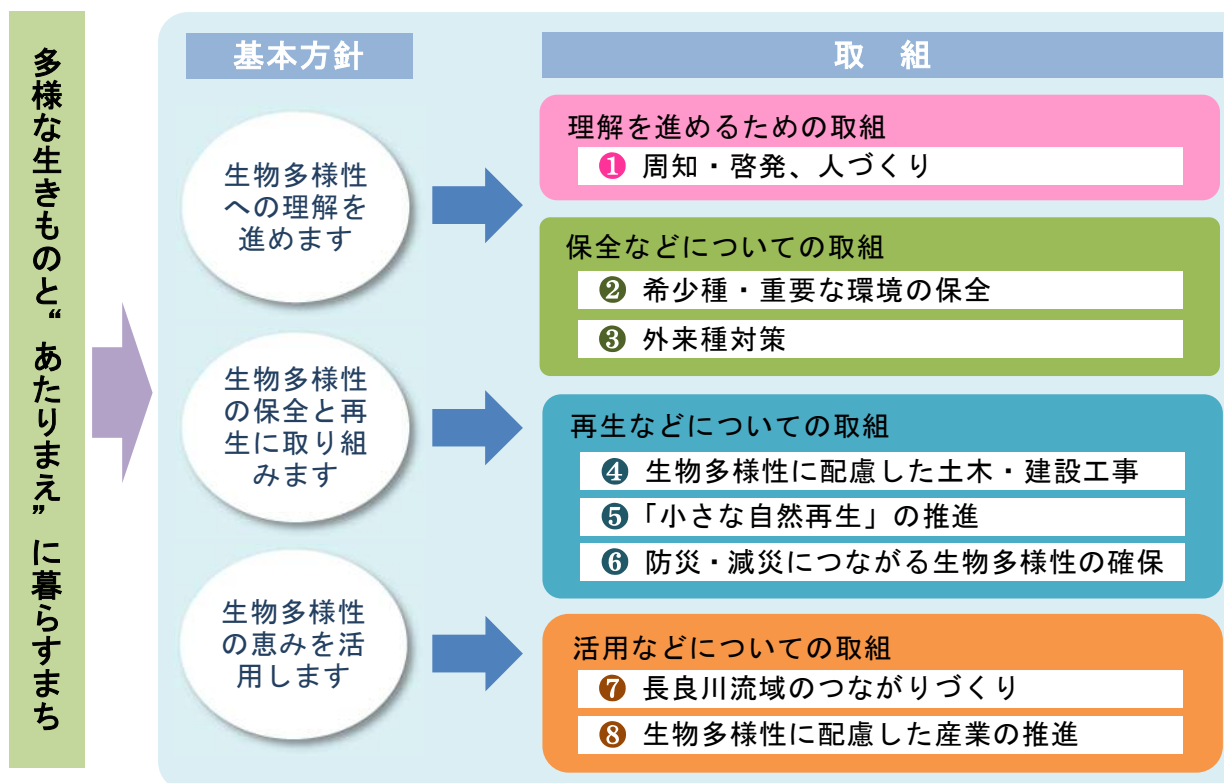


図2-3-3 岐阜市生物多様性プランの体系

●生物多様性の恵みを活用します

長良川流域のつながりづくりとして、長良川の上流域から下流域までの自治体、企業などで構成される長良川流域環境ネットワーク協議会の環境保全活動実施を増やします。

- ・2020年度までに「アクションプラン2020-2022」を策定します。
- ・多自然川づくりに努めるなど、生物多様性に配慮した土木・建設工事を実施します。

3 指標と目標値

指標名	現況値 〔2016 (平成28)年度〕	目標値 (2022年度)	指標の見方
①生物多様性の認知度	40.1%	50%	環境に関するアンケート調査による認知度
②生物多様性シンポジウムの開催回数	2回/年度	維持	生物多様性シンポジウムの開催回数
③自然環境保全活動団体数	11団体	増加	岐阜市自然環境の保全に関する条例第21条による承認団体数
④多自然川づくりにより整備された河川の延長	3,234m	3,550m	生きものの良好な生息・生育環境に配慮して整備を行った河川の延長

重点目標	個別目標
A 市民への周知・啓発	A1 生物多様性の認知度の向上
B 行政内への周知・啓発	B1 行政内部における生物多様性に対する理解の向上
C 保全対象種、ホットスポットの選定	C1 保全対象種の選定
D 予防に重点を置いた外来種対応指針の策定	C2 ホットスポットの選定
E 生物多様性配慮のための行政・研究者・市民の連携強化	D1 外来種対応指針の策定
F 保全対象種生息地・ホットスポット地域における「小さな自然再生」の推進	E1 行政・研究者・市民の協議機会の向上
G 長良川流域環境ネットワーク協議会の環境保全活動	F1 「小さな自然再生」に係る協議・事業機会の向上
H 産業と生物多様性の関連についての周知・啓発	G1 長良川流域環境ネットワーク協議会の環境保全活動の向上
	H1 生物多様性に関連した産業の推奨

図 2-3-4 岐阜市生物多様性プラン アクションプラン 2017-2019 の構成

個別施策

第4章 施策4「ごみを減量・資源化します」



基本目標④
循環型社会

「ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち」を目指します。

ごみの発生抑制、資源の再使用、再生利用を積極的に進め、ごみの減量化が図られ、資源が循環するまちを目指します。

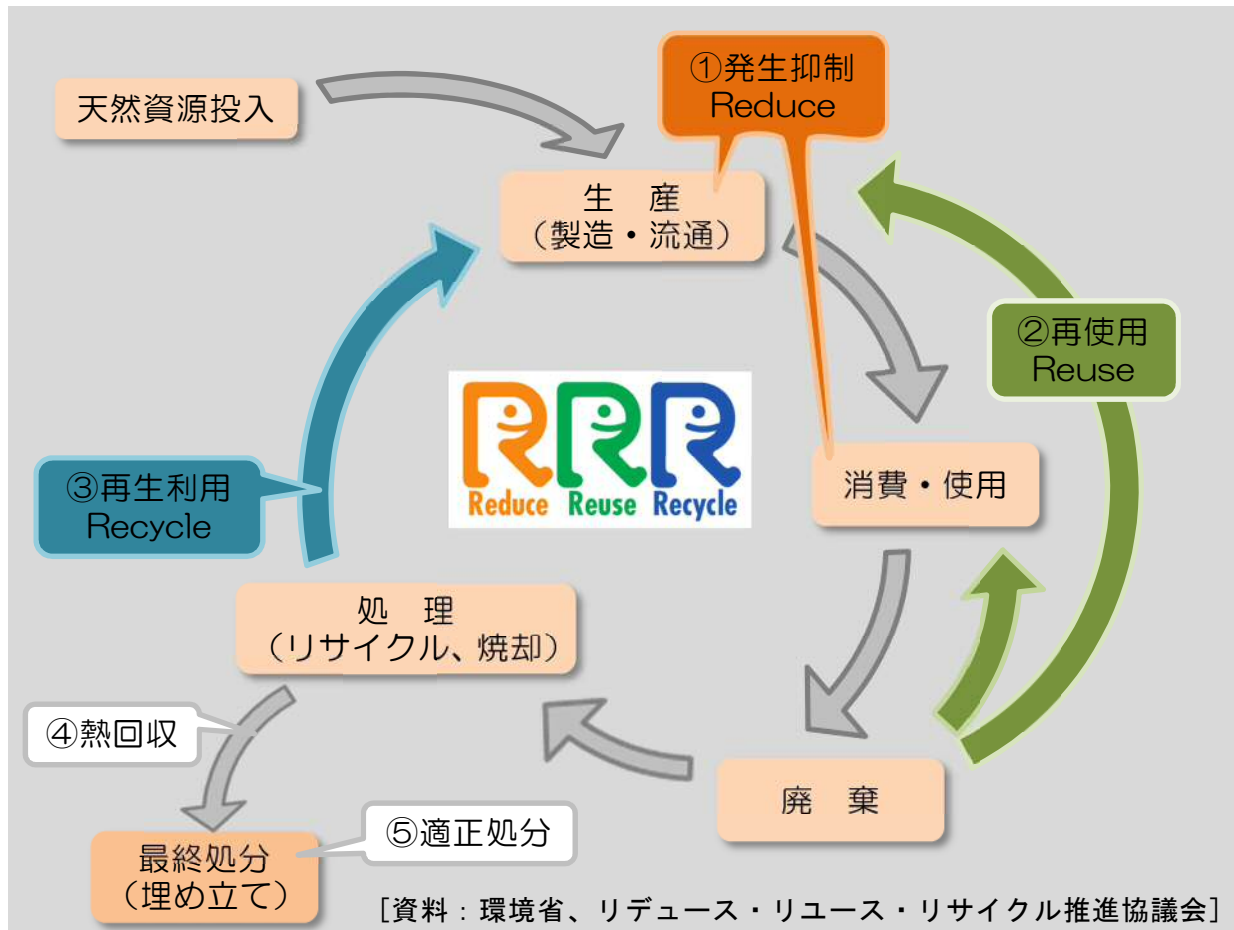
第1節 廃棄物の対策

1 現状と課題

(1) 現状

循環型社会とは

循環型社会とは、「廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」のことを言います。また、「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理の優先順位として「①発生抑制（Reduce）」「②再使用（Reuse）」「③再生利用（Recycle）」「④熱回収」を定め、やむを得ない場合には「⑤適正処分」することとしています（図 2-4-1 及び図 2-4-2）。



[資料：環境省、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会]

図 2-4-1 循環型社会の概念図

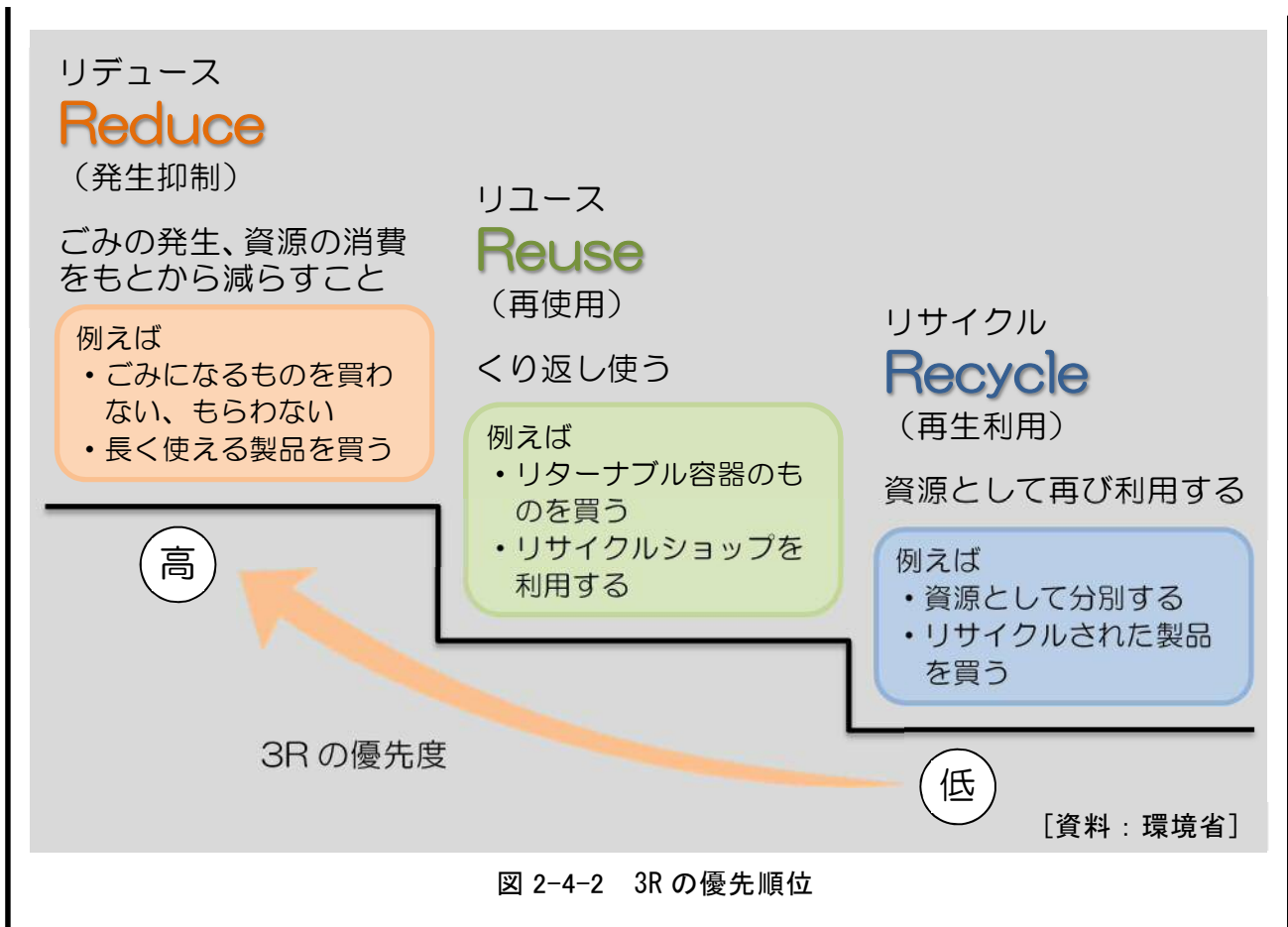


図 2-4-2 3R の優先順位

世界の動向と国の取り組み

- ・2016（平成28）年5月に富山市で開催された「G7 富山環境大臣会合」で採択された「富山物質循環フレームワーク」では、世界共通のビジョンとして、天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、資源がライフサイクル全体に亘って効率的かつ持続的に使われる社会を実現することが示されました。
- ・資源効率性、3Rのための国内政策の具体例として、食品ロス・食品廃棄物の削減、食品廃棄物の効果的な再生利用やエネルギー源としての有効利用などの「食品ロス・食品廃棄物対策」が掲げられました。
- ・我が国では、2013（平成25）年5月に策定した「第三次循環型社会推進基本計画」において、「平成32年度までにごみ総排出量を平成12年度比で約25%削減、家庭系ごみ排出量を約25%削減、事業系ごみ排出量を約35%削減」を掲げ、循環型社会の構築を目指しています。また、循環の質にも着目し、リサイクルに比べて取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組み強化を政策の柱としています。

コラム Re-Style

3Rや限りある資源の大切さを多くの方に知ってもらうため、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージに、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、その活動や取り組みの浸透を呼びかけています。



[資料：環境省 Re-Style]

本市の取り組み

- 2011（平成23）年11月に「ごみ減量・資源化指針2011」を策定し、ごみ焼却量を1997（平成9）年度のピーク時における15.6万tから10.0万t以下にすること、つまり、3分の1以上を削減することを目標として、取り組みを進めてきました。2017（平成29）年3月には指針の内容を見直し、更なるごみ減量・資源化に取り組んでいます。
- 市内50地区の自治会連合会が中心となって、紙類、古着類、カン・フライパン類、生きビン類、雑ビン類の資源分別回収を市民主体で実施しています。
- 市民が身近な場所で気軽に紙類を出せるように、自治会連合会管理による回収拠点として、「古紙回収用ボックス」を公民館等に設置しています。
- 家庭系普通ごみの組成では約3分の1を紙類が占めており、中でも「雑がみ」の占める割合が高いことから、雑がみの分別回収を促進するため、雑がみに対する意識の普及啓発やイベント等での回収を実施しています（写真2-4-1）。
- 家庭系普通ごみの約3分の1は生ごみです。食材は“使いキリ”、料理は“食べキリ”、生ごみを出すときは“水キリ”をする「3（さん）キリ」と、地球のことを考えて買い物・調理・片付けをすることで3Rに繋げる「3R（スリーアール）クッキング」を実践して生ごみの減量に取り組む「3・3（さん・さん）プロジェクト」を推進しています。
- 我が国では、年間約1,700万tの食品廃棄物が排出され、このうち、食べずに捨てられる食品ロスは約620万tと推計されています。本市では、料理の食べ残し削減に取り組む飲食店等を募集し、「食べキリ協力店」として登録することで、生ごみの減量に取り組んでいます（図2-4-3）。



写真 2-4-1 大学祭での雑がみ回収



図 2-4-3 食べキリ協力店登録証

コラム 3010（さんまるいちまる）運動

「3010 運動」は、長野県松本市等で行われている宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

本市では、3・3プロジェクトの中で、宴会等の最初と最後に「食べキリタイム」を設けることを推奨しています。



[資料：環境省 3010 運動啓発用三角柱 POP]

- ・地域や家庭、事業所でごみ減量に日常的に取り組むことができる具体的な活動、仕組みや啓発を「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動として展開しています（表 2-4-1）。

表 2-4-1 「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動

事業名	内 容
ごみ減量アイデアコンテストの実施	家庭や職場でできるごみ減量のアイデア等を市民から募集
ごみ減量サポーター・アドバイザー登録制度	ごみ減量・資源化に関し、助言・協力・情報提供できる市民等を募集し、登録
ごみ減量フォーラムの開催	ごみ減量に関する市民意識を高めるためのフォーラム
ごみ 1/3 減量大作戦コーナーの設置	市庁舎 1 階にリサイクルコーナーを設置し市民のごみ減量意識の醸成を図る
雑がみ回収プロジェクトの実施	雑がみ講座の開催や、イベント回収で雑がみの回収を実施
雑がみ集めてキャンペーンの実施	10～12 月を雑がみ回収の強化期間とし、市民に回収への取り組みを啓発
生ごみ減らしてキャンペーンの実施	3 キリ行動と3Rクッキングを併せて生ごみの減量を進める取り組みを啓発
夏休み自由研究応援事業	ごみの減量・資源化をテーマに夏休みの自由研究を行う子どもに助言等の支援を行う
食の循環学習事業	ダンボールコンポストの実施を通して、生ごみを資源化する仕組みを学習
食べキリ協力店募集事業	食べキリに関する取り組みを実施する飲食店等を募集し、登録

- ・レジ袋の削減や簡易包装への取り組み等を率先して行う市内の店舗（スーパー、百貨店、小売事業者等）と「エコ・アクションパートナー協定」を結び、容器包装廃棄物等の減量及び資源化を協働して推進しています。
- ・リユース品の利用を拡大するため、岐阜市まるごと環境フェアでのフリーマーケットの開催や、粗大ごみとして家庭から排出された家具や小物類の内“まだまだ使える”ものを抽選で市民に譲り渡す「まだまだ使える抽選会」を「岐阜市芥見リサイクルプラザ」で実施しています。
- ・事業系普通ごみの減量対策として、対象事業所を立入指導しているほか、ごみ減量意識を促すため、取り組みの進んでいない事業所を重点的に指導します。
- ・2022年に予定されている「岐阜市リサイクルセンター」の更新に合わせ、「プラスチック製容器包装」の分別収集を市内全域で実施することを方針決定しました。
- ・ごみ処理有料化制度の導入については、2012（平成 24）年 10 月に環境審議会から「ごみ減量効果が期待できることから、次世代に先送りすることなく実施することが望ましい」「方針を固める上で、市民の理解と協力を得るための意見交換を行うこと」「実施に当たっては、十分な周知期間の確保、社会経済状況等の状況に留意すること」と答申を受けました。一方、岐阜市議会平成 26 年第 1 回（3 月）定例会で「家庭ごみ無料収集の継続を要望する請願」が採択されたことから、まずはごみ減量・資源化の取り組みを精力的に実践しています。

(2) これまでの取り組みの成果

- 市政モニターやみんなの森ぎふメディアコスモス来館者等を対象に実施した環境に関する意識調査では、約4分の3の方がごみ減量・資源化に取り組むことは重要な課題であると回答しています。
- 2016（平成28）年度のごみ焼却量は約12.9万tで、中間目標である11.8万tには達しませんでした。1997（平成9）年度のピーク時から約2.7万t（17.3%、つまり、6分の1以上）が削減できています（図2-4-4）。

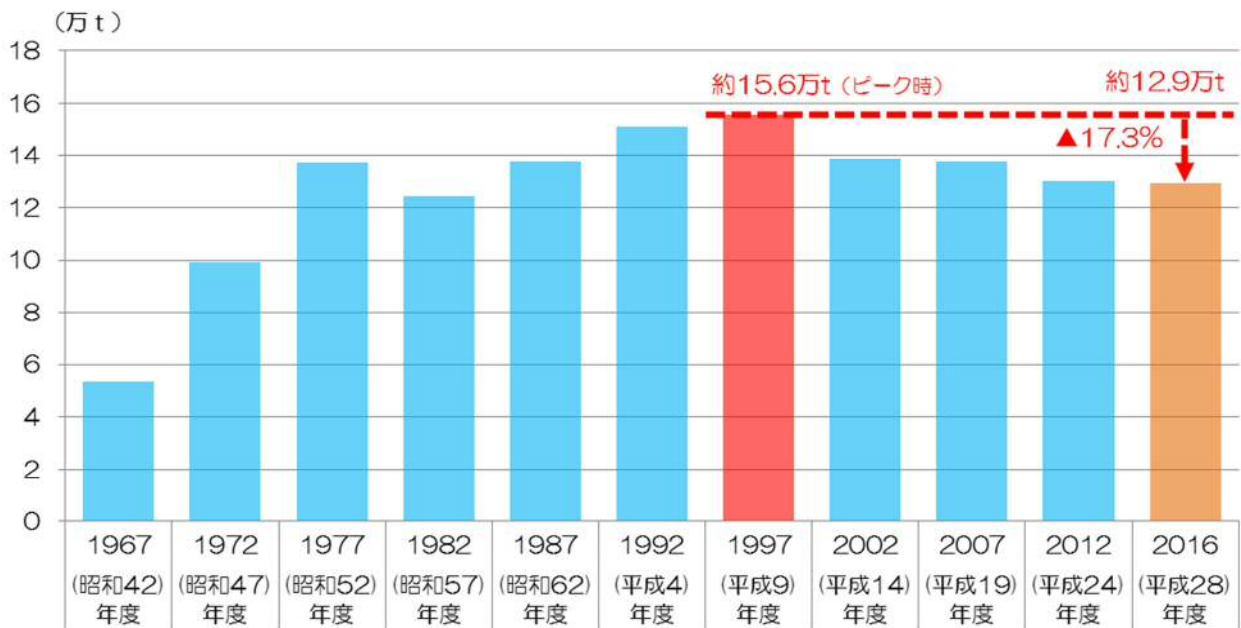


図2-4-4 本市のごみ焼却量の推移

- 2016（平成28）年度の資源ごみ等を含むごみ総排出量は約14.5万tで、2011（平成23）年度の約15.9万tから8.8%減少しています。ごみ質調査によると、家庭系普通ごみの30.5%（約2.4万t）を紙類が占めています。次いで、生ごみ類が28.8%（約2.3万）、プラスチック類が18.0%（約1.4万t）という組成となっています（図2-4-5）。
- 雑がみの回収量は、2011（平成23）年度には196tであったものが、2016（平成28）年度には573tと約3倍に増加しています。

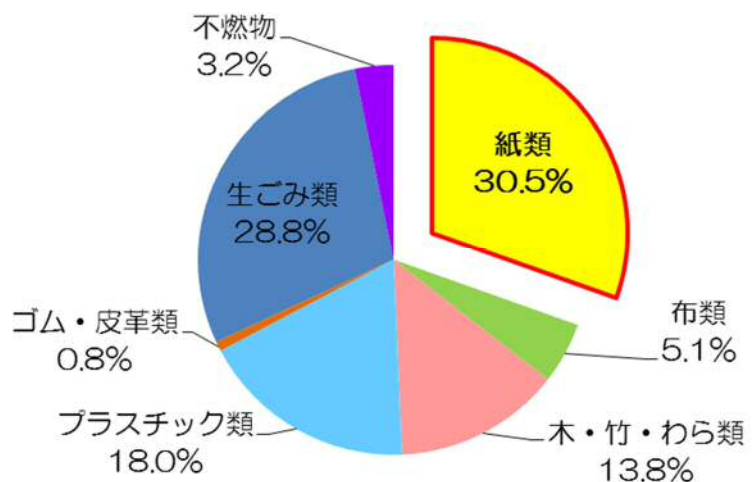


図2-4-5 家庭系普通ごみの組成

(3) 今後の課題

定性的な課題

- ごみの焼却量は減少しているものの、中間目標に達していないことから、更なるごみの発生抑制に取り組む動機付けとなる仕組みが必要です。
- 自治会連合会が主体となって資源分別回収を実施していますが、近年、自治会加入率の低下や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、資源分別回収による回収量は大きく減少しています。生活様式に応じた資源回収の仕組みの充実が必要です。
- レジ袋の有料化を実施したにも関わらず、有料化を中止する店舗が増加しています。レジ袋有料化参加店舗を増やすとともに、無料レジ袋を抵抗なく受け取る市民を減らすことが必要です。
- エコ・アクションパートナー協定締結店を増加させるため、協定締結の意義やメリットを事業者へ周知する必要があります。
- 民間事業者が独自に設置する古紙等回収ステーションと、自治会等が実施する資源分別回収を併せて多様な資源ごみを回収しやすい環境を整える必要があります。
- 環境に関する意識調査では、ごみ焼却量の削減が進まない理由として「市民（皆）の意識が低いから」「何をどのように取り組めばよいのか分からないから」という意見を多くいただきました。

定量的な課題

- 本市でごみとして排出される雑がみの量は、2016（平成 28）年度実績で、約 6,400t と推計しています。回収率は約 8%であり、まだ相当量の雑がみが焼却処理されているため、これらを抜き出すことが必要です。
- 民間事業者が独自に設置する古紙等回収ステーションにより回収され、資源化される量を把握する必要があります。

コラム ダンボールコンポスト

「ダンボールコンポスト」は、ダンボール箱の中に基材を入れて、微生物の働きで生ごみを分解させ堆肥にする方法です。

手軽に、安価で、家庭の生ごみを処理でき、においも少ないことが特徴で、ダンボール1箱で約60kgの生ごみを処理できます。

作った堆肥は、各家庭で利用するほか、利用先のない家庭の余剰堆肥については、地域の学校や公民館などで活用する地域循環の仕組みづくりを進めています。



2 今後の主な対応策

- ごみ減量・資源化指針に掲げる「ごみ 1/3 減量大作戦 6 つの作戦」を推進します（図 2-4-6）。



図 2-4-6 ごみ 1/3 減量大作戦

- 作戦 1 多様な資源ごみ回収の仕組みをつくる
資源分別回収の回数や時間、回収方法を見直したり、回収場所や時間などの情報を入手しやすい仕組みを整備するなど、市民が参加しやすい資源分別回収の仕組みを構築します。
- 作戦 2 紙ごみを減らす
地域における紙類の回収拠点として古紙回収用ボックスの設置や、「雑がみ回収プロジェクト」などの雑がみの分別回収を促進する取り組みを通じて「日本一の雑がみリサイクルのまち」を目指します。
- 作戦 3 生ごみを減らす
「ダンボールコンポスト」や「生ごみ堆肥化推進事業」を活用し、“生ごみの地産地消”を推進するだけでなく、生ごみを出さない生活様式を普及するため、3・3プロジェクトによる生ごみ及び食品ロスの発生を抑制します。
- 作戦 4 プラスチックごみを減らす
リサイクルセンターの更新に合わせ、容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装の分別収集を市内全域で開始します。

●作戦5 事業系ごみを減らす

大規模及び中規模事業所への立入調査等による個別指導を強化します。また、食べキリ協力店を募集登録することで、飲食店や宿泊施設から排出される生ごみの減量を推進します。

●作戦6 ごみ処理有料化制度の導入を検討する

作戦1から5の取り組みにより、ごみ減量効果がみられないと判断した際には、普通ごみの処理有料化に向けた検討を開始します。

＜有料化の判断基準＞毎年度のごみ削減量を点検し、2025年度に見込まれる一人あたりのごみ焼却量が中核市の平均レベルに達しないと判断した時点で、ごみ処理有料化に向けた検討を開始します。

3 指標と目標値

指標名	現況値 2016 (平成28)年度	目標値 (2022年度)	指標の見方
①ごみ焼却量	129,362t	116,000t	選別、粉碎処理後の可燃物、し尿処理後の残さの焼却等を含む
②エコ・アクションパートナー協定締結店舗数	46店	増加	エコ・アクションパートナー協定を締結した店舗数
③一人あたりの雑がみ回収量	1,387g/人	3,700g/人	年間の雑がみ回収量/人口
④ごみ減量に取り組む市民意識	64.3%	増加	環境に関するアンケート調査において、5段階評価※の「いつもしている」又は「ときどきしている」と回答した人の合計の割合

※「いつもしている」「ときどきしている」「どちらでもない」「あまりしていない」「していない」の5段階で評価します。

コラム プラスチック製容器包装

プラスチックは軽くて丈夫で、安く加工でき、衛生面でも優れていることから、食品などを入れる「容器」や商品を包む「包装」素材として広く使われています。このような、プラスチック製の容器包装は、中身の商品を取り出すと同時に、ごみとして大量に排出されてしまいます。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」及び商品を包む「包装」であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるもので、プラスチック製容器包装識別表示マークが表示されています。





第5章 施策5「環境意識を高めます」

基本目標⑤
環境教育・
市民運動

「環境の保全及び創出に対し、全ての市民が主体的に行動するまち」を目指します。

本市の恵まれた環境を将来の世代に引き継ぐため、環境教育を充実し、環境意識を高めることで、全ての市民が自ら考え、主体的に行動するまちを目指します。

総合的施策の位置付け

- 本計画で基本目標として掲げる「①生活環境」「②地球環境」「③自然環境」「④循環型社会」はそれぞれ相互に関連しており、「⑤環境教育・市民運動」はこれら全てを包含するものです。そのため、基本目標①から④に対応する「個別施策」を包含する基本目標⑤に対応する本施策を「総合的施策」に位置付けるものです（図2-5-1）。

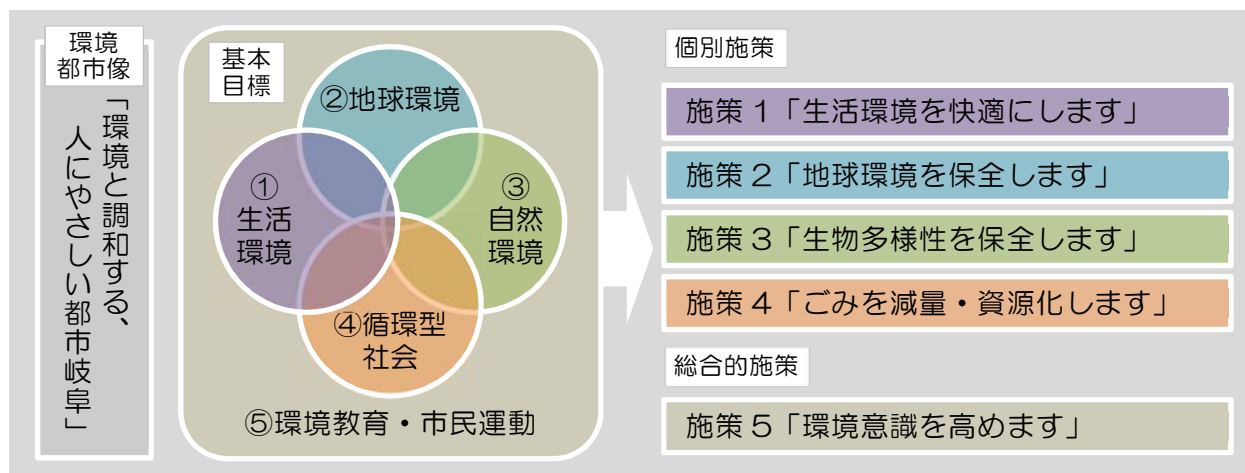


図2-5-1 本計画の施策体系

総合的施策の構成

- 個別施策では、「現状」を把握した上で「課題」を抽出し、それらを解決するための「対応策」を掲げています。一方、総合的施策は、個別施策を包含することから、この章では、「環境の保全及び創出に対する行動全般」についての「現状」を再認識した上で、目指すべき環境都市像を実現するための「今後の取り組み」をまとめています（図2-5-2）。

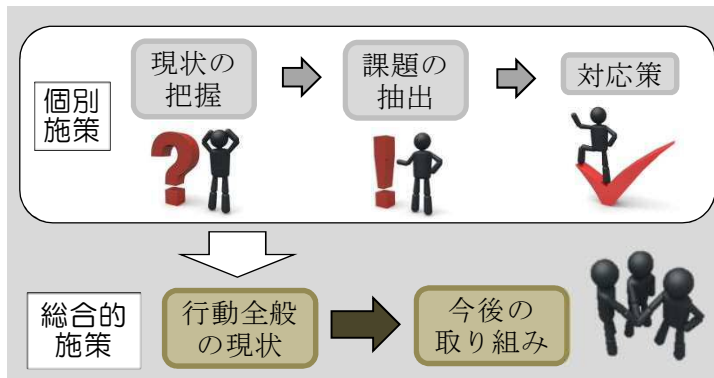


図2-5-2 総合的施策の構成

- 総合的施策の取り組みは、個別施策を着実に推進するための包括的な取り組みや個別施策の取り組みを分野横断的にまとめ、再編・発展させたものです。

第1節 ひとつづくり・まちづくりの推進

1 現状

環境教育とは

環境教育とは、環境教育等促進法において「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義されています。

また、「持続可能な開発のための教育（以下「ESD」という。）」とは、「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」のことです。

具体的には、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取り組みの中に、持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが求められています。



[資料：環境省、文部科学省]

世界の動向と国の取り組み

- 1972（昭和47）年6月の「ストックホルム人間環境宣言」において、初めて環境教育の重要性が指摘され、1975（昭和50）年10月の「国際環境教育会議」において採択された「ベオグラード憲章」や1977（昭和52）年10月の「トビリシ環境教育政府間会議宣言」によって、環境教育の目標や枠組みが明確にされました。
- 2002（平成14）年9月、南アフリカ共和国のヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」で、我が国が「国連ESDの10年」を提唱しました。それから10年が経過した2013（平成25）年11月のユネスコ総会では、「ESDに関するグローバルアクションプログラム(GAP)」が採択され国連ESDの10年が引き継がれることになりました。更に、2015（平成27）年には持続可能な開発目標（SDGs）の目標の1つにESDが盛り込まれ、更なる推進が求められています。
- 我が国では、2012（平成24）年10月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、環境教育等促進法が施行されました。環境教育等促進法では、新たに「協働取組の推進」「学校教育における環境教育の充実」などが盛り込まれました。
- 2012（平成24）年6月に閣議決定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」では、「問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくこと」の必要性が示されています。

本市の取り組み

- 環境基本条例第4条において「環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境に関する教育（学習を含む。）及び意識の啓発が行われなければならない。」と定め、環境教育優先の原則を掲げています。

◆環境意識の向上

- 市民が環境問題に取り組む“きっかけ”を提供するため、市民参加型の環境イベントである岐阜市まるごと環境フェアを開催しています（写真2-5-1）。



写真2-5-1 岐阜市まるごと環境フェア

- 岐阜市まるごと環境フェアでは、様々な環境イベントのほか、環境活動に顕著な功績のあった団体等を表彰する「岐阜市環境活動顕彰」や、ごみ減量・資源化をテーマとした小中学生向けの「ごみ1/3減量大作戦子どもポスターコンクール」の表彰式を開催し、その功績を讃えています。
- 未来を担う子どもたちが、環境について感じたこと、考えたことについて発表や話し合いを行う「アースレンジャー子ども会議」では、話し合った内容を「子ども環境宣言」として発表しています（図2-5-3）。

子ども環境宣言2017

私たちのまち岐阜市は、みどり豊かな金華山、清流長良川、伝統ある鶺鴒など、自然や歴史・文化に恵まれたまちです。

この豊かな自然や歴史・文化は、私たちが受け継ぎ、未来に引き継ぐ、岐阜市の宝ものです。

いま、私たちのまわりでは、地球温暖化や生物の種の減少など大きな変化がおきています。この先、どうなるのでしょうか。

この豊かな自然や歴史・文化を守るためには、私たちだけでなく、大人の皆さんも一緒に考え、行動することが大切です。

そのために私たちは、未来へ約束することについて宣言します。市民の皆さん、今日から一緒に考え、行動しましょう。

- ・清水川で7～8月に楽しみつつ自然を守るために、水質調査や水生生物の調査を行う。（加納中学校1年生）
- ・ゴミを見かけたら、伊自良川で自然や生き物を守るために伊自良川のゴミ拾いや地域の人への呼びかけ、新聞やポスターを書く。（方県小学校5年生）
- ・秋に大洞で山を守るために山パーティーをする。（山を守るために働いた分だけ山菜を食べれる。山菜等は自分たちで採る。）（柳津イオンチアーズクラブ）
- ・春休みに武儀川で自然と人と地域の関わりをもつために自分で採った魚を焼いて食べる。（三輪中学校1年生）
- ・5～6月頃、学校の近くの水路で守って学んで楽しむためにごみ拾い+水生生物調査+遊んで水路の大切さを知るために活動する。（長森南中学校1年生）

平成29年11月3日アースレンジャー子ども会議参加者一同

図2-5-3 子ども環境宣言2017

- 環境について関心を持っている大学生や高校生が集まり、環境に対する考えや活動体験などについて率直な意見交換を行い、学生間のネットワークづくりに役立つ「学生環境会議」を開催しています（写真 2-5-2）。
- 「生物多様性シンポジウム」や「ごみ減量フォーラム」など、様々な環境意識を高める場を提供しています。
- 市政モニターやみんなの森ぎふメディアコスモス来館者等を対象に実施した環境に関する意識調査では、約 5 分の 4 の方がこれまでに学校や職場などで環境について話を聞いたり学んだりしたことがあると回答しています。また、ほとんどの方が小中学生の時から環境について学ぶ必要があると考えていることが分かりました。



写真 2-5-2 学生環境会議

◆環境教育の推進

- 子どもたちが環境について気軽に学べるように岐阜市環境白書を基に「子ども環境白書」を作成しています。子ども環境白書では、小学校 4 年生から 6 年生を対象に「自然のこと(生物多様性のこと)」「地球温暖化のこと」「ごみ減量・資源化のこと」をわかりやすく解説しています（図 2-5-4）。
- 1985（昭和 60）年から、本市のごみ処理の概要をまとめた社会科副読本「ごみとわたしたち」を小学校 4 年生に配布しています。
- 「総合的な学習の時間」などの学校の授業で活用するため、本市が実施する環境に関する出前講座などをまとめた「岐阜市環境学習プログラムガイド(小中学校向け)」を作成し、学校での環境教育を推進しています。
- 市内の小中学校と協働で、本市が実施している学習メニューを組み合わせ、年間を通した環境教育を実施する「総合的な環境教育モデル」を構築しました（図 2-5-5）。



図 2-5-4 子ども環境白書

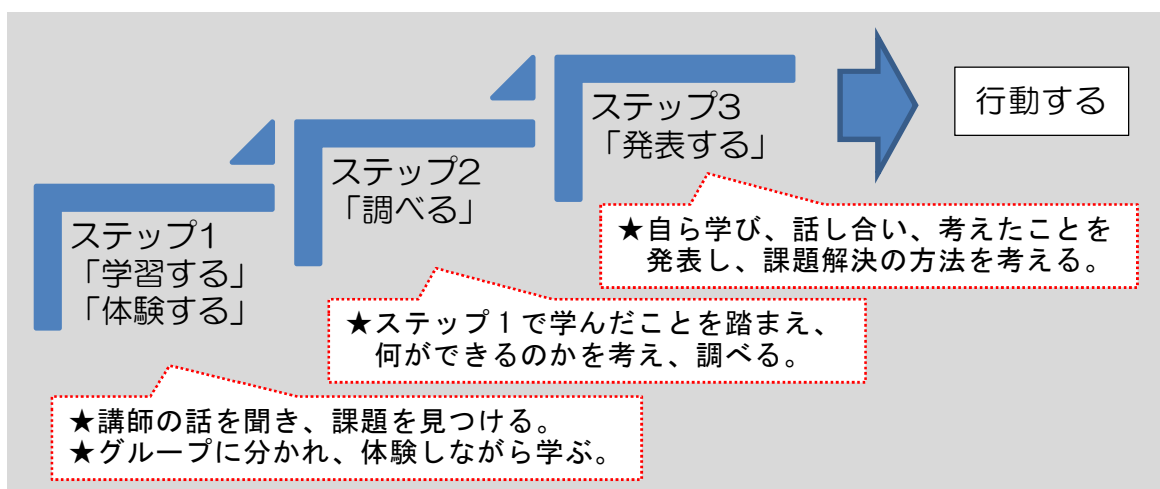


図 2-5-5 総合的な環境教育モデル（例）

- ・市民一人ひとりが環境について考え、身近な環境保全活動を実施していくため、市職員等が講師となり地域に出向いて話をする生涯学習「長良川大学」等による出前講座を開催しています（表2-5-1）。
- ・2016（平成28）年度の環境に関する出前講座の参加者数は3,681人と、2011（平成23）年度の約1,900人と比べて、約2倍に増加しています。より多くの市民が出前講座に参加してもらえよう、市民ニーズを把握し、講座内容に変更するなど、出前講座の充実を図ります（表2-5-2）。

表2-5-2 出前講座の開催数と参加者数

分野	開催数	参加者数
自然環境	2回	84人
地球温暖化	13回	616人
ごみ減量・資源化	59回	2,173人
一般廃棄物	13回	808人
合計	87回	3,681人

表2-5-1 主な出前講座

名称
岐阜市の自然
岐阜市の大気、水環境
地球温暖化と私たちの暮らし
省エネ講座
雑がみ講座
ダンボールコンポスト講座
3Rクッキング講座
パッカー車実演
収集現場見学
ごみの学習会

- ・各学校において実施されている特色ある環境教育や環境保全活動を「エコスクールレポート」として紹介し、他の学校への波及を促しています。
 - ・環境保全に関して専門的な知識や豊富な経験を持つ人をアドバイザーとして認定したり、環境保全に関心を持つ市民や事業者をサポート等として登録し、地域における環境活動を支援しています。
 - ・環境問題に対する専門的知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に対する助言を行うことのできる人材である「環境カウンセラー」が、本市内でも多数登録されています。
- ◆市民運動の活性化
- ・市民参加型の地球温暖化対策であるぎふ減CO2ポイント制度に、より多くの人に参加してもらえよう、制度の改善や周知啓発に努めています。
 - ・岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、自然環境保全活動などを行う11団体を自然環境保全活動団体として承認しています。これらの団体と協働した自然環境保全活動や活動に対する支援等を行っています。
 - ・「自然ふれあい地域ビジョン」に基づき、自然環境保全活動や地域住民への環境教育などを行う団体に対し、支援を行っています。

- 「こどもエコクラブ」の地方事務局を設置し、発足式、交流会などのイベントを開催したり、各こどもエコクラブの活動などに対し、支援を行ったりしています。
- 自治会連合会が中心となって行う資源分別回収の実施に対して、支援を行っています。
- 「DREAM Solar ぎふ太陽光発電所」や「岐阜市自然・環境保全学習センター」「柳津資源ステーション」などが、環境教育・市民運動の拠点として活用されています（表2-5-3）。

表 2-5-3 主な環境教育・市民運動の拠点

DREAM Solar ぎふ 太陽光発電所（三輪北地区）	岐阜市自然・環境保全 学習センター（金華地区）	柳津資源ステーション （柳津地区）
ながら川ふれあいの森 （岩野田～長良地区）	岐阜市少年自然の家 （三輪北地区）	東部クリーンセンター （芥見地区）

コラム こどもエコクラブ

環境省が1995（平成7）年度から始めた幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

登録クラブには、活動・学習支援ツールの配布、賠償責任保険の加入などの支援があります。



[資料：公益財団法人 日本環境協会]

2 今後の主な取り組み

- 市民の環境意識を高め、自ら考え、自ら行動することを促す「ひとづくり」と、あらゆる人が取り組みに参加できる環境を整備する「まちづくり」を進めることで、「全ての市民が主体となった取り組み」を推進します（図 2-5-6）。

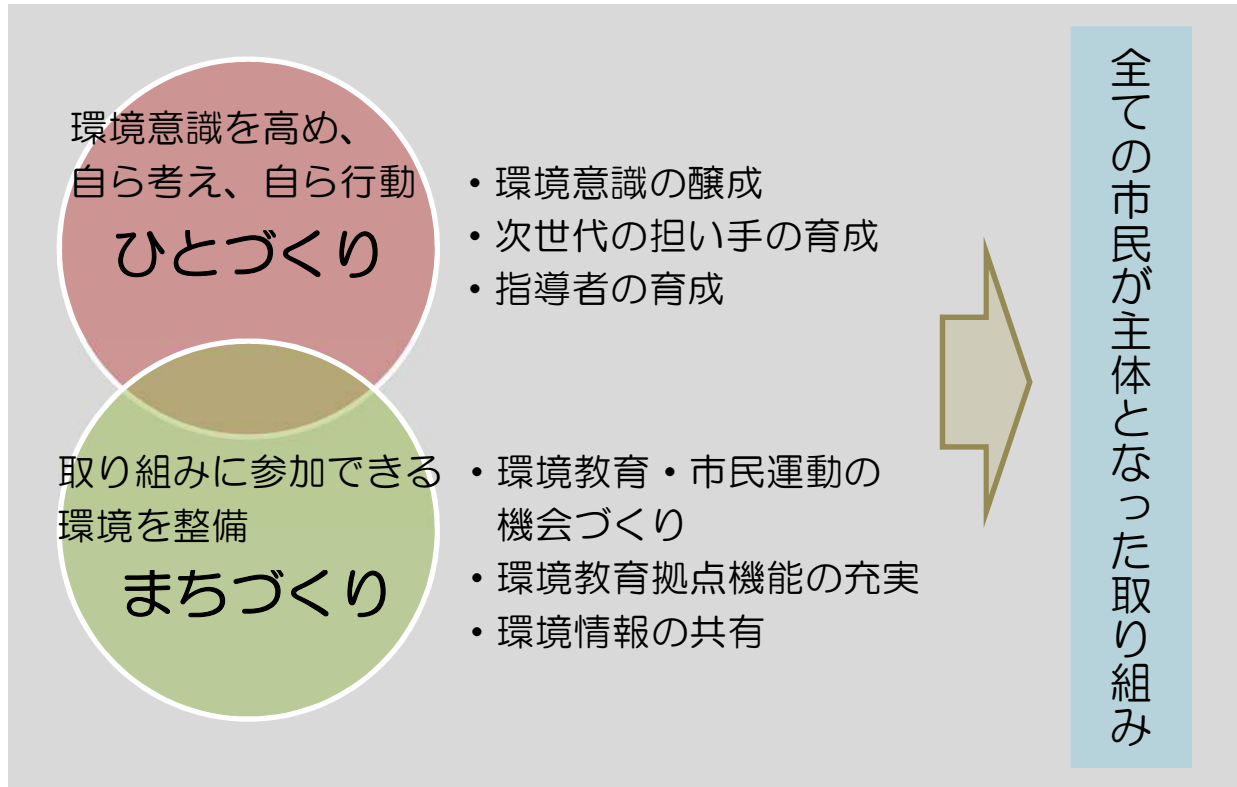


図 2-5-6 ひとづくり・まちづくり

ひとづくり

◆環境意識の醸成

- 環境に関心を持つきっかけづくりとして、岐阜市まるごと環境フェアやアースレンジャー子ども会議などの環境について学ぶ場を通じて、市民等の環境意識を高めます。
- 子どもから大人まで気軽に楽しく参加できるように、市民ニーズに応じた出前講座を開催します。

◆次世代の担い手の育成

- 次世代を担う子どもたちの環境意識を高めるため、子ども環境白書や岐阜市環境学習プログラムガイドなどを活用して、学校での環境教育の充実に取り組みます。
- 子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力を育むことを目指し、年間を通した環境教育メニューである総合的な環境教育を展開します。

◆指導者の育成

- 環境カウンセラーなどと連携して、地域の核となる環境リーダーの人材育成・支援を行うとともに、ネットワークづくりを推進して活動の活性化を図ります。
- 教員向けの副読本や教員を対象とした出前講座などを通して、環境教育の意識啓発に取り組みます。

まちづくり

◆環境教育・市民運動の機会づくり

- ・自然環境保全活動団体やこどもエコクラブによる環境保全活動、都市美化推進連絡協議会が行う環境美化活動などは、多くの市民にとって環境教育・市民運動に触れる機会となることから、このような地域の環境活動の支援を行います。
- ・地域において環境保全活動や環境教育を実施する団体などに対し、情報提供などを行うことで、地域の自主的な活動を支援します。

◆環境教育拠点機能の充実

- ・環境教育拠点として既存施設を有効利用し、一層の利用促進を図ることで、環境教育・市民運動を推進します。また、岐阜市新庁舎など、今後の公共施設についても、環境教育に貢献する施設としていきます。

◆環境情報の共有

- ・毎年、岐阜市環境白書を作成し、環境基本計画に掲げる施策の取り組み状況や本市の環境の状況、そして環境問題に対する正しい情報を発信します。
- ・自然・環境活動情報サイト「ぎふネイチャーネット」を活用し、本市の自然情報や自然環境保全活動団体の活動などを紹介します。
- ・様々な環境情報を、市公式ホームページや広報ぎふ、フェイスブックなどの SNS、そして岐阜市まるごと環境フェアなどのイベントを活用して情報発信し、全ての主体と情報を共有するよう努めます。

3 指標と目標値

指標名	現況値 2016 (平成 28) 年度	目標値 (2022 年度)	指標の見方
①環境に関する取り組みを実施する人の割合	73.8%	増加	環境に関するアンケート調査において、環境に関する取り組みのいずれかで5段階評価 ^{※1} の「いつもしている」又は「ときどきしている」と回答した人の合計の割合
②岐阜市まるごと環境フェアの満足度	75.2% 2017 (平成 29) 年度	増加	岐阜市まるごと環境フェアで行うアンケート調査において、5段階評価 ^{※2} の「とても満足」又は「満足」と回答した人の合計の割合
③出前講座への参加者数	3,681 人	増加	環境に関する出前講座への参加者数
④総合的な学習の時間における環境教育の実施校数	50 校	増加	総合的な学習の時間において環境教育を実施する小中学校数
⑤こどもエコクラブへの参加人数	1,009 人	増加	市内を拠点として活動するこどもエコクラブへの参加人数
⑥環境基本計画の認知度	19.8%	増加	環境に関するアンケート調査による認知度

※1 「いつもしている」「ときどきしている」「どちらでもない」「あまりしていない」「していない」の5段階で評価します。

※2 「とても満足」「満足」「普通」「不満」「とても不満」の5段階で評価します。

第2節 環境重点地区の設定

1 現状

環境重点地区とは

環境基本条例第9条に基づく「環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区（以下「環境重点地区」という。）」のことで、環境基本計画で設定することとしており、環境に配慮した「まちづくり」に繋がるものであります。

◆生物多様性が特に豊かな地区

- 長良川や金華山、そして百々ヶ峰は、本市の豊かな自然を表す環境シンボルとなるものです。
- 岐阜市自然環境基礎調査によると、金華山・舟伏山区域、大洞区域、北野区域そして網代・方県区域で、特に多くの動植物種が確認されています（図2-5-7）。
- 岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015によると、レッドリストに掲載された貴重な動植物種は、本市北西から東南に連なる山地などに多く分布していることが分かります（図2-5-8）。
- 達目洞には、貴重野生動植物種に指定されているヒメコウホネが自生しており、岐阜市自然環境の保全に関する条例により自然環境保全地区（特別保全地区）に指定されています。
- 「岐阜市都市計画マスタープラン」において、金華山・長良川周辺や百々ヶ峰などは、自然、歴史、文化遺産や緑・川が堪能できる「都市機能拠点（自然・歴史・景観拠点）」に位置付けられています。
- 長良川区域、金華山区域、百々ヶ峰区域、三輪区域、網代・方県区域は、「岐阜市景観基本計画」において「景観計画重要区域（自然景観）」に選定されており、自然豊かな美しい景観を保全していくこととしています。

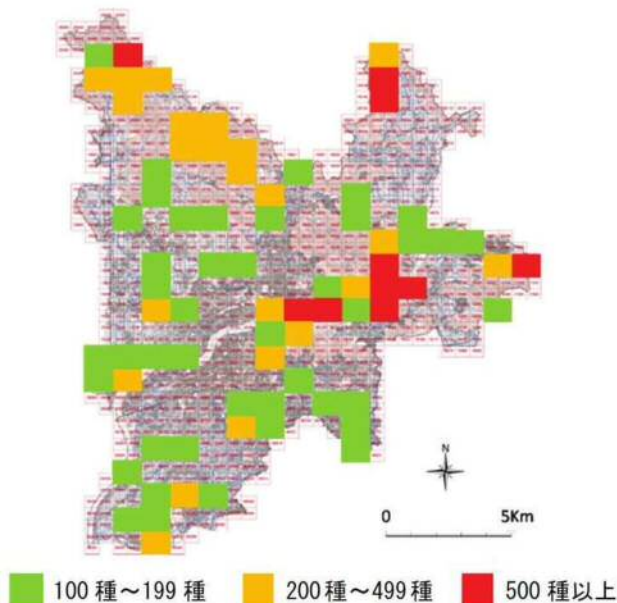


図2-5-7 動植物の確認種数分布

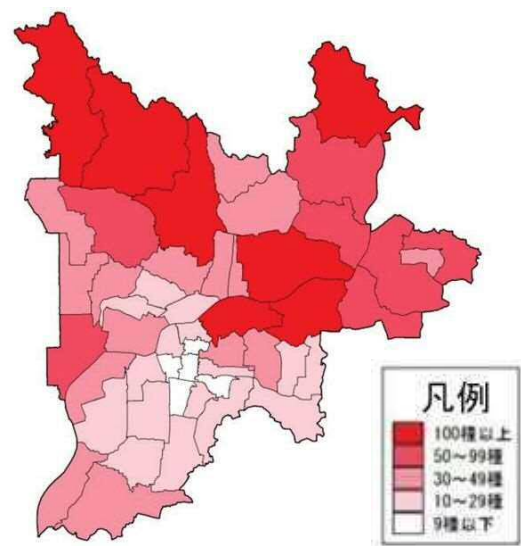


図2-5-8 レッドリスト掲載種数分布

◆低炭素都市へのまちづくりを推進する地区

- 本市は、集約型の市街地形成や公共交通ネットワークによって「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりに取り組み、便利で暮らしやすく、地球環境にもやさしい低炭素都市へのまちづくりを図っています。
- 「中心市街地活性化基本計画」及び岐阜市都市計画マスタープランで示す中心市街地は、「都心拠点区域（中心拠点区域）」として、集約型市街地の形成を積極的に図る区域に位置付けられています。
- 「岐阜市緑の基本計画」では「中心市街地緑化重点地区」を設定し、「都市の緑の骨格軸」形成のため、緑地のネットワーク化を進めています。
- 岐阜市新庁舎などの公共施設の新築、更新時には、本市の恵まれた地域資源である太陽光や地下水などを活用した再生可能エネルギー利用を推進しています。
- 地下水の流れる速度は遅く、長良川付近の地下水温変動は、涵養源である長良川の河川水温変動から数か月遅れることが確認されています。長良川扇状地の長良東地区から本郷地区にかけての地下水は、夏季に 15℃以下の低温域が、冬季に 18℃以上の高温域が形成される特徴があり、地中熱の空調利用に適しています。

コラム みんなの森 ぎふメディアコスモス

「みんなの森 ぎふメディアコスモス」は、本市の強みである長い日照時間や豊富な地下水を利用した太陽光や地中熱などの再生可能エネルギーを最大限に活用した省エネ都市「スマートシティ岐阜」を象徴する建物です。

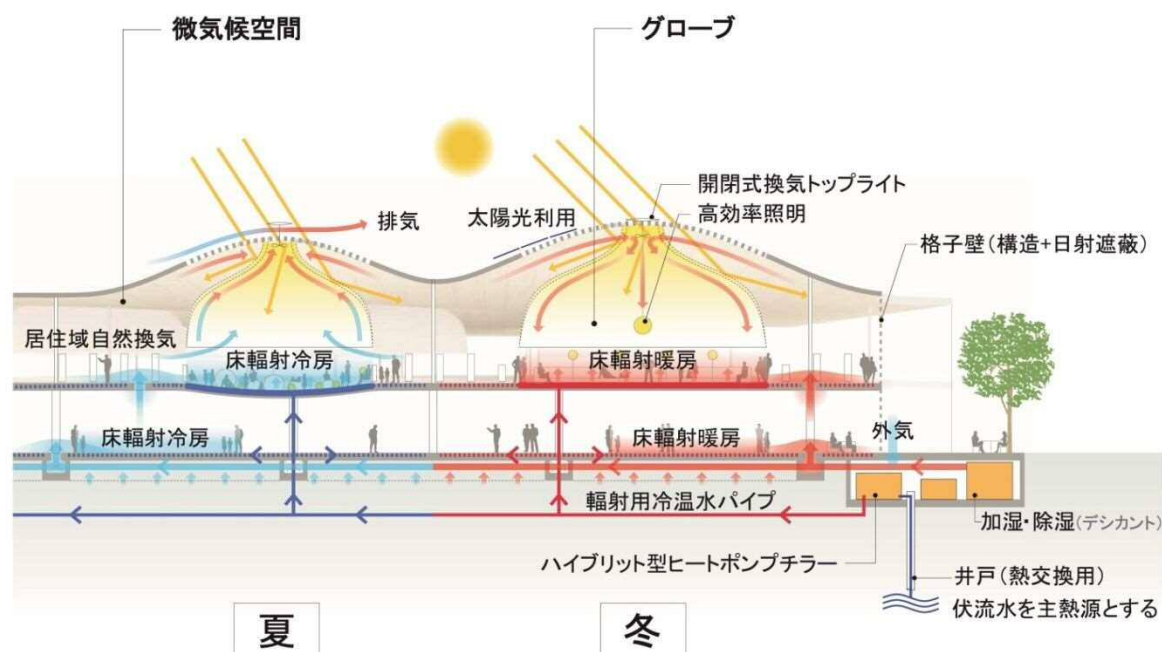


様々な省エネ技術、取り組みを組み合わせることで、1990（平成2）年の同規模同水準の建物と比較して、消費エネルギー2分の1を実現しています。

○地下水を利用した床輻射冷暖房システム

○太陽の光と熱を最大限活用した「太陽光発電パネル」と「太陽熱集熱パネル」

○グローブによる効率的な空調と明るさの管理



2 今後の主な取り組み

- 個別施策の取り組みを踏まえ、豊かな生物多様性を保全する区域である「生物多様性保全タイプ」と、低炭素都市へのまちづくりを推進する区域である「低炭素都市創造タイプ」の2つのタイプの環境重点地区を設定し、環境配慮対策を定めます（表2-5-4及び図2-5-9）。

表 2-5-4 環境重点地区における環境配慮対策

環境重点地区		環境配慮対策
生物多様性保全タイプ	豊かな生物多様性を保全する区域	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性を保全することを最優先とします 開発を行う場合は、影響を最小限にするよう配慮します
低炭素都市創造タイプ	低炭素都市のまちづくりを推進する区域	<ul style="list-style-type: none"> 集約型市街地の形成により、生活や交通によるエネルギー利用の効率化を図ります

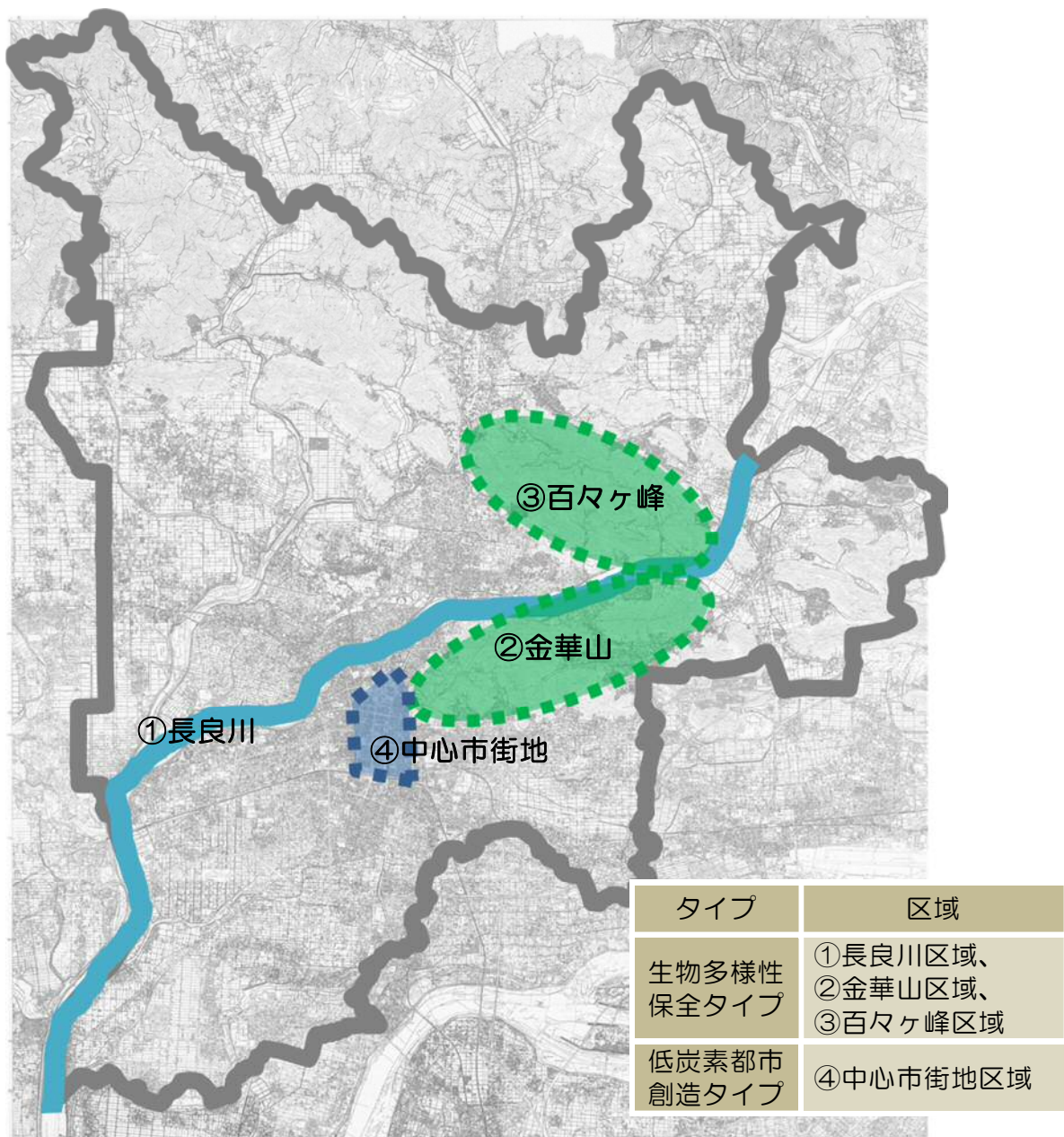


図 2-5-9 環境重点地区の区域

- ・市民、環境保全団体、事業者がタイプ別環境配慮対策の取り組みを推進するよう、環境意識の向上に努めます。
- ・環境配慮対策の取り組み状況や社会情勢の変化により、適宜、環境重点地区・区域の見直しを行います。

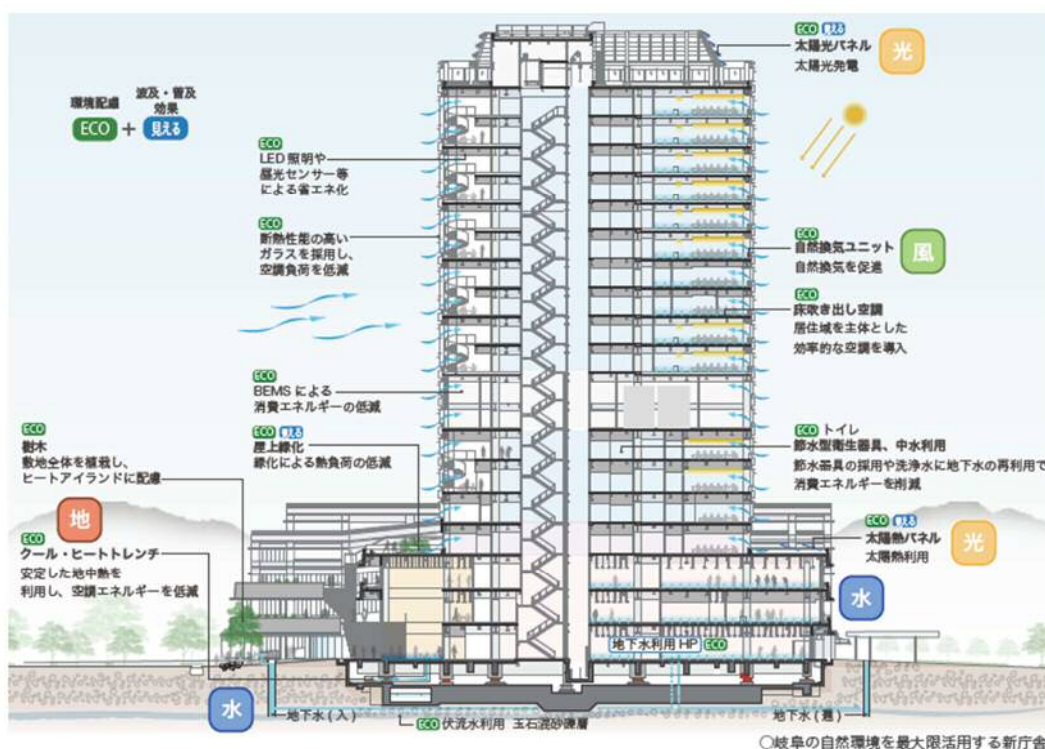
3 指標と目標値

指標名	現況値 2016 (平成28)年度	目標値 (2022年度)	指標の見方
①環境重点地区の認知度	11.2%	増加	環境に関するアンケート調査による認知度
②環境重点地区で環境保全活動などを行う団体数	11団体	増加	生物多様性保全タイプの区域内において環境保全活動などを行う団体の数
③中心市街地居住人口	10,617人	増加	低炭素都市創造タイプ(中心市街地)における居住人口

コラム 岐阜市新庁舎建設における環境配慮計画

2021年の開庁を目指し、岐阜市新庁舎建設事業を推進しています。

「岐阜の地・水・光・風と共生する新庁舎」を掲げ、本市の地域特性を最大限に活かした再生可能エネルギー利活用をはじめ、様々な環境配慮を積極的に採り入れた計画としており、「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)」において、最高ランクである「Sランク」の認証を受けています。また、省CO₂の実現性に優れた住宅・建築プロジェクトを国土交通省が支援する「サステナブル建築物等先導事業」にも採択されています。



第3部 計画の推進

第1章 計画の推進体制

- 環境基本計画を着実に推進していくためには、市民、環境保全団体、事業者及び市（行政）が、それぞれの役割と責任を自覚し、協働して、環境の保全と創出のために積極的に取り組むことが重要です。そのため、以下の推進体制により計画を推進します（図3-1-1）。

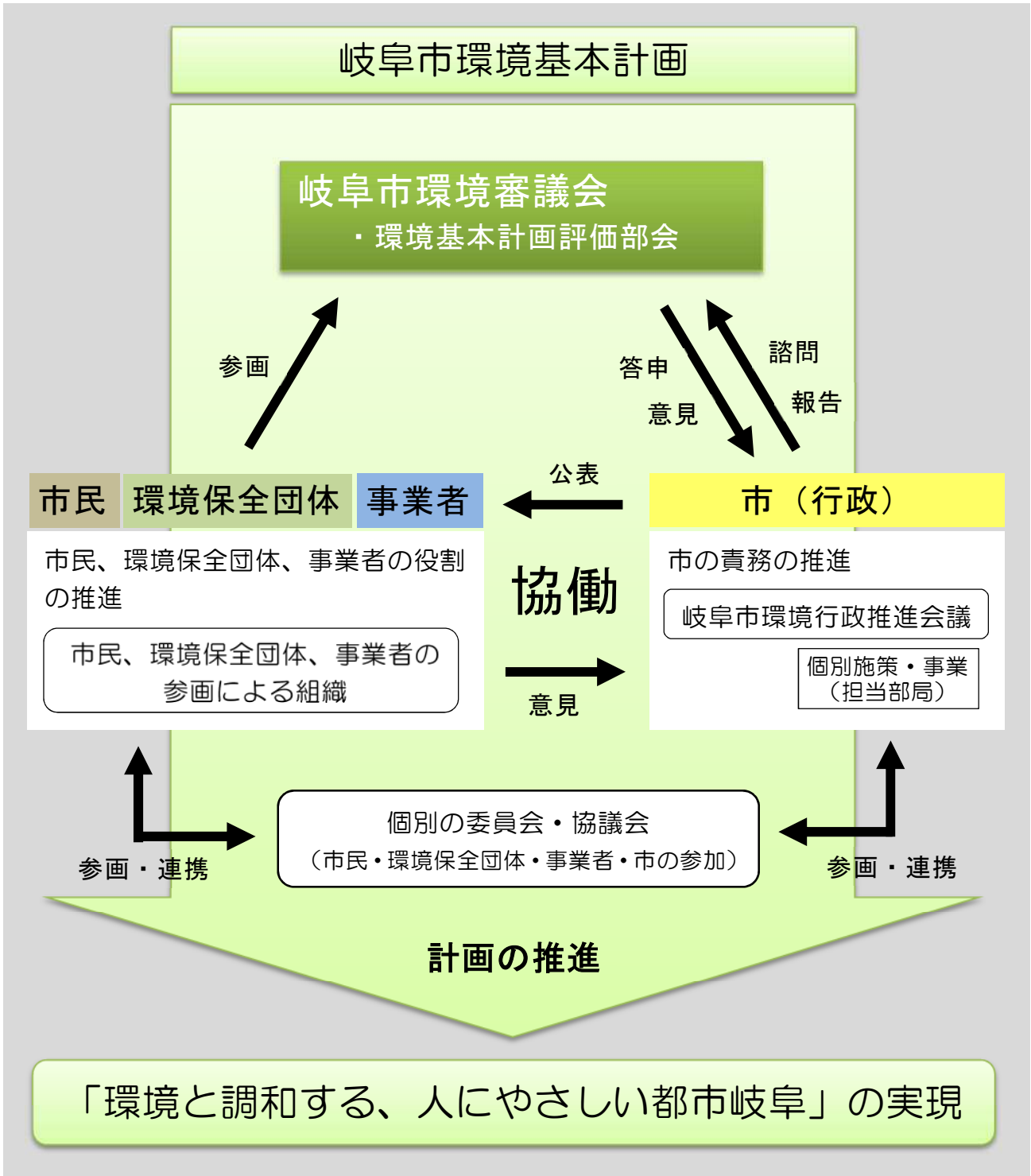


図 3-1-1 推進体制の概念図

第2章 計画の進行管理

- 環境基本計画の進行管理では、「環境マネジメントシステム」の考え方を取り入れ、「PDCAサイクル」を基本に、施策や事業の実施を行います（図3-1-2）。

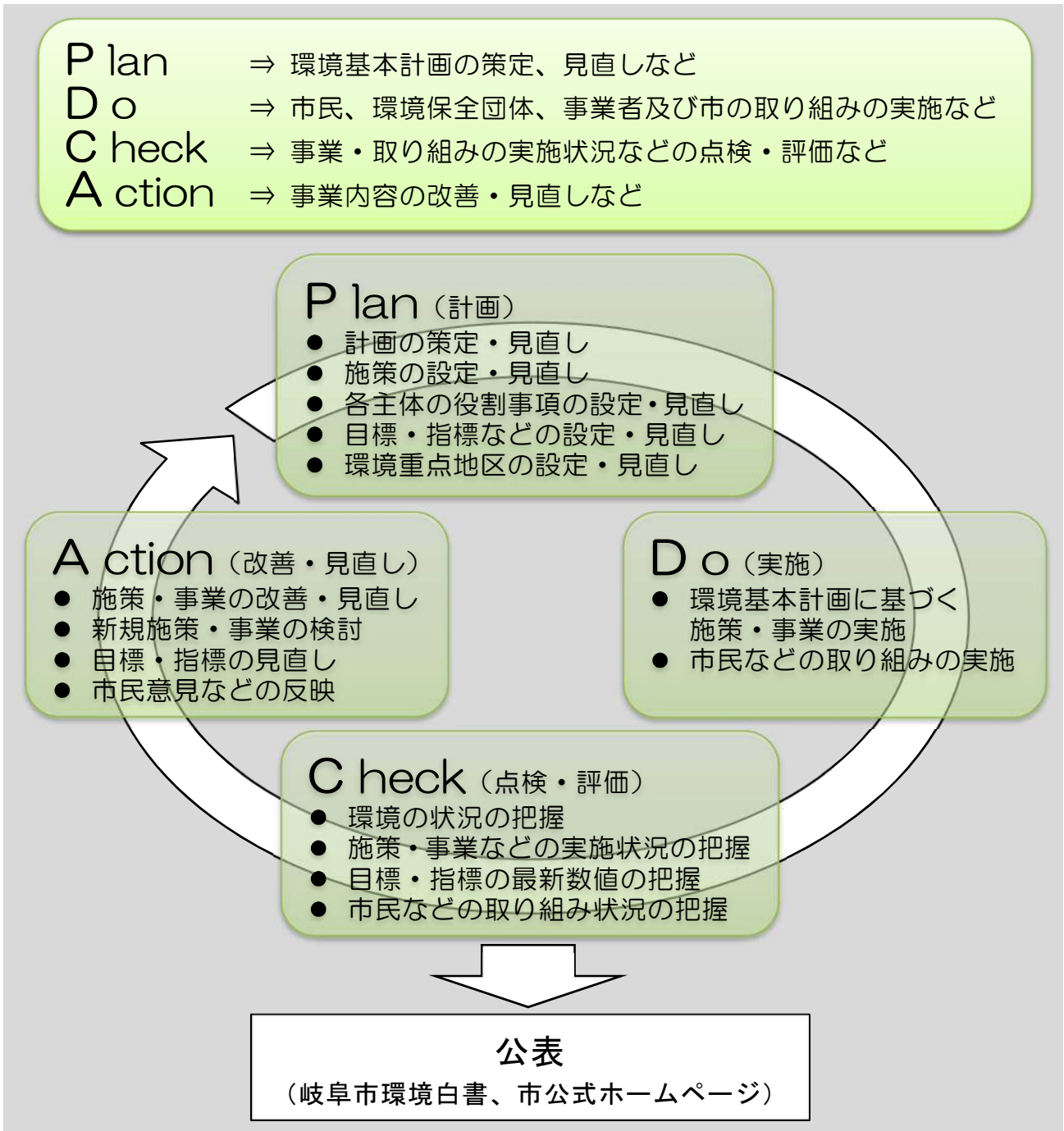


図3-1-2 環境基本計画におけるPDCAサイクル

- 環境基本計画に掲げる各施策の進捗状況は、毎年、「岐阜市環境審議会環境基本計画評価部会（以下「評価部会」という。）」で点検・評価を行います。
- 評価部会の評価結果は、環境審議会へ報告するとともに、岐阜市環境白書や市の公式ホームページで公表します。
- 本計画の計画期間は、2022年度までの5年間ですが、評価結果や新たな課題への対応が必要となった場合など、必要に応じて環境基本計画を見直します。

第1章 施策指標一覧

施策指標名	現況値 〔 2016 (平成28)年度〕	目標値 (2022年度)	頁
施策1「生活環境を快適にします」			
第1節 大気環境の保全			
①大気汚染物質（NO ₂ ）の環境基準達成率	100%	現状維持	18
②微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の環境基準達成率	99%	現状維持	
③一般大気に係るダイオキシン類の環境基準達成率	100%	現状維持	
④空間放射線量率測定の実施率	100%	現状維持	
⑤アスベスト除去現場への立入調査の実施率	100%	現状維持	
第2節 水・土壌環境の保全			
①生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率	100%	現状維持	22
②岐阜市河川水質基準達成率	89.6%	100%	
③排水基準適合率	94.1%	100%	
④地下水の概況調査における環境基準達成率	96.7%	100%	
⑤水質・土壌に係るダイオキシン類の環境基準達成率	100%	現状維持	
第3節 騒音・振動・悪臭の規制			
①騒音環境基準達成率（一般地域）	80%	100%	24
②騒音環境基準達成率（自動車騒音）	92.9%	95%	
③騒音環境基準達成率（航空機騒音）	100%	現状維持	
第4節 環境美化の推進			
①岐阜版アダプト・プログラムの登録団体数	147 団体	170 団体	28
②市中心部におけるポイ捨てごみの総数	3,406 個	減少	
③路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数	1,565 個	減少	
施策2「地球環境を保全します」			
第1節 地球温暖化対策の推進			
①市域における温室効果ガス排出量	194.0 万 t-CO ₂ 〔 2014 (平成26)年度〕	178.2 万 t-CO ₂ (2020年度)	36
②ぎふ減 CO ₂ ポイント制度参加者数	2,303 人	増加	
③森林施業率	4.8%	増加	
④市内に導入された太陽光発電設備容量	92,824kW	107,019kW	
⑤市公共施設等の温室効果ガス排出量	71,525t-CO ₂	62,526t-CO ₂	
⑥市が使用する公用車の温室効果ガス排出量	1,582t-CO ₂	1,559t-CO ₂	

施策指標名	現況値 〔 2016 (平成28)年度〕	目標値 (2022年度)	頁
施策3「生物多様性を保全します」			
第1節 生物多様性の保全			
①生物多様性の認知度	40.1%	50%	44
②生物多様性シンポジウムの開催回数	2回/年度	維持	
③自然環境保全活動団体数	11団体	増加	
④多自然川づくりにより整備された河川の延長	3,234m	3,550m	
施策4「ごみを減量・資源化します」			
第1節 廃棄物の対策			
①ごみ焼却量	129,362t	116,000 t	52
②エコ・アクションパートナー協定締結店数	46店	増加	
③一人あたりの雑がみ回収量	1,387g/人	3,700g/人	
④ごみ減量に取り組む市民意識	64.3%	増加	
施策5「環境意識を高めます」			
第1節 ひとづくり・まちづくりの推進			
①環境に関する取り組みを実施する人の割合	73.8%	増加	60
②岐阜市まるごと環境フェアの満足度	75.2% 〔 2017 (平成29)年度〕	増加	
③出前講座への参加者数	3,681人	増加	
④総合的な学習の時間における環境教育の実施校数	50校	増加	
⑤こどもエコクラブへの参加人数	1,009人	増加	
⑥環境基本計画の認知度	19.8%	増加	
第2節 環境重点地区の設定			
①環境重点地区の認知度	11.2%	増加	64
②環境重点地区で環境保全活動などを行う団体数	11団体	増加	
③中心市街地居住人口	10,617人	増加	

第2章 計画の改定経過

第1節 改定経過

2017（平成29）年

- 5月 30日 第1回環境審議会において諮問
- 6月 5日 環境に関する意識調査（市政モニター）を実施 6月5日～19日
- 10日 環境に関する意識調査（市民、こどもエコクラブ）を実施
- 30日 第1回環境基本計画検討部会を開催
- 7月 27日 第2回環境基本計画検討部会を開催
- 8月 25日 第3回環境基本計画検討部会を開催
- 10月 4日 第4回環境基本計画検討部会を開催
- 10月 30日 第2回環境審議会において中間報告
- 11月 10日 第5回環境基本計画検討部会を開催
- 12月 12日 第3回環境審議会を開催
- 22日 パブリックコメントを実施 12月22日～1月19日

2018（平成30）年

- 1月 24日 第6回環境基本計画検討部会を開催
- 30日 第4回環境審議会において最終協議
- 2月 6日 環境審議会から答申
- 3月 6日 環境基本計画の決定



環境審議会へ諮問



環境基本計画検討部会での調査審議



環境審議会での調査審議



環境審議会から答申

第2節 岐阜市環境審議会委員

会 長	三井 栄	岐阜大学地域科学部
副会長	内藤 哲男	岐阜商工会議所
委 員	井奈波 良一	岐阜大学大学院医学系研究科
委 員	児島 利治	岐阜大学流域圏科学研究センター
委 員	酒井 英二	岐阜薬科大学
委 員	伊藤 理佐	生活協同組合 コープぎふ
委 員	笠井 和美	岐阜市自治会連絡協議会
委 員	坂井田 節	長良川環境レンジャー協会
委 員	佐藤 元信	岐阜市小中学校長会
委 員	中川 美那子	岐阜市消費者情報連絡会
委 員	児山 知典	岐阜県
委 員	信田 朝次	岐阜市議会
委 員	小林 由紀子	公募
委 員	下野 洋	公募
委 員	水谷 治雄	公募

第3節 岐阜市環境審議会環境基本計画検討部会委員

部 会 長	児島 利治	岐阜大学流域圏科学研究センター
副部会長	坂井田 節	長良川環境レンジャー協会
委 員	伊藤 理佐	生活協同組合 コープぎふ
委 員	下野 洋	公募
委 員	内藤 哲男	岐阜商工会議所
委 員	水谷 治雄	公募

第4節 岐阜市環境審議会への諮問・答申

岐阜市自政第6号
平成29年5月30日

岐阜市環境審議会
会長 三井 栄 様

岐阜市長 細江 茂光 

岐阜市環境基本計画の改定について（諮問）

岐阜市環境基本計画を改定するにあたり、岐阜市環境基本条例（平成18年岐阜市条例第61号）第9条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

【諮問理由】

本市では、平成10年3月に環境施策を総合的かつ計画的に展開するため「岐阜市環境基本計画」を初めて策定するとともに、平成14年9月には「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を目指した「環境都市宣言」を行い、市民、環境保全団体、事業者及び行政が協働して、様々な取り組みを進めてまいりました。


その後、平成25年5月には環境基本計画を見直し、「自然環境の保全」「地球環境の保全」「ごみの減量・資源化」を重点施策として位置付け、各分野における個別計画を策定するなど、環境施策を推進しているところであります。

また、国連における「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や、気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択された「パリ協定」の発効など、持続可能な社会の実現に向けて、国内外を取り巻く情勢も大きく変化しており、本市においてもより一層の取り組みが求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の今後の目指すべき方向性を定め、着実に環境施策を推進するため、計画期間を平成30年度から平成34年度とする環境基本計画に改定するにあたり、貴審議会の意見を求めるものであります。

岐阜市環審第28号
平成30年2月6日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市環境審議会
会長 三井 栄 

岐阜市環境基本計画の改定について（答申）

平成29年5月30日付け、岐阜市自政第6号により本審議会に諮問のありました「岐阜市環境基本計画の改定について」、別添のとおりとりまとめましたので、答申します。

[別添（計画書）略]

第3章 参考資料

第1節 岐阜市環境基本条例

平成18年9月29日
条例第61号

目次

前文

第1章 総則（第1条-第8条）

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策（第9条-第22条）

第3章 岐阜市環境審議会（第23条-第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

私たちの岐阜市は、自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山と、豊富で清浄な水をたたえ、1,300有余年の鵜飼の伝統が今に引き継がれる長良川に象徴される自然に恵まれた都市である。こうした恵まれた環境は、自然発生的に生まれたものではなく、先人達が永い年月をかけ、自然の恵みをもとに日々の生活を通して築かれてきたものである。

私たち市民は、この恵まれた環境の下に、豊かで良好な生活を享受する権利を有すると同時に、先人達と同様に、この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいかなければならない役割を担っている。

しかし、今日の経済社会活動は、物質的な生活の豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費及び大量廃棄による経済の拡大に伴って、自然環境に大きな負荷をかけ、地球環境へも影響を与えていることもまた事実である。

このため、私たち市民は、一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷を最小限にする行動を起こさなければならない。

ここに、社会活動の持続的発展を推進しつつ、すべてのものがそれぞれの役割を担い、かつ、支え合って、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創出に係る基本理念及び基本原則並びに施策の基本となる事項を定め、並びに市、事業者、環境の保全及び創出を図る活動を行う団体（以下「環境保全体」という。）及び市民の役割を明らかにすることにより、環境の保全及び創出に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境の保全及び創出」とは、大気、水、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な当該環境の状態を維持し、及び形成することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- 4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 5 この条例において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 6 この条例において「循環資源」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）のうち有用なものをいう。
- 7 この条例において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。
- 8 この条例において「再使用」とは、循環資源を製品としてそのまま使用すること及び循環資源を部品その他製品の一部として使用することをいう。
- 9 この条例において「再生利用」とは、循環資源を原材料として利用することをいう。
- 10 この条例において「熱回収」とは、循環資源を熱を得ることに利用することをいう。
- 11 この条例において「再生品」とは、循環資源を使用し、又は利用して製造された製品をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進しつつ、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現することによって行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを楽しめるとともに、これを将来の世代へ継承していけるように行われなければならない。
- 3 環境への負荷の低減のため、限りある資源の浪費を止め、循環型社会を実現しなければならない。
- 4 すべてのものは、環境へ負荷を与えることに関しては加害者であり、同時に被害者であるため、自主的かつ積極的に、更に協働して環境への負荷を低減しなければならない。

（基本原則）

第4条 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境に関する教育（学習を含む。以下同じ。）及び意識の啓発が行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、すべてのものが環境に関する情報を共有して進められなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、すべてのものの適切な役割分担及び適正かつ公平な費用の負担の下に取り組まれなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、環境の保全及び創出を図るため、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）及び前条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 環境に関する教育及び意識の啓発
- (2) 公害の防止
- (3) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
- (4) 野生生物の保護その他の生物の多様性の保全
- (5) 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出
- (6) 人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出
- (7) 環境の美化その他良好な生活環境の確保

- (8) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用
- (9) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的な利用
- (10) 地球環境の保全
- (11) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する事項

2 市は、市が行う環境施策について、すべてのものに対し分かりやすく説明するとともに、広く意見を聴く機会を確保する責務を有する。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その雇用する者に対し、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものを行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる役割を有する。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、原材料等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等が循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する役割を有する。

4 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を講ずる役割を有する。

(1) 当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置

(2) 当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するために必要な措置

(3) 当該製品、容器等に係る原材料の選択及び材質の工夫その他の当該製品、容器等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

(環境保全団体の役割)

第7条 環境保全団体は、その環境の保全及び創出のための活動を行うに当たっては、より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努める役割を有する。

2 前項に定めるもののほか、環境保全団体は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

(市民の役割)

第8条 市民は、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものを行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 市民は、製品の長期使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることへの協力等により循環型社会の形成に自ら努める役割を有する。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮
- (2) 環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項

- 3 市長は、市民、事業者、環境保全団体及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」と総称する。）が環境基本計画の策定に参加できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、岐阜市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告の公表）

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画の推進状況を公表し、当該施策について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、市民等が環境の保全及び創出に関して行ったことに関する情報を収集し、及び公開し、当該情報について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴くことができる。

（市の施策と環境基本計画との整合）

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（環境教育の推進）

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深め、あわせて市民等の環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲を高めるため、環境に関する教育及び意識の啓発の推進に努めるものとする。

- 2 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進を行うものに対し、環境の保全及び創出に関する指導を行うことができる人材又は情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（自発的な活動の促進）

第13条 市は、市民等による環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するものとする。

（環境活動顕彰選考委員会）

第13条の2 前条に規定する市民等の顕彰に係る審査を行うため、岐阜市環境活動顕彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境に関する情報の提供）

第14条 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（規制の措置）

第15条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずるよう誘導することに努めるものと

する。この場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

（公共的施設の整備）

第17条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出のための事業を推進するものとする。

（環境への負荷の低減）

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の事業の実施に当たっては、自ら率先して廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査及び研究の実施）

第19条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（監視等の体制の整備）

第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（国等との協力）

第21条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（推進体制の整備）

第22条 市は、市民等と市が協働し、環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第3章 岐阜市環境審議会

（環境審議会）

第23条 環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査審議させるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、岐阜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者

（2）事業者、環境保全団体その他環境の保全及び創出にかかわる団体の関係者

（3）関係行政機関の職員

（4）市議会議員

（5）公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

9 専門部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

(審議会の会議)

第 25 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第 26 条 審議会の庶務は、自然共生部において処理する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

(岐阜市環境審議会条例の廃止)

2 岐阜市環境審議会条例（平成 6 年岐阜市条例第 41 号）は、廃止する。

(岐阜市自然環境の保全に関する条例の一部改正)

3 岐阜市自然環境の保全に関する条例（平成 15 年岐阜市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(自然環境保全地区の指定)	(自然環境保全地区の指定)
7 条 (略)	7 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ <u>岐阜市環境基本条例（平成 18 年岐阜市条例第 61 号）第 23 条に規定する岐阜市環境審議会</u> （以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。	3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、 <u>岐阜市環境審議会条例（平成 6 年岐阜市条例第 41 号）に定める岐阜市環境審議会</u> （以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
4～10 (略)	4～10 (略)

附 則（平成 20 年条例第 14 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 23 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第2節 用語集

あ行

愛知目標

「生物多様性戦略計画2011-2020」参照

アスベスト

石綿。天然にできた鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強いいため、様々な工業製品で使用されてきた。発がん性が問題となり、現在は製造・使用等が禁止されている。

アースレンジャー子ども会議

本市の未来を担う子どもたちが、環境教育等を通じて感じたこと、考えたことについて発表や話し合いを行い、意見交換を通じて環境に対する考えを深めてもらう会議

アダプト・プログラム

アダプトは「養子縁組する」という意味で、公共空間を住民が養子のように愛情を持って面倒をみるということ。岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”には通常のアダプト・プログラムである「一般型」に加え、「創造型」「文化財型」「環境保全型」の4つのタイプがある。

いおう酸化物 (SOx)

一酸化いおう (SO)、二酸化いおう (SO₂) (いわゆる亜硫酸ガス) 等の総称。石油や石炭などの化石燃料が燃える際に発生する。

エコ・アクションパートナー

環境負荷の少ない店づくりにより、市が示したガイドラインに対して協働して取り組む店舗 (スーパー、百貨店、小売業者等)

エコスクールレポート

市域における地球温暖化対策の推進と環境意識の高揚を目指すことを目的として、学校における省エネルギーやリサイクルなどの環境に対する取り組みを紹介するもの

大杉一般廃棄物最終処分場

山県岩手大杉奥洞に建設した一般廃棄物焼却残渣の最終処分場。2012 (平成24) 年1月から埋め立てを開始し、埋立地面積は33,000m²、埋立総容量は270,000m³。浸出水処理施設と環境学習棟を併設する。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策に関する法律では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類を定めている。

か行

外来種

国外や国内の他地域から人為的 (意図的又は非意図的) に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に「侵略的な外来種」と呼び、これらは自然状態では生じえなかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

学生環境会議

環境について学んだり、興味を持っている大学生や高校生が集まり、環境に対する考えや環境活動体験などについて率直な意見交換を行う会議

カスミサンショウウオ

全長10cm程度の小型サンショウウオで、体は褐色で黒褐色斑が密にあり、尾の上下の縁に黄条があることが多いのが特徴。低山や丘陵地の広葉落葉樹林などに生息し、山間の水田脇の水溜りや湿地などの止水域において産卵する。

カワゲラウオッチング

「全国水生生物調査」参照

環境アクションプラン

市役所の事業者・消費者としての環境保全に向けた率先行動計画及びグリーン購入方針の考え方をまとめた計画。岐阜市地球温暖化対策実行計画の事務事業編として位置付けている。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験を基に市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

持続可能な社会の構築のために、国民、民間団体等が行う環境教育等の自発的な取り組みを促進することを目的としている。環境教育の定義における持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方の明文化、多様な主体の協働取組を推進するための具体的規定の創設等を行った。

環境に関するアンケート調査

岐阜市まるごと環境フェア及び夏季にみんなの森ぎふメディアコスモスで実施するアンケート調査の総称

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業者内の体制、手続等の仕組み

カンクン合意

メキシコのカンクンで開催されたCOP16で採択された一連の国際的な合意。2020年に向けた対応として先進国の温室効果ガスの削減目標として「地球全体の年平均気温の上昇を産業革命前と比べ2℃未満に抑えること」や途上国の削減行動等が気候変動枠組条約の下で合意された。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

Intergovernmental Panel on Climate Change。1988（昭和63）年に、国連環境企画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

気候変動枠組条約

気候変動に関する国際連合枠組条約。地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協力して行っていくため1992（平成4）年5月に採択され、

1994（平成6）年3月に発効した。

貴重野生動植物種

岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき保全すべき種。2016（平成28）年現在、ヒメコウホネ、カスミサンショウウオ、ホトケドジョウを指定している。

揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds。

インキ、ガソリン及び溶剤（シンナー等）に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。SPM及び光化学オキシダントの生成の原因物質の一つ

ぎふ減CO2ポイント制度

地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの使用を目指した岐阜市民による省エネ運動。電気・ガス・水道の使用量削減、省エネ家電や低燃費自動車の購入、岐阜バスICカード乗車券（ayuca）へのチャージなど、各家庭において二酸化炭素の排出量を減らす取り組みをすることで「減CO2ポイント」が貯まる。ポイントを集めて応募すると、抽選で「もっと省エネ啓発品」が当たる。

岐阜市環境学習プログラムガイド

市役所が実施する環境に関する出前講座などを小中学校向けにまとめたもの

岐阜市環境活動顕彰

環境基本条例第13条第2項に基づき、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するもの

岐阜市環境管理システム（GEMS）

Gifu Energy Management System：ジームス。ISO14001で培ったPDCAサイクルを基本としながら、取り組みの明確化・具体化、報告書類等の最小限化、外部評価システムの導入など、市職員の取り組み実践に重点を置いた岐阜市役所独自の環境管理システム

岐阜市環境白書

環境基本条例第10条に基づき、本市の環境の状況や環境基本計画の施策の進捗状況を公表するため策定する年次報告書

岐阜市景観基本計画

景観法の施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を生かした岐阜のまちづくりに向けた多様な施策を展開するための計画

岐阜市子ども環境宣言

アースレンジャー子ども会議で話し合った結果を、これから自分たちが考え、行動していくものとしてまとめたもの

岐阜市自然環境基礎調査

2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5か年をかけ、市内に生息・生育する動植物5,366種を確認した調査

岐阜市自然・環境保全学習センター

2004（平成16）年に金華山七曲登山道入り口の営林署宿舎を改装し供用している自然環境教育、自然環境保全活動の拠点施設

岐阜市少年自然の家

青少年の健全育成のため1988（昭和63）年に開設した社会教育施設。市内の小中学校や子ども会をはじめとして、多くの青少年団体がオリエンテーリング、キャンプ、野外炊事、自然クラフトなどの活動に利用している。

岐阜市新庁舎

「市民に親しまれ、長く使い続けることを前提とした新庁舎」を基本理念とし、2021年の開庁を目指して、現在、整備に取り組んでいる。再生可能エネルギーの活用やライフサイクルコストの縮減などにより、持続可能な長寿命な新庁舎とする計画

岐阜市森林整備計画書

公益的機能別施業森林、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林別に、森林の望ましい姿と森林整備及び保全の基本方針に従い適切な森林整備を推進していくことを目的とした計画

岐阜市生活排水処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活排水の適正な処理に関して必要な施策を推進するため、2016（平成28）年3月に改定した計画

岐阜市総合交通戦略

「集約型都市構造の実現」をめざし、誰もが自由に移動できる交通環境社会を実現するための計画。「健康（幸）・環境負荷の少ない質の高い交通環境の創出」「自動車を前提としない交通手段の選択が定着する活動の推進」などを戦略として掲げている。

岐阜市地球温暖化対策実行計画

地方公共団体は地球温暖化対策の推進に関する

法律に基づき、「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。同計画は「事務事業編」と「区域施策編」から構成され、本市では、区域（市域全体）の地球温暖化対策に関する事項を定める「区域施策編」として「岐阜市地球温暖化対策実行計画」を、市役所の事務事業における地球温暖化対策を定める「事務事業編」として「環境アクションプランぎふ」を策定している。

岐阜市都市計画マスタープラン

都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すもの。市域全体の目指す都市像と主要課題に対する整備方針などを示した「全体構想」と、地域ごとの将来目標や地域整備の方針などを示した「地域別構想」で構成される。

岐阜市都市美化推進連絡協議会

地区における都市美化実践活動を効果的に推進するため、市内50の自治会連合会単位で設置する組織

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案

本市北部地区において、産業廃棄物の中間処理業者が大量の建設系廃棄物を受け入れ、不法に投棄するという産業廃棄物不法投棄事案。不適正に処分された廃棄物はおよそ753,000m³に及ぶ。

岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015

市内で絶滅が危惧される動植物を選定したレッドリストと、本来市内に自然分布していなかったが、人為的影響で侵入した外来種の一覧をまとめたブルーリストで構成される。

岐阜市まるごと環境フェア

市民一人ひとりが、環境に興味を持ち、意識を高め、環境負荷の低減に向けた行動や行動の大切さを知ってもらうことを目的とした市民参加型の環境イベント

岐阜市緑の基本計画

都市の緑化を総合的かつ体系的に推進する施策を検討し、長期的な視点で緑とオープンスペースの将来像と数値目標を定めた計画

岐阜市立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ+ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを行うための計画

ぎふネイチャーネット

本市の身近な自然を周知し、未来へと引き継ぐための情報ツールとなることを目指して立ち上げた自然・環境情報サイト

空間放射線量率

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。宇宙から降り注いでくる放射線や大地や大気からの放射線などがある。その強さは、地質などの違いによる地域差があり、また同じ場所であっても気象条件などにより変動する。

景観計画重要区域

岐阜らしい良好な景観の形成を計画的・戦略的に誘導する観点から、景観を積極的に保全・創出するよう各種の施策や事業を講じていく景観形成上重要な区域

国際環境教育会議

1975（昭和50）年10月、ユーゴスラビア（現セルビア）のベオグラードで環境教育の専門家が集まり開催された会議

国連持続可能な開発のための教育の10年

2005（平成17）年1月からの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコにその国際実施計画を作成するよう要請し、各国政府がその実施のための措置を国内の教育戦略及び行動計画に盛り込むよう呼び掛けた第57回国連総会決議に基づく取り組み

こどもエコクラブ

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする環境活動のクラブ

子ども環境白書

子どもたちの環境教育を推進するため、岐阜市環境白書を基に、小学校4年生から6年生を対象として環境問題や本市の環境の状況を、写真やイラストを多用し紹介する冊子

光化学オキシダント（Ox）

工場・事業場や自動車から排出されるNOxやVOC等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことで生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強

い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。

ごみ1/3減量大作戦

ごみ減量・資源化指針で設定した作戦の総称。ごみ減量・資源化指針では、ごみ焼却量をピーク時から1/3以上削減し、10万t以下を目指すことを目標に掲げている。

ごみ減量・資源化指針

循環型社会の実現のため、今後のごみ減量・資源化施策の行程を示した指針。ごみ焼却量10万t以下の削減目標を掲げ、6つの作戦で取り組みを推進している。

ごみ減量フォーラム

ごみ減量に関する市民意識を高め、「ごみ1/3減量大作戦」市民運動を盛り上げていくためのフォーラム

ごみとわたしたち

環境教育の一環として、1985（昭和60）年から作成する本市のごみ処理の概要をまとめた社会科副読本。市内小学4年生を対象に配布している。

さ行

再使用（リユース）

一旦使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。具体的には、①ユーザーから回収された使用済機器等をそのまま、若しくは修理等を施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」等がある。

再生可能エネルギー

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、波力、潮流等が再生可能エネルギーの代表として挙げられる。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再び利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示等の工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料

としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、科学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）という。

雑がみ

新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外の資源化可能な紙類のこと

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働き掛けを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される。

資源分別回収

家庭から出る古紙等の資源を地域で回収し、直接回収業者に引き渡す集団回収のこと。本市では、1983（昭和58）年度から自治会連合会を中心に資源分別回収として実施している。

市政モニター

ぎふCITYウォッチャーズ。インターネットを使用した市政に関するアンケート調査に協力するため、登録した市民

次世代自動車充電設備（V2H）

Vehicle to Home。次世代自動車のうち電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド自動車（PHV）と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備

自然環境保全活動団体

岐阜市自然環境の保全に関する条例の規定に基づき市長が承認する団体

自然環境保全地区

岐阜市自然環境の保全に関する条例の規定に基づき市長が指定する開発などを規制する地区。2016（平成28）年現在、「達目洞ヒメコウホネ特別保全地区」を指定している。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする持続可能な開発の3つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する、2016（平成28）年以降2030年までの国際目標

持続可能な開発のための教育（ESD）

Education for Sustainable Development。人類が将来世代にわたり恵み豊かな生活を確保で

きるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動

持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goals。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」参照

シビックアクション号

自治会等が実施するごみ処理施設等の見学会を支援するため運行するリサイクル学習バス

市民意識調査

岐阜市総合計画（ぎふ躍動プラン・21）基本計画2013に掲げた指標の改善状況を把握するとともに、市民の意識や行動等を多面的に把握するため、2013（平成25）年度から、市民等3,000人（2016（平成28）年度は5,100人）を対象に実施しているアンケート調査

社会インフラ

社会的インフラストラクチャー。人間活動の基盤（インフラ）の中でも、特に生活に関するもの

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針等を定める計画。2003（平成15）年に第一次計画、2008（平成20）年に第二次計画、2013（平成20）年に第三次計画が閣議決定された。循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取り組み、各主体の役割等を定めている。

生涯学習「長良川大学」

「長良川大学」参照

食品ロス

本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品

水銀に関する水俣条約

水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的とし、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定める条約

ストックホルム人間環境宣言

1972（昭和47）年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された宣言。国際会議で初めての環境保全に関する取り組みであり、人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし導くための共通の見解と原則が定められている。

スマートシティ

スマートコミュニティともいう。家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのこと。本市では、恵まれた太陽光や豊富な地下水などの資源を活用した再生可能エネルギーを、賢く、無駄なく地産地消し、実用可能な技術を効率的に活用するとともに、省エネ型ライフスタイルの転換などと組み合わせることにより、持続可能で、災害に強い、低炭素化が実現した都市として「スマートシティ岐阜」を掲げている。

スマートシティ岐阜推進プラン

本市が率先して市公共施設の「エネルギー利用の効率化」に取り組むための手引きとして、エネルギー利用の効率化を推進するための方向性、具体的な技術や手順、進捗管理方法などをとりまとめたもの

生活の質（QOL）

Quality Of Life。健康（単に疾病がないということではなく、完全に身体的・心理的・社会的・霊的に満足のいく状態にあること。）で生き甲斐を持って自己実現を果たせるような日常生活を過ごしているか否か

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demend。水中の有機物を分解するために微生物が必要とする酸素量

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがあるとされている。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。2012（平成 24）年 9 月には、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定された。

生物多様性条約

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。1992（平成 4）年に採択され、1993（平成 5）年 12 月に発効した。日本は 1993（平成 5）年 5 月に締結した。条約に基づき生物多様性国家戦略を策定し、これに基づく各種施策を実施している。

生物多様性戦略計画 2011-2020

2010（平成 22）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された戦略計画。特に、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標を愛知目標と呼ぶ。

ゼロエネルギー住宅（ZEH）

Net Zero Energy House。住まいの断熱性・省エネ性能を高め、太陽光発電等でエネルギーを創ることで年間の一次消費エネルギー量の収支をプラスマイナスゼロにする住宅のこと

全国水生生物調査

指標生物による水質判定を行う全国的な調査。きれいな水の指標生物であるカワゲラが長良川などで観察されるため、岐阜県ではカワゲラウオッチングという名前で普及している。

総合的な学習の時間

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることを目的に創設された。

た行

大気監視テレメータシステム

テレメータとは遠隔測定の意味。自動測定機で測定したデータを専用回線で送信し、監視室で集中管理するシステム

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程で生成される。1999（平成 11）年のダイオキシン類対策特別措置法の施行により、ダイオキシン類は大気汚染防止法における有害大気汚染物質の指定物質からは除外されている。

多自然川づくり

河川が本来有する生きものの良好な生息・生育環境に配慮し、更に美しい自然景観を創出するため、試験的に実施されていた「多自然型川づくり」事業を、「型」にはまらず普遍的な川づくりの姿へと展開したもの

たずさえの森

本市と長良川上流域の自治体が、緑化・造林事業に関する契約を締結し、森林資源の造林を行う事業。上流域の自治体が土地を提供し、本市が森林整備にかかる費用負担者となって新植・保育等の森林整備を行い、成林後は収入を分収する。

ダンボールコンポスト

基材（ココピートともみ殻燻炭）を入れたダンボール箱の中で、好気性微生物の働きで生ごみを分解する堆肥化方法

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策について国が定める計画

地中熱ヒートポンプシステム

地中熱（地下水熱を含む）を熱源として、ヒートポンプを活用し、空調や給湯用のエネルギーとして利用するシステム

窒素酸化物（NOx）

燃料を高温で燃やすことで、燃料中や空気中の

窒素と酸素が結びついて発生する。工場や火力発電所、自動車、家庭など発生源は多様

中心市街地活性化計画

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき策定する計画

中心市街地緑化重点地区

緑化重点地区とは、岐阜市緑の基本計画において、最も重点的に取り組むべき都市の緑の骨格軸の形成と、地域生活拠点などの形成に資する地区

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会

出前講座

市及び企業等が行っている仕事のなかで、市民が聞きたい内容をメニューから選び、市の職員等が講師となり地域に出向き、話をするもの

特定支障除去等事業

1997（平成 9）年の廃棄物処理法の改正以前に不適正処理（不法投棄）された産業廃棄物について、実施計画に基づき行政代執行により市が生活環境の保全上の支障を除去する事業

トビリシ環境教育政府間会議宣言

トビリシ環境教育政府間会議に出席した各国政府の共通認識を示すものとして、環境教育の目標領域、対象など、その後の世界の環境教育の方向性を決める枠組みを創出したもの

富山物質循環フレームワーク

2016（平成 28 年）5 月に開催された G7 富山環境大臣会合において、資源効率性・3R に関する G7 の新たな枠組みとして採択された。G7 共通のビジョンとして、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、資源がライフサイクル全体にわたって効率的かつ持続的に使われる社会を実現することが示された。

な行

長良川大学

ライフステージに応じて体系化した市及び市の関係機関の講座・教室、市民の希望に応じて市職員や企業担当者が出向いて話をする出前講座、及び市内・近郊の大学・高専の公開講座・開放講座をまとめたもの

ながら川ふれあいの森

本市北東部の三田洞地区から長良古津地区にまたがる管理面積 233ha の森林地域。本市最高峰の百々ヶ峰(417.9m)を擁し、約 20 km の遊歩道が整備されている。自然散策や森林浴、キャンプなど、様々な自然体験活動を行うことができる。

長良川流域環境ネットワーク協議会

長良川の上流域から下流域までの自治体、企業などで構成し、植林や水質保全など長良川流域の保全活動をする協議会

熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電を始め、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用する。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

燃料電池

水素と酸素の反応により電気を発生させる発電装置

は行

発生抑制(リデュース)

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等製品の設計から販売に至る全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要

パリ協定

2015(平成 27)年末にフランス・パリで開催された COP21 において採択された、全ての国に適用される 2020 年以降の気候変動対策

に関する新たな法的枠組み

微小粒子状物質(PM_{2.5})

SPM のうち、粒径 2.5 μm(マイクロメートル:1 μm=100 万分の 1m)以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

ヒートポンプ

気体に圧力がかかると温度が上がり、圧力を緩めると温度が下がるという原理(ボイル・シャルルの法則)を利用し、大気中、地中等と熱をやり取りする装置

ヒメコウホネ

沈水葉と浮葉を持つ多年草で、5~10 月頃に黄色い花が水面から突き出て咲く。湧水を水源に持つ丘陵山間部の池沼や農業用水路などに生息する。

ブルーリスト

本来市内に自然分布していなかったが、人為的影響で侵入した生きもの(外来種)のリスト。「レッド」に対する言葉として「ブルー」が使用されることが多い。

浮遊粒子状物質(SPM)

Suspended Particulate Matter。大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾル等)のうち粒径が 10 μm のもの

フロン類

フロン排出抑制法の対象となる CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)

ベオグラード憲章

1975(昭和 50)年に開催された国際環境教育会議(ベオグラード会議)で作成された憲章。環境の状況、環境の目標、環境教育の目標、環境教育の目的、対象、環境教育プログラムの指針となる原則の 6 つで構成され、環境教育のフレームワークとなっている。環境教育の目標として、関心、知識、態度、技能、評価能力、参加の 6 つをあげている。

ホトケドジョウ

大型の個体では全長 8cm を超え、体型は円筒形で、4 対 8 本の髭がある。体色は地域差や個

体差があるが、茶褐色又は赤褐色で体側には黒点が散在している。湧水を水源に持つ細流や用排水路、池の砂礫底又は泥底に生息し、底生の小動物を捕食する。

ホットスポット

局地的に何らかの値が高かったり、局地的に何らかの活動が活発であったりする地点・場所・地域のこと。岐阜市生物多様性プランでは、生物多様性が非常に豊かで、かつ、希少種が多数、生息・生育しているような地域を指す。

ま行

緑のカーテン

アサガオやゴーヤなどのツル性植物で建築物の壁面緑化を行うもので、日射を遮ることで室内の温度を低減し、また、植物の蒸散効果により、日射による熱を吸収するため、室内のみならず都市の気温低減にも寄与する。

みんなの森ぎふメディアコスモス

“知の拠点”の役割を担う市立中央図書館、“絆の拠点”となる市民活動交流センター、多文化交流プラザ及び“文化の拠点”となる展示ギャラリー等からなる複合施設。本市の強みである長い日照時間や豊富な地下水を利用した太陽光や地中熱などの再生可能エネルギーを最大限に活用した建物

や行

柳津資源ステーション

合併前から柳津地域に設置する、家庭から出る資源ごみ（紙類、古着類、カン類、ビン類、トレイ類・発泡スチロール、ペットボトル、プラスチック製容器包装等）を常時持ち込める施設

ヨハネスブルグ・サミット

1992（平成4）年に開催された国連環境開発会議（「地球サミット」）から10年目に当たる2002（平成14）年9月に、地球サミットで採択された「アジェンダ21」等の見直しや新たに生じた課題等について議論するため開催された。持続可能な開発のための決意を新たにする「ヨハネスブルグ宣言」と各国、機関に対し21世紀最初の包括的な行動指針を示す「実施計画」が合意された。

ら行

リサイクル

「再生利用」参照

リサイクル学習バス「シビックアクション号」

「シビックアクション号」参照

リデュース

「発生抑制」参照

リユース

「再使用」参照

レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本

レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの

レボリューション

revolution。「革命」を意味する言葉であり、岐阜市地球温暖化対策実行計画においては、目標達成に向けた取り組み姿勢を表す言葉として用いている。

数字、アルファベット

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース）：廃棄物の発生抑制、Reuse（リユース）：再使用、Recycle（リサイクル）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

3R（スリーアール）クッキング

ごみの発生を減らす「リデュース」、くりかえし使う「リユース」、資源として再生利用する「リサイクル」を実践する調理法

3（さん）キリ

食材は“使いキリ”、出された料理は“食べキリ”、生ごみを出すときは“水キリ”を実践して生ごみを減量する取り組み

3・3（さんさん）プロジェクト

「3（さん）キリ」行動と「3R（スリーアール）クッキング」を合わせて行動することで、効果的に生ごみを減らそうとする取り組みのこと

5・3・0（ごみゼロ）運動

ごみゼロと語呂を合わせ、5月30日に街中のごみを拾い歩く運動のこと。1975（昭和50）年に豊橋市で発祥し、本市では1988（昭和63）年に初めて開催された。

ayuca

岐阜乗合自動車（岐阜バス）で導入されている非接触型 IC カード乗車券の名称

BOD

「生物化学的酸素要求量」参照

COOL CHOICE

省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。2015（平成 27）年 7 月にスタートし、2030 年度まで継続する予定

COP

Conference of the Parties（条約の締約国会議）。気候変動枠組条約や生物多様性条約で使われることが多い

DREAM Solar ぎふ太陽光発電所

岐阜市北野阿原一般廃棄物最終処分場に設置する太陽光発電所

ESD

「持続可能な開発のための教育」参照

ESD に関するグローバルアクションプログラム

「GAP」参照

GAP

Global Action Program on ESD。「国連 ESD の 10 年」から先、すなわち 2015（平成 27）年以降の ESD の推進方策であり、「政策的支援」「機関包括型アプローチ」「教育者」「ユース（若者）」及び「地域コミュニティ」の 5 つの優先行動分野が示されている。

G7 富山環境大臣会合

G 7（日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ）及び EU の環境担当大臣や関係国際機関の大臣等が出席し、国際社会が直面する主要な環境問題に関する意見交換を行うとともにサミット（主要国首脳会議）に環境面から貢献することを目的としてサミットに先立ち開催される会合。2016（平成 28）年 5 月に伊勢志摩サミットに先立ち富山市で開催された。

GEMS

「岐阜市環境管理システム」参照

IPCC

「気候変動に関する政府間パネル」参照

Ox

「光化学オキシダント」参照

PM_{2.5}

「微小粒子状物質」参照

pg-TEQ

1pg（ピコグラム）は 1 兆分の 1 グラム。また、TEQ（Toxic Equivalen）はダイオキシン類全体の強さを表す毒性等価換算濃度のことで、2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）に換算した数値

ppm

parts per million。100 万分率のことで、1ppm=0.0001%

QOL

「生活の質」参照

Re-style

環境省が提唱する循環型社会のライフスタイル。「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」を、キーメッセージに「3R」に関する様々な取り組みについて情報発信する。

SDGs

「持続可能な開発目標」参照

SNS

Social Networking Service。友人や、同じ趣味を持つ人など、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと

SPM

「浮遊粒子状物質」参照

VOC

「揮発性有機化合物」参照

V2H

「次世代自動車充給電設備」参照

ZEH

「ゼロエネルギー住宅」参照



岐阜市環境基本計画

2018（平成30）年3月改定

発行 岐阜市

編集 岐阜市自然共生政策課

〒500-8720 岐阜市神田町1丁目11番地

TEL : 058-265-4141（代）

FAX : 058-264-7119

E-mail : kyousei-sei@city.gifu.gifu.jp
